



平成20年12月 三豊市

この冊子は環境にやさしい再生紙を利用しています。

三豊市新総合計画 —自立への助走路—

平成20年12月 三豊市

三豊市新総合計画

—自立への助走路—



平成20年12月
三豊市

ごあいさつ

三豊市が誕生して早や3年が過ぎようとしています。

私たちは、三豊市に大きな夢を託して合併をいたしました。しかし、少子高齢化の進行や人口の減少など、将来への厳しい現実もあらためて自覚し、加えて、地方自治の仕組みも大きく転換し、これまでのように、国や県にリードされた行政ではもはや課題が解決しないことも知りました。

三豊市が、将来に向かって持続的に発展し、みんなが誇りを持てる「ふるさと三豊」を実現するためには、市民、市民組織、民間企業、行政がパートナーシップを組み、お互いに協力し合うとともに、身の丈に合ったまちづくりに取り組むことが必要だと考えます。

まちづくりの設計書である「三豊市新総合計画」では、基本理念を「自主・自立」、サブタイトルを「自立への助走路」といたしました。この10年間の助走路を、みんなで力を合わせ、そして次第に加速して進むことができれば、さらなるステージへとステップアップできるものと確信します。

これが「地域内分権」によるまちづくりであり、それを押し進める推進力はみなさま方が持っている「市民力」です。このため、三豊市新総合計画では、三豊市の将来像を「“豊かさを” みんなで育む市民力都市・三豊」といたしました。

この実現のためには、まだまだ解決しなければならない課題も沢山あり、また、私たちが持っている財源にも限りがあります。「選択と集中」というメリハリのある対応もご理解いただかなければなりません。

しかし、みんなで力を合わせ、市民力を発揮すれば必ず困難は克服できます。

私たちみんなの新しいふるさと三豊に、市民みなさまお一人おひとりの限りない愛情を賜り、子どもたちが「我がふるさと三豊」と笑顔でひびき合えるまちに育んでいきましょう。



三豊市長 横山忠始

目次

第1編

序論

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 6
- 2. 計画の性格と役割 6
- 3. 計画の構成と期間 7

第2章 三豊市の概況と課題

- 1. 三豊市の概況 9
- 2. 時流を読む 15
- 3. 市民ニーズの動向 18
- 4. まちづくりの課題と方向性 26

第2編

基本構想

第1章 三豊市の将来像

- 1. まちづくりの基本理念 30
- 2. まちの将来像 31
- 3. 将来像実現のための基本目標 32

第2章 施策の大綱

- 1. 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）..... 35
- 2. 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）..... 37
- 3. 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）..... 39
- 4. 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・保健・福祉）..... 40
- 5. 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）..... 42
- 6. ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）..... 44

第3章 将来人口目標と土地利用方針

- 1. 将来人口目標 46
- 2. 土地利用方針 47

第4章 計画の実現に取り組むために

- 1. 「地域内分権」で「市民力」を発揮する
「三豊市型まちづくり」の推進 48
- 2. 新たな施策評価システムの確立 51

序章	三豊が一番をめざして	54
----	------------	----

第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

1. 農業の振興	56
2. 水産業の振興	61
3. 工業の振興	64
4. 商業の振興	67
5. 観光の振興	69
6. 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進	72

第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

1. 環境・景観の保全と創造	75
2. 循環型社会の形成	78
3. 上水道の安定供給	82
4. 生活排水の適正処理	85
5. 公園・緑地の整備	87
6. 墓地・斎場の整備	89
7. 土地の有効利用	91
8. 住宅対策の推進	93
9. 道路・交通網、港湾の整備	95
10. 情報化の推進	99

第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

1. 消防・防災体制の強化	101
2. 防犯対策の推進	104
3. 交通安全対策の推進	106
4. 消費者対策の推進	108

目次

第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）

1. 地域医療体制の確立	110
2. 健康づくりの促進	112
3. 児童福祉・子育て支援の充実	115
4. 高齢者福祉の推進	117
5. 障がい者福祉の推進	120
6. 生活困窮者の自立支援	124
7. 地域福祉の推進	126
8. 社会保障制度の健全運営	128

第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

1. 幼稚園教育の充実	132
2. 学校教育の充実	135
3. 生涯学習社会の形成	139
4. 青少年の健全育成	142
5. 文化芸術の振興と歴史の継承	145
6. スポーツ活動の普及	147
7. 国際・地域間交流の促進	149

第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

1. 人権尊重社会の確立	151
2. 男女共同参画の促進	153
3. 情報公開の推進	155
4. 地域内分権の推進	157
5. 市民本位の行政運営の確立	160

付属資料

・ 審議会委員名簿	164
・ 諮問書	165
・ 答申書	166
・ 策定経過	170



第1編

序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 三豊市の概況と課題

第 1 章

計画策定にあたって

第 1 章

1. 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、高度情報化やグローバル化^{*1}の進展、地球規模での環境問題の深刻化、少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化は、私たちの市民生活にも様々な変化をもたらそうとしています。

一方、地方自治においては、明治以来から連綿と続けられてきた中央集権体制による国づくりが、平成12年の地方分権一括法の成立により劇的な転換を遂げ、自らの意思と責任に基づく地域づくり、つまり、小さな政府「住民自治による地域づくり」へと変化しました。

この「三豊市新総合計画」は、合併時に策定した「新市建設計画」をさらに発展させ、市民・行政がそれぞれの機能と力を合わせることにより、本市の抱える課題を克服し、「自主・自立」を基本理念とする新しいまちづくりへの目標と指針を示すものであり、計画期間である平成21年度からの10年を「自立への助走路」として位置づけるものです。

2. 計画の性格と役割

(1) 三豊市経営の最高方針

本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画で、地方分権^{*2}時代に即した自主・自立のまちを運営していくための指針となるものであり、市の各種計画や施策の基本となるものです。

(2) 市民のまちづくり活動の指針

市民・市民組織・民間企業・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの役割と創意工夫によって目標の実現を図るためのまちづくり活動の指針となるものです。

(3) 国・県・周辺市町に対する三豊市の主張

国や香川県、周辺市町に対し、必要な施策や事業を要請していくための本市の主張を示すものです。

※1 グローバル化…人や物、情報、資金等の国境を越えた移動が活発化し、地球規模での結びつきが強まること

※2 地方分権…国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革

3. 計画の構成と期間

(1) 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

①基本構想

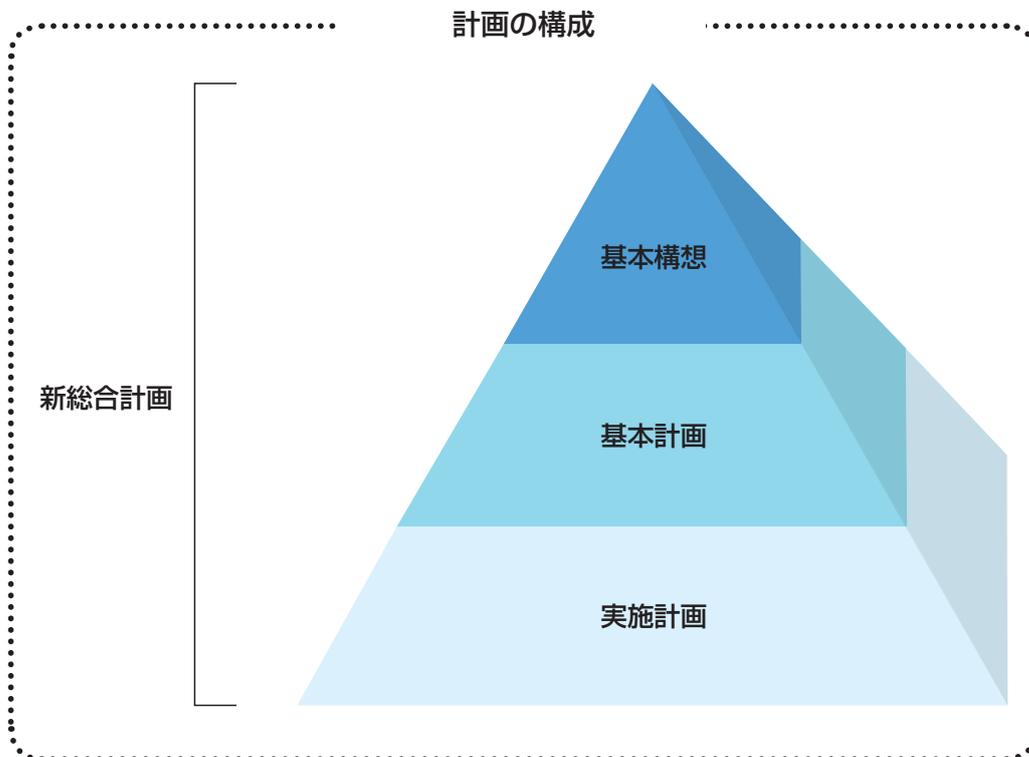
基本構想は、本市がめざす将来像と、その実現のための基本目標や施策、施策の大綱など、市政運営の基本方針を示したものです。

②基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、各分野で取り組むべき施策の内容や具体的な数値による成果指標などを明らかにしたものです。

③実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事業の内容や財源などを示したもので、別途策定するものとしてします。



(2) 期間

①基本構想

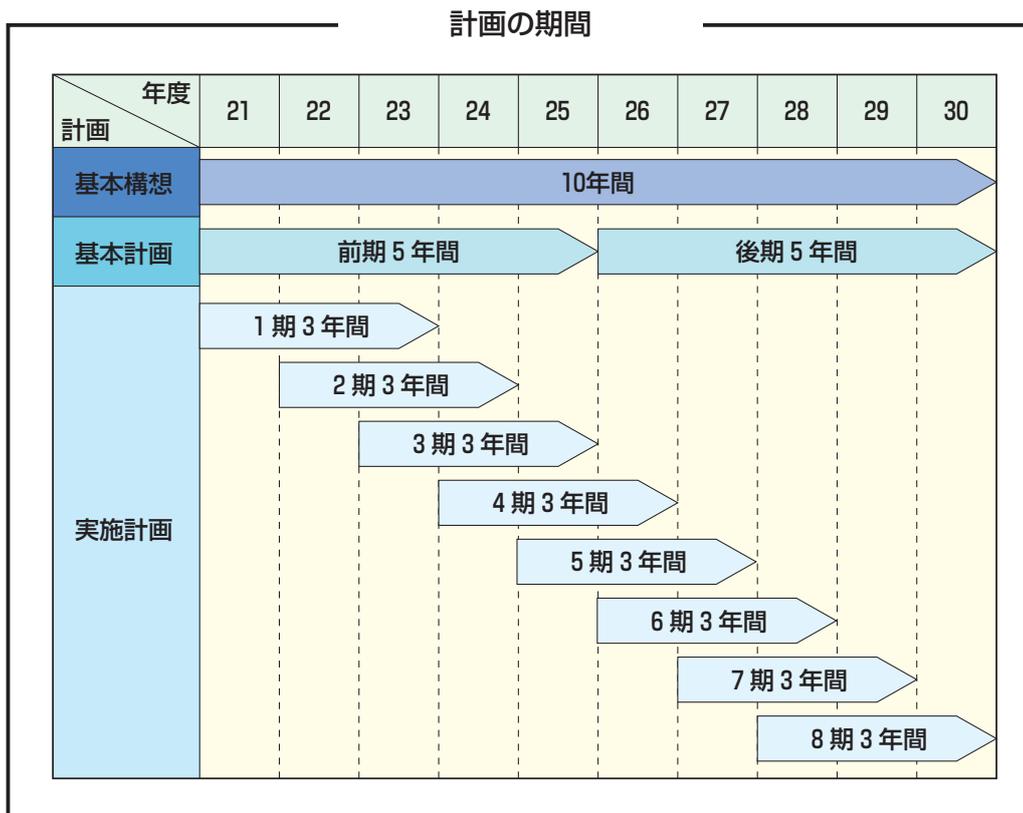
基本構想は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とします。

②基本計画

基本計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を前期基本計画、平成26年度から平成30年度までの5年間を後期基本計画とします。

③実施計画

実施計画は、3年間を計画期間とし、ローリング方式^{※3}により見直しを行います。



※3 ローリング方式…毎年度見直す方式

三豊市の概況と課題

1. 三豊市の概況

(1) 位置と地勢等

本市は、香川県西部に位置し、南部から南東部にかけては讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地があり、北東部は大麻山、弥谷山、西部は、七宝山（志保山）などの山々があります。北西部は、瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南側には、砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島、志々島、蔦島などの島しょ部もみられます。

中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成しています。また、三豊平野にはため池が多数点在していることも地勢の大きな特色となっています。

総面積は222.66km²で、県の総面積1,875.98km²の11.87%を占めており、県下17市町のうち、高松市に次いで2番目の面積規模となっています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量は概ね年間1,200ミリメートル前後、平均気温は摂氏15～17度となっており、温暖な気候に恵まれています。

■三豊市の位置



(2) 人口と世帯

① 総人口・世帯数の推移

平成17年の国勢調査結果によると、本市の総人口は71,180人で、県の総人口1,012,400人の7.03%を占めており、県下17市町のうち、高松市、丸亀市に次いで3番目の人口規模となっています。

昭和55年から平成17年までの25年間の推移をみると、昭和60年をピークに人口が減少しており、20年間で7,102人の減少となっています。

また、総世帯数は22,713世帯で、一貫して増加傾向を示しています。世帯人員は3.13人で、減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の分化が進んでいます。

■ 総人口の推移

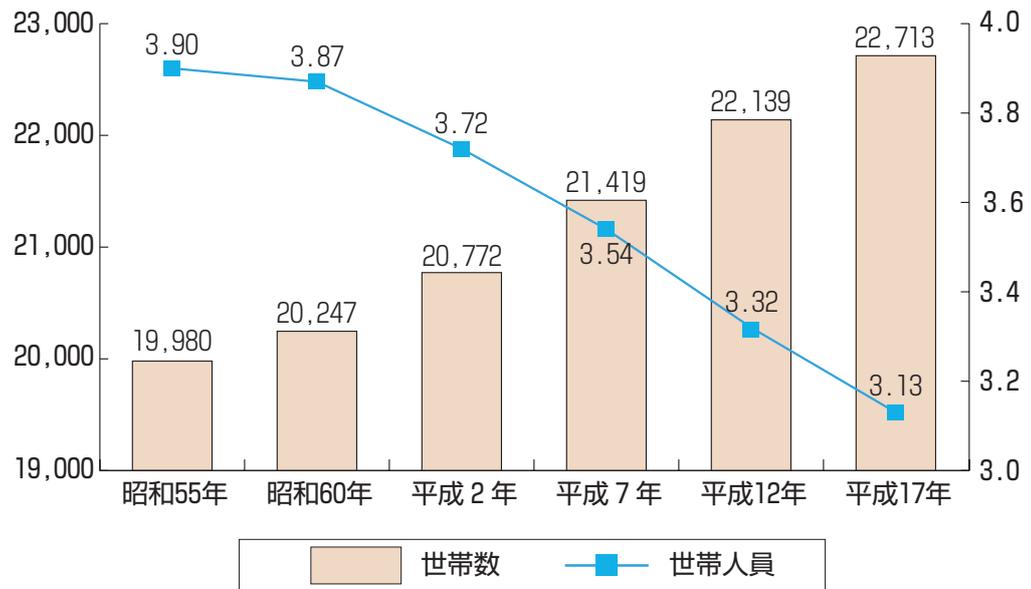
(単位：人、%)

年 区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
三豊市	77,939	78,282	77,284	75,845	73,494	71,180
香川県	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400
対県割合	7.79	7.66	7.55	7.39	7.18	7.03

資料：国勢調査

■ 世帯数と世帯人員の推移

(単位：世帯、人)



資料：国勢調査

②年齢階層別人口の推移・人口の動態

本市の人口を年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は8,920人（12.5%）、15～64歳の生産年齢人口は42,254人（59.4%）、65歳以上の老年人口は20,006人（28.1%）となっています。

昭和55年から平成17年までの25年間の推移をみると、少子高齢化の進行により、年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられ、平成2年から老年人口が年少人口を上回っています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。

本市の人口の動態をみると、平成2年以降は死亡数が出生数を上回り、その差が徐々に増加してきており、人口減少が加速しています。

■年齢階層別人口の推移

(単位：人、%)

区分	年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
年少人口 (14歳以下)	人口	15,642	15,256	13,232	11,282	9,997	8,920
	割合	20.1	19.5	17.1	14.9	13.6	12.5
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	50,562	50,064	49,201	47,286	44,515	42,254
	割合	64.9	64.0	63.7	62.3	60.6	59.4
老年人口 (65歳以上)	人口	11,735	12,961	14,832	17,277	18,970	20,006
	割合	15.1	16.6	19.2	22.8	25.8	28.1
総人口		77,939	78,282	77,284	75,845	73,494	71,180

注：総人口には、昭和60年に1人、平成2年に19人、平成12年に12人の年齢不詳を含む
資料：国勢調査

■人口の動態

(単位：人)

年	区分	人口 増減	自然動態			社会動態								
			自然 増減	出生	死亡	社会 増減	転入				転出			
							総数	県内	県外	不明	総数	県内	県外	不明
昭和55年		178	183	900	717	△5	2,778	1,421	1,323	34	2,783	1,448	1,315	20
昭和60年		235	83	762	679	152	2,612	1,388	1,202	22	2,460	1,404	1,056	0
平成2年		△110	△97	629	726	△13	2,325	1,291	979	55	2,338	1,270	1,067	1
平成7年		△225	△254	572	826	29	2,571	1,483	1,056	32	2,542	1,423	1,118	1
平成12年		△241	△261	580	841	20	2,509	1,397	1,063	49	2,489	1,347	1,128	14
平成17年		△435	△434	464	898	△1	2,308	1,317	977	14	2,309	1,345	958	6

資料：人口移動調査

(3) 道路・交通条件

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号、JR予讃線が走り、南東部には、南北に国道32号、JR土讃線が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道については、市内にさぬき豊中インターチェンジと三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しているほか、国道32号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

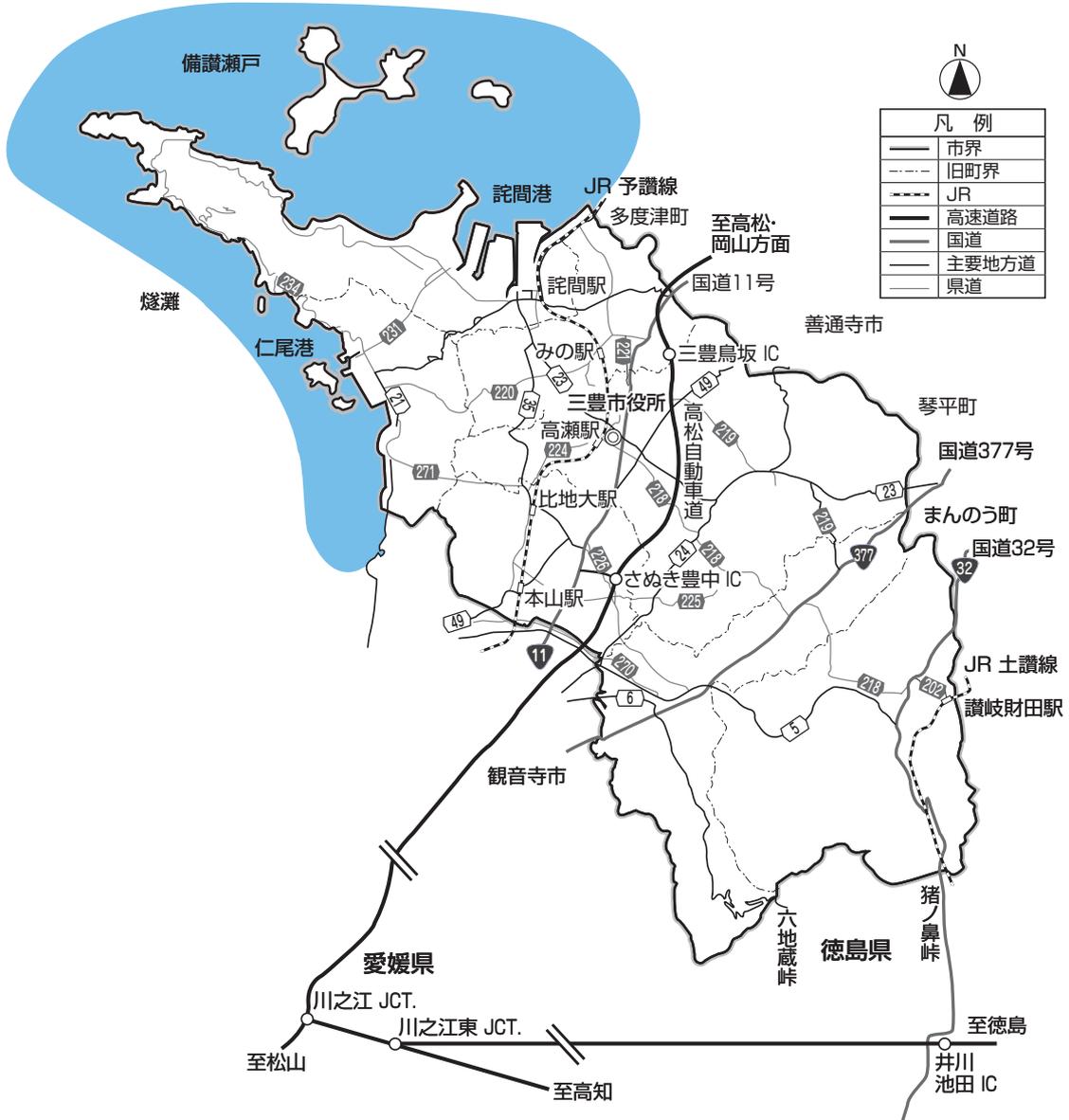
また、JR予讃線には詫間駅、みの駅、高瀬駅、比地大駅、本山駅、JR土讃線には讃岐財田駅があるほか、土讃線の分岐点である多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通立地条件を有しています。

さらに、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港と、マリレジャーの盛んな仁尾港の2つの地方港湾を有しています。

■高速道路の状況



■ 主要な道路・交通網



(4) 就業構造

本市の就業者総数は36,178人で、このうち第1次産業が5,626人(15.6%)、第2次産業が12,007人(33.2%)、第3次産業が18,468人(51.0%)となっており、第1次産業の割合が国(4.8%)や県(7.1%)に比べ非常に高く、人数で見ても県全体の16.0%を占めています。

平成7年から平成17年までの10年間の推移をみると、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しており、就業構造が大きく変化してきています。

■ 産業大分類別就業者数の推移

(単位：人、%)

区分	年	平成7年		平成17年	
		就業者数	割合	就業者数	割合
就業者総数		40,524	100.0	36,178	100.0
第1次産業		7,203	17.8	5,626	15.6
農業		6,855	16.9	5,432	15.0
林業		17	0.0	8	0.0
漁業		331	0.8	186	0.5
第2次産業		15,335	37.8	12,007	33.2
鉱業		53	0.1	10	0.0
建設業		3,720	9.2	3,130	8.7
製造業		11,562	28.5	8,867	24.5
第3次産業		17,974	44.4	18,468	51.0
卸売・小売業・飲食業		5,989	14.8	6,033	16.7
金融・保険業		677	1.7	547	1.5
不動産業		80	0.2	119	0.3
運輸・通信業		2,209	5.5	1,857	5.1
電気・ガス・熱供給水道業		143	0.4	87	0.2
サービス業		7,692	19.0	8,726	24.1
公務		1,184	2.9	1,099	3.0

注：就業者総数には、平成7年に12人、平成17年に77人の分類不能を含む

資料：国勢調査

■ 産業大分類別就業者数の県との比較（平成17年）

(単位：人、%)

区分	市・県	三豊市	香川県	対県比
就業者総数		36,178	490,755	7.4
第1次産業		5,626	35,086	16.0
第2次産業		12,007	130,359	9.2
第3次産業		18,468	321,005	5.8

注：就業者総数には、三豊市に77人、香川県に4,325人の分類不能を含む

資料：国勢調査

2. 時流を読む

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

わが国では、少子化が深刻な問題となっており、これに伴い、すでに現在の人口を維持することができない状況となり、平成17年度に人口減少時代に入りました。また、高齢化も、世界に例を見ない速度で進んでおり、平成25年には国民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行に伴って、経済成長力や地域活力の低下、医療・福祉、教育など様々な分野への影響が懸念され、大都市圏と地方との地域間格差も指摘されるなど、これらを前提とした社会・経済システムの見直しや活性化などへの対応が急務となっています。

(2) 地球環境問題の顕在化

環境、食料、エネルギーなど一つの国では解決できない課題が多くなっています。特に、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染の進行、熱帯林や野生生物種の減少、砂漠化など、地球規模の環境問題が世界共通の課題として認識されるようになっていきます。

地球温暖化については、その原因は人間の活動から発生する温室効果ガスの増加とほぼ断定され、温暖化による異常気象はすでに世界的に深刻な脅威であるとされています。このままでは、今後さらに大規模な地球温暖化が予測され、それを止めるには温室効果ガスを削減する早急な取り組みが必要となっています。

このため、こうした地球環境問題を生活に身近なこととしてとらえ、限られた資源を有効に利用し、環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

自然災害の頻発、悪質な犯罪の多発、国境を越えた感染症の発生、食品の安全確保などを背景に、安全・安心に対する人々の意識が高まっています。

このような中、近年、全国各地で発生する大規模な地震や集中豪雨等に伴う激甚災害や、近い将来、発生が予測される南海・東南海地震など、災害の発生に対して被害を減らす減災の視点で自然災害と向き合い、適切な備えを怠らないことが、一層重要性を増しています。

また、医療体制や福祉の充実、食の安全の確保、女性、中高年齢者、障がい者

などの雇用の対応、治安の維持など、安全で安心して暮らせる環境の創出に対する期待が強まっています。

(4) グローバル化の進展

情報通信技術や交通・輸送手段の発達によって、人やモノ、情報、資金などが世界中を活発に行き交い、異なる国や地域がこれまで以上に緊密に、短時間で結びつくようになっています。

こうしたグローバル化の進展により、地球温暖化など地球的規模の問題の解決や多文化共生社会の実現など、様々な社会的、経済的、文化的活動における国家・地域間の相互の理解、協力の重要性が高まっています。

一方、グローバル化は、経済・産業等の面で国際的な競争の激化をもたらしている側面があります。しかし、これを新たなチャンスととらえ、世界的な展開を視野に入れながら技術力の向上や人材の育成など持続可能な経済基盤の強化を着実に進め、地域の個性や資源に根ざした魅力を高めていくことが、国際間競争力の強化、ひいては地域活性化の鍵になります。

(5) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な発達は、生活の利便性を向上させ、産業の生産性・効率性を高めるなど、社会生活・経済活動に変化をもたらしています。その一方、高度情報化の進展に伴い、情報技術が社会的な格差を生じさせるデジタルデバイド^{※4}や、情報通信システムの安全性や信頼性の確保などの課題も生じています。

また、国は、さらなる技術の進歩により、ユビキタスネットワーク社会^{※5}の実現により、情報通信技術の利用が隅々にまで浸透していくことをめざしています。

今後は、少子高齢・人口減少社会において、防災、保健・医療・福祉などの生活に密着した分野や産業、地域づくりなどの様々な場面で、情報通信技術が人々の活動を補完、活性化し、社会・経済の発展に寄与することが期待されています。

(6) 価値観・ライフスタイルの多様化

「物の豊かさ」がある程度得られた今日、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ、「集団への帰属」から「個人の尊重」へと人々の価値観が変化する中で、価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野に限らず、スローライフ^{※6}、ロハス^{※7}、田舎暮らし、U・J・Iターン^{※8}などの言葉にも代表されるように、家族形態や就労形態などライフスタイルそのものにまで及んでいます。一方で、人間関係が希薄化する傾向

※4 デジタルデバイド…情報を持つ者と持たない者との格差

※5 ユビキタスネットワーク社会…「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、人と人に加え、人と物、物と物との情報のやりとりが自在にできる社会

にあり、地域社会においては、互いに支え合う機能の低下が懸念されていることから、誰もが社会の一員としての自覚を持って行動し、責任を果たしていく社会の実現が求められています。

また、家庭や地域の教育力の低下、規範意識や公共心の欠如なども顕在化してきていることから、学校はもとより家庭や地域が一体となって、確かな学力や豊かな社会性を身につけた自立できる子どもや若者を育てていくことが大きな課題となっています。

(7) 地方分権から地方政府の確立へ

地方自治体においては、平成12年に施行された地方分権一括法により、地方分権時代を迎えました。地方分権では、住民に身近な地方自治体へ権限を移譲することで、地方自治体が自らの責任と判断によって行動し、個性豊かな地域社会を築くとともに、地域の自主性・自立性を高めていくことが求められています。

また、補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲を同時に進める三位一体改革の実行や、平成18年には国と地方が分担すべき役割を明確にして、地方の自主性及び自立性を高めることを基本理念とした地方分権改革推進法が成立しました。

さらに、平成20年には地方分権改革の推進に強力に取り組むべく地方分権改革推進要綱が決定したことにより、今後は地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていくため、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、生活者の視点に立つ「地方政府」に近づけていくことが求められます。

※6 スローライフ…ゆったりとマイペースで人生を楽しもうというライフスタイル

※7 ロハス…健康と環境、持続可能な社会生活を心がけるライフスタイル

※8 U・J・Iターン…Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地域へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと

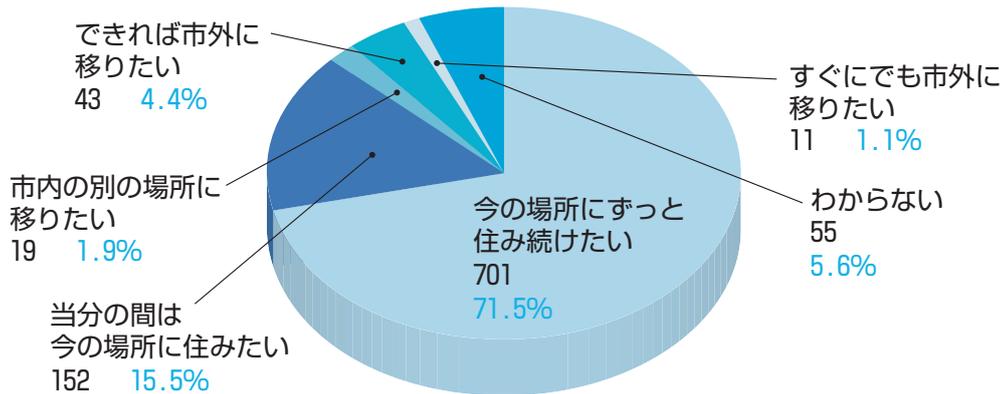
3. 市民ニーズの動向

(1) 三豊の未来づくり市民アンケート

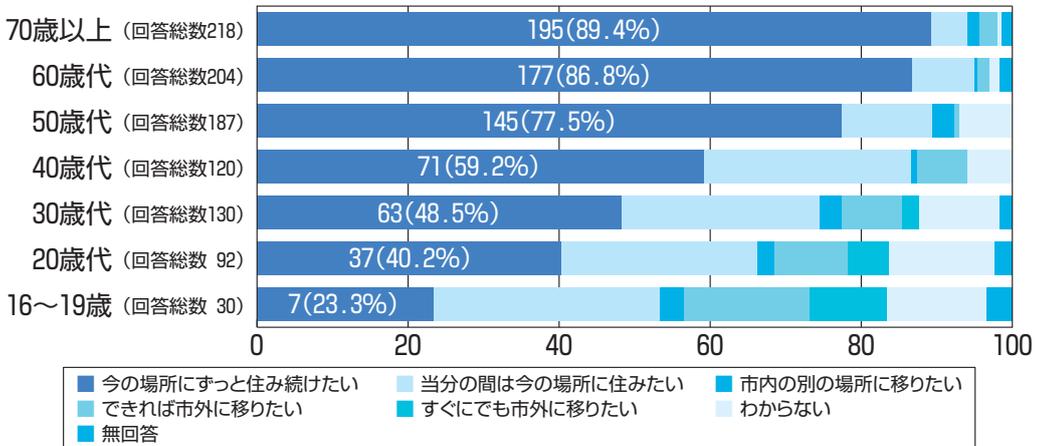
市内在住の16歳以上2,500名を対象に実施した市民アンケートでは、997人の市民からの回答をいただきました。(回答率39.9%)

① 定住意向

「今の場所にずっと住みたい」と答えた人が全体の約70%を占めることから、市民の定住意向は強いといえます。また、「別の場所に移りたい」と答えた人の理由として多かった回答は、「交通の便が悪い」、「買い物に不便」、「娯楽や遊戯施設が少ない」などでした。

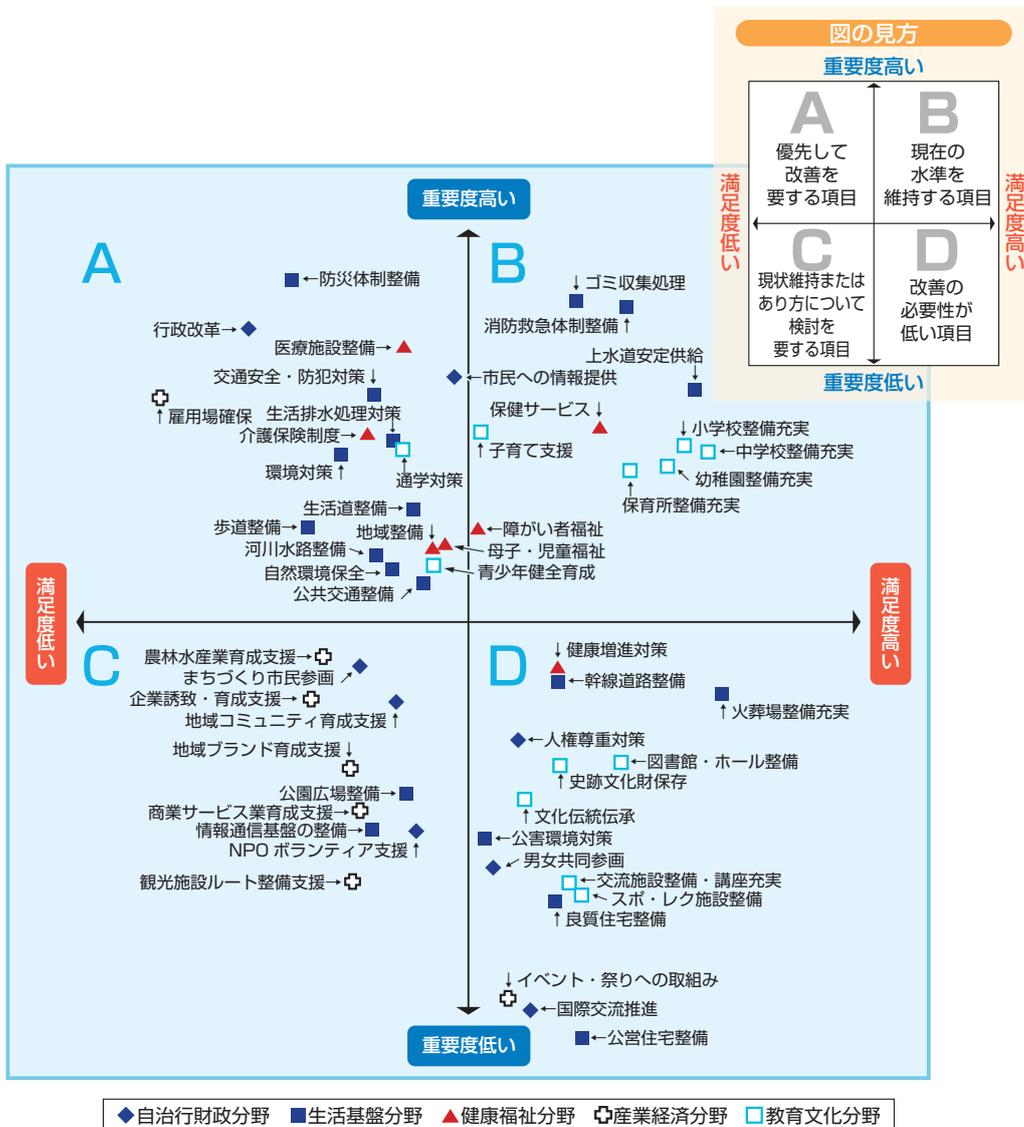


しかし、年齢階層別にみた場合、年齢が若くなるほど、定住意向が低くなっていることがわかります。



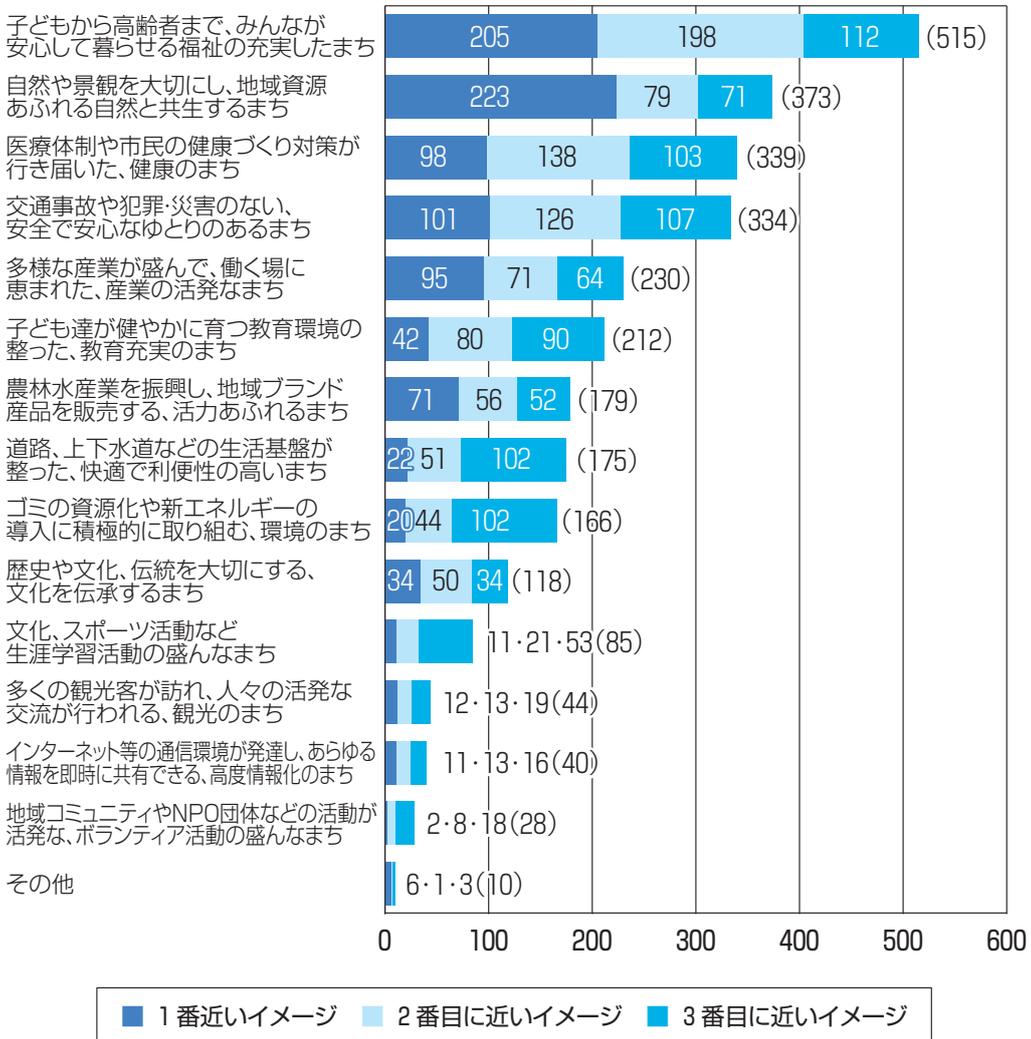
②各環境や施策に対する市民評価

本市の生活環境や行政サービス、公共施設など5分野、53項目について市民の満足度と重要度の2つの視点からそれぞれ評価してもらった結果、現在は満足度が低く、今後の重要度が高いと評価されたのは、「地震や水害に対する防災体制づくり」、「行財政改革への取り組み」、「病院や診療所など医療施設の整備」、「雇用の場の確保への取り組み」などでした。また、現在の満足度も高いが、今後もさらに重要だと評価されたものは、「ごみの収集や処理などの取り組み」、「消防や救急体制の整備」、「上水道の安定供給」などという結果になりました。



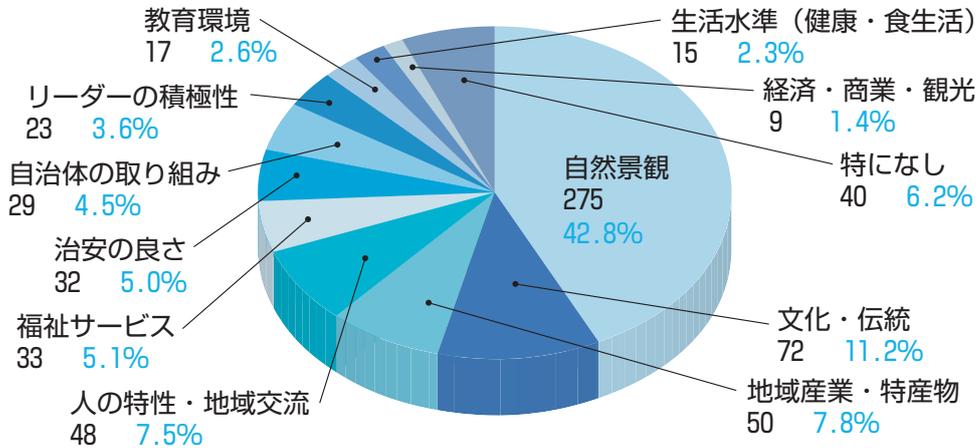
③将来のまちのイメージ

本市の将来のまちのイメージについて、近いものは何かを3つたずねたところ、「子どもから高齢者まで、みんなが安心して暮らせる福祉の充実したまち」が最も多く、次いで「自然や景観を大切にし、地域資源あふれる、自然と共生するまち」、「医療体制や市民の健康づくり対策が行き届いた、健康のまち」、「交通事故や犯罪・災害のない、安全で安心なゆとりのあるまち」の順になりました。



④大切にしたいもの・自慢できるもの

大切にしたいものや自慢できるものとして最も回答の多かったのは「自然景観」、次いで「文化・伝統」、「地域産業・特産物」という結果になりました。

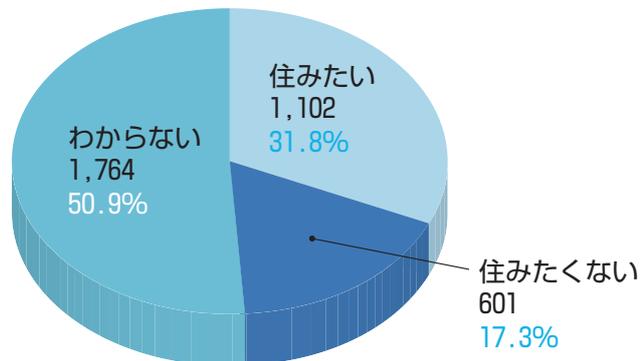


(2) 三豊の未来づくり子どもアンケート

本市の未来を担う市内小学校（25校）4学年から6学年全児童1,806名と、市内中学校（8校）の全学年生徒1,897名（ただし、組合立三豊中学校並びに県立のぞみが丘中学校については本市内に住所を有する生徒を対象）の合計3,703名を対象とした子どもアンケートでは、3,488人の児童・生徒からの回答をいただきました。（回答率94.2%）

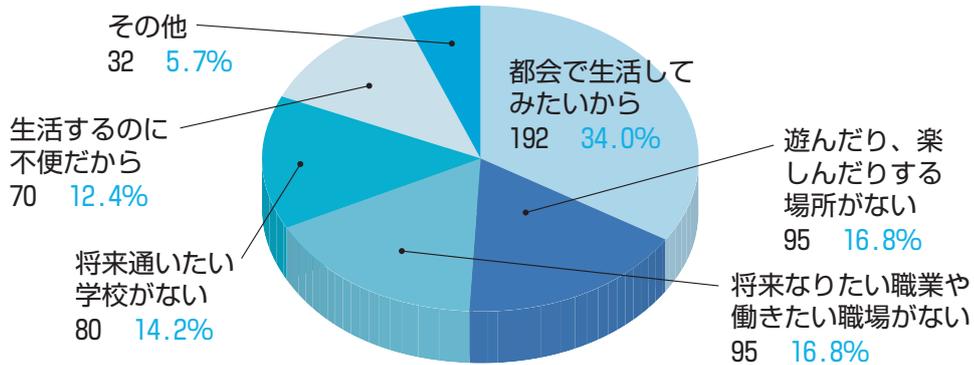
① 定住意向

大人になっても本市に「住みたい」と答えた児童・生徒が31.8%、「住みたくない」が17.3%、「わからない」が50.9%となりました。



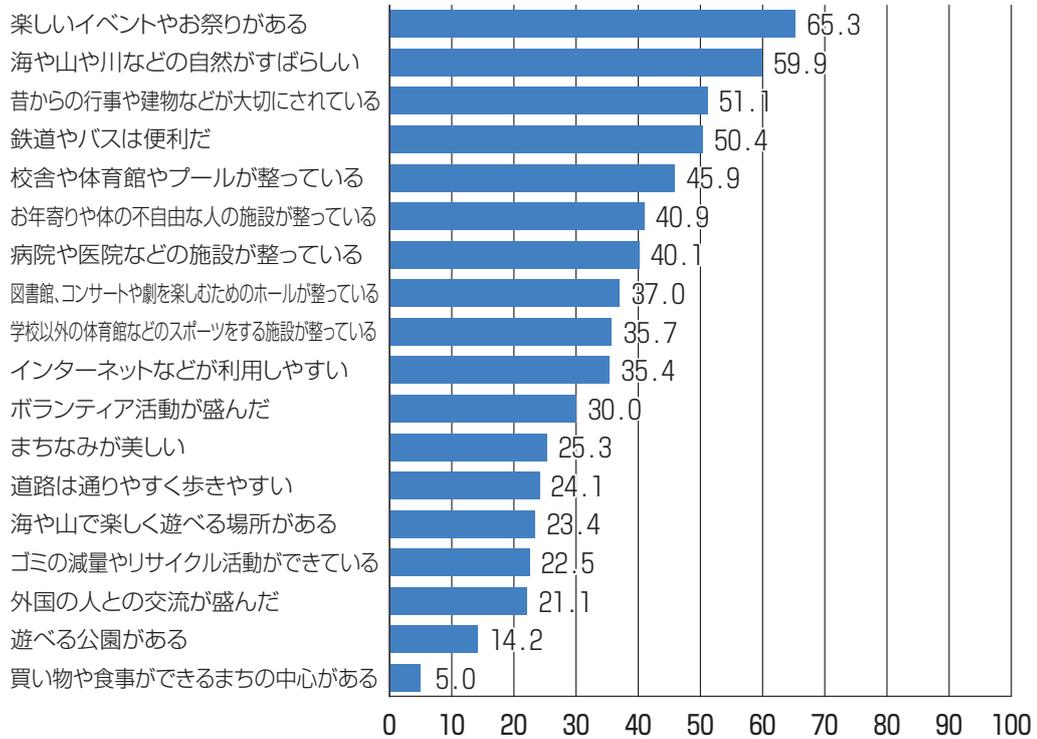
「住みたくない」と答えた児童・生徒の理由は、「都会で生活してみたい」という都会への憧れを除いて、「遊ぶ場所、楽しむ場所がない」、「働きたい職場がない」

い、「通いたい学校がない」、「生活が不便」などとなっており、若者の定住促進への課題が示されています。



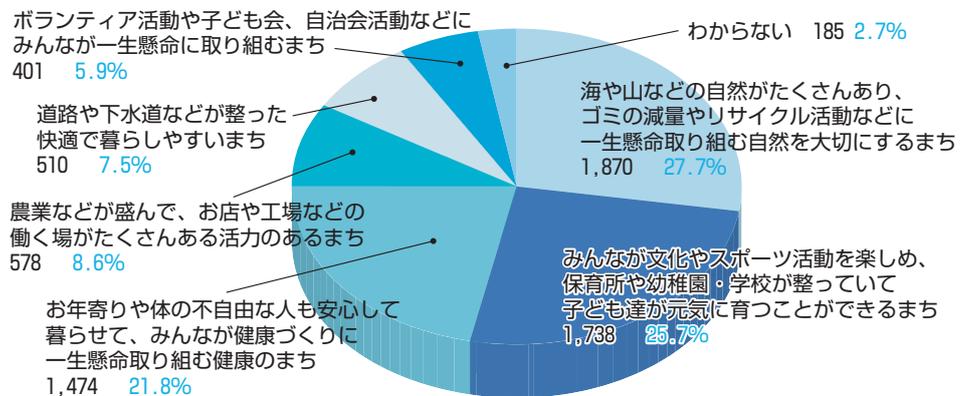
②各環境に対する子どもの評価

市の各環境について、どのような印象を持っているかという質問では、「楽しいイベントや祭りがある」が最も高く評価され、次いで「自然が素晴らしい」、「昔からの行事や建物が大切にされている」という順になりました。逆に、「買い物や食事ができるまちの中心がある」、「遊べる公園がある」などは低い評価結果となりました。



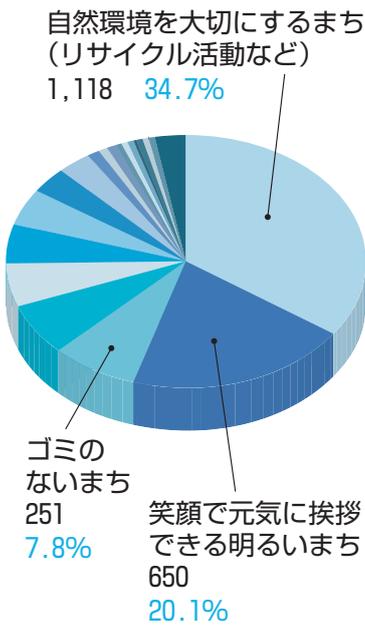
③子どもたちが描く将来のまちの姿

将来どんなまちになってほしいかという質問では、「海や山などの自然がたくさんあり、ゴミの減量やリサイクル活動などに一生懸命取り組む自然を大切にす
るまち」が27.7%で最も多い結果となりました。



④どんな三豊市にしたいか

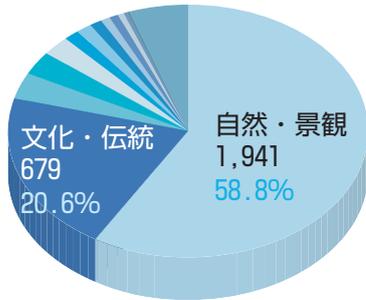
もし、自分が市長になったらどんなまちにしたいかという質問では、「自然環境を大切にするまち」という回答が最も多く、次いで「笑顔で元気に挨拶できる明るいまち」という結果となりました。



順位	区分	回答数	比率
1	自然環境を大切にするまち (リサイクル活動など)	1,118	34.7%
2	笑顔で元気に挨拶できる明るいまち	650	20.1%
3	ゴミのないまち	251	7.8%
4	施設の整ったまち (教育施設、スポーツ施設、商業施設、店舗など)	216	6.7%
5	安全で安心して生活できるまち (平和・防災・防犯)	177	5.5%
6	住みやすいまち	159	4.9%
7	イベントや企画の盛んなまち (まつり、スポーツ大会など)	152	4.7%
8	福祉の行き届いたまち (高齢者対策など)	108	3.3%
9	ボランティア活動の盛んなまち	98	3.0%
10	都会的なまち	38	1.2%
11	歴史・文化・伝統を大切にするまち	30	0.9%
12	健康なまち	26	0.8%
13	先進的なまち (地域ブランド、科学技術など)	20	0.6%
14	差別のないまち	17	0.5%
15	クリアな行政を行うまち	17	0.5%
16	今のままでよい	15	0.5%
17	雇用の場が確保されているまち	14	0.4%
18	国際交流・都市交流の盛んなまち	12	0.4%
19	農業の盛んなまち	4	0.1%
20	他のリーダーとなるまち	3	0.1%
21	その他	13	0.4%
22	わからない・特になし	88	2.7%
計		3,226	100.0%

⑤子どもたちの大切にしたいもの・自慢できるもの

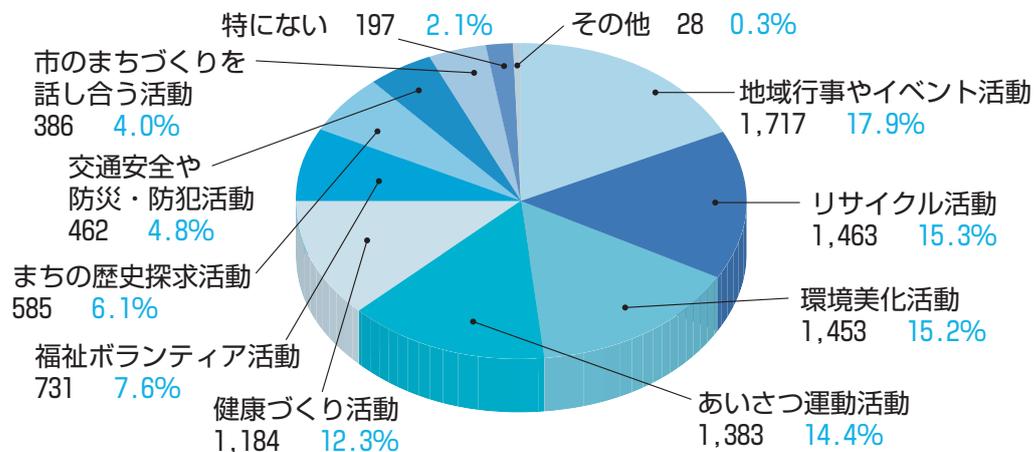
子どもたちが大切にしたいものや自慢できるものとして、最も回答の多かったのは、市民アンケートと同様に「自然・景観」という結果となりました。このことから、子どもから高齢者まで市民の多くが「自然と景観」を大切にしたいと考えていることがわかりました。



順位	区分	回答数	比率
1	自然・景観	1,941	58.8%
2	文化・伝統	679	20.6%
3	人の温かさやさしさ	111	3.4%
4	地域産業・特産物	101	3.1%
5	公共サービス(コミュニティバス・施設など)	80	2.4%
6	福祉サービス	49	1.5%
7	ボランティア活動	46	1.4%
8	学校(新しい校舎など)	37	1.1%
9	店舗(大型商業施設の進出など)	31	0.9%
10	地域交流(イベントなど)	24	0.7%
11	まちづくり活動(安全安心)	15	0.5%
12	国際交流活動	13	0.4%
12	地勢・気候(災害が少ない)	6	0.2%
14	市の取り組み	3	0.1%
15	特になし、わからない	167	5.1%
計		3,303	100.0%

⑥まちづくりへの参加意向

今後の本市のまちづくりのためにどんな活動に参加したいかという質問では、「子ども会やお祭りなどの地域の行事や活動にもっと参加したい」という回答が最も多く、次いで「自然を大切にし、リサイクル活動などの環境のための活動に参加したい」、「花を植えたり、あき缶を拾うなど、きれいなまちづくり活動に参加したい」の順となりました。



4. まちづくりの課題と方向性

(1) 地域に活力と雇用を生む産業の誘致・育成をどう進めるか

本市は、農水産業を中心に商業・工業もバランスよく発展していますが、近年は、農水産業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化に加え、若い世代の人口流出が続いています。市民アンケートでも、本市の雇用の場の確保の状況については満足度が低く、今後重要度が高い項目という結果となっています。また、子どもアンケートにおいても、働きたい職業や場所がないので移住したいという回答がありました。

このことから、若い世代の人口流出を止めるためには、定住を促す魅力ある職場の確保のための新たな企業誘致の推進や、農水産業・商工業のさらなる振興と担い手の育成を図ることが欠かせません。

(2) 自然環境の保全と活用をどう図るか

本市には荘内半島、粟島、志々島、蔦島といった景勝地のほか、三豊平野に広がる田園の美しい風景など貴重な地域資源があり、市民・子どもアンケート結果においても、大切にしたいもの・自慢できるものとして、ともに自然景観がトップにあげられています。

この豊かな自然環境を守り、次世代に受け継いでいくためには、自然との共生を基本に、持続可能な形で地域資源を活用していくことが求められます。

(3) 循環型社会の実現にどう取り組むか

循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用や処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

こうした中、環境への負荷の軽減、循環型社会への構築を念頭に、市民・市民組織・民間企業・行政が自らの問題として認識し、現況に関心を持ち、身近なことから具体的な行動を起こしていくことが求められています。

(4) 快適で利便性の高い生活環境をどう実現するか

車社会の進展による交通量の増加や車両の大型化が進む中、アンケート結果にもあるように環境・景観に配慮した生活道の整備充実や安全で安心して歩ける歩道の整備が求められています。

一方、子どもや高齢者などのために、コミュニティバスのさらなる充実を図り、

本市全体の活性化に向けた公共交通ネットワークの構築を図っていくことも求められています。

（5）市民の安全・安心の確保をどう図るか

市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政の連携によって、災害に強いまちづくり、交通事故や犯罪を未然に防ぐまちづくりが重要です。市民アンケートでも今後重要度が高い項目として、防災体制づくり、消防や救急体制の整備、医療施設の整備があげられています。

いざという時のために、防災・消防・救急体制、医療体制の充実をはじめ、効果的な交通安全対策や防犯対策を推進し、安全・安心面における行政サービスの一層の向上を進めていく必要があります。

また、食の安全の確保、女性、中高年齢者、障がい者などの雇用への対応も求められています。

（6）一層進行する少子高齢化への対応をどう強化するか

本市の少子高齢化は、今後も一層進行していくことが予測されますが、こうした少子高齢化の進行は、将来にわたる地域の活力の維持に大きな懸念を抱かせています。

このため、子どもを安心して生み育てることのできる環境をつくるとともに、今後増加していく高齢者が、生きがいを持って、健康で長生きできるような仕組みづくりが必要です。

（7）市民の健康づくりをどう進めるか

医療技術の進展によって、わが国の平均寿命は延び続けてきましたが、一方で食習慣の乱れや精神的ストレスなどによる生活習慣病や精神疾患などが増加しており、多くの方が健康に対する不安を抱えています。

今後は、医療・保健環境の充実だけでなく、市民一人ひとりが自覚して健康的な生活を実践していくことが必要となっており、これらを後押しする仕組みづくりが求められています。

（8）次代を担う子どもたちをどう育成するか

次代を担う子どもたちには、心身ともに健康であることに加え、新しい社会に適応していくための能力や、個性や創造性を伸ばす教育が求められています。

また、社会のルールを守り思いやりの心を持つ子どもを育てていくためには、学校教育の現場だけではなく、学校、家庭、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

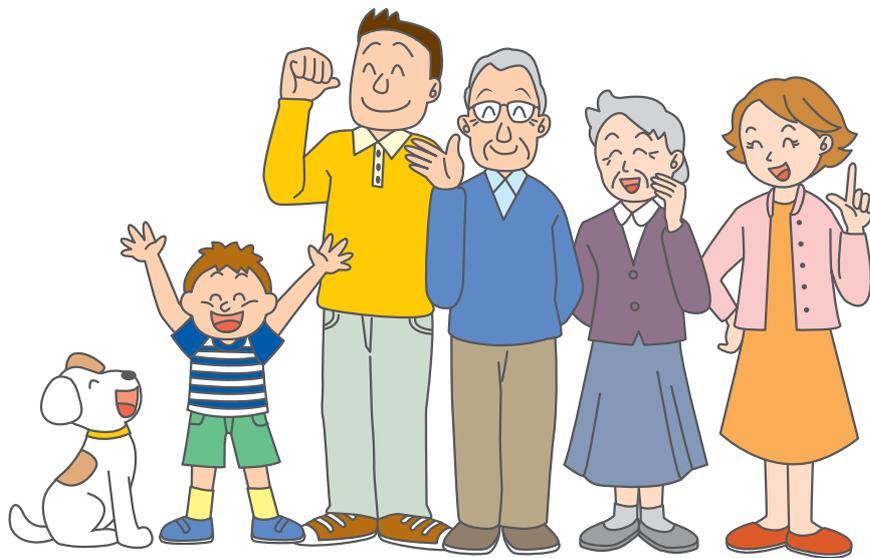
(9) 市民の心の豊かさや地域を誇りに思う気持ちをどう醸成するか

これまで、効率化や簡素化、合理化の仕組みの中で成長してきた現代社会において、近年、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の価値観が変わってきています。ここでもう一度、私たちの心を豊かにしてくれていた地域の歴史や伝統文化、自然や産業などについて学ぶ機会を拡充し、コミュニティ意識や地域を誇りに思う気持ちを醸成するとともに、物を大切に、人を大切にする心を育み、それを社会や地域に生かすことができる仕組みづくりが求められています。

(10) 市民・市民組織・民間企業・行政の協働をどう具体的・効果的に進めるか

地方分権の進展や、市民ニーズの多様化などで行政の果たすべき役割が大きくなっていますが、一方で、厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには、行政への市民・市民組織・民間企業の積極的な参画が必要になっています。

そのために、まちづくりの主人公としての市民・市民組織・民間企業・行政の役割分担を明確にするとともに、情報を共有しお互いが協力して活動する仕組みづくりが求められます。





第2編

基本構想

- 第1章 三豊市の将来像
- 第2章 施策の大綱
- 第3章 将来人口目標と
土地利用方針
- 第4章 計画の実現に
取り組むために

第1章

三豊市の将来像

1. まちづくりの基本理念

自主・自立

序論でもふれたように、現在、わが国は、少子高齢化の急速な進行で、本格的な人口減少社会への道を歩むとともに、地方自治においても中央集権体制による「国づくり」から、自らの意思と責任に基づく「地域づくり」へと変化しました。

このような従来の社会構造を転換させるほどのうねりの中においては、効率的な行政運営に努め、市外からの投資を呼び込むなど本市自らの責任と判断で市を経営していく、いわゆる「自主・自立」を基本理念とするまちづくりに取り組まなければなりません。

そして、この理念に基づくまちづくりの原点は「人」であり、「地域」であることを改めて認識する必要があります。

他人まかせではなく、個人でできることは個人で解決していく「自助」、個人で解決できないことは、地域などで協力して解決にあたる「共助」、それでも解決できない場合は行政と協働して取り組む「公助」、この補完性の原則のもと、いままでの「三豊の仕組み」ではない、市民・市民組織・民間企業・行政による「新しい三豊の仕組み」を確立し、ともに知恵と力を出し合いながら「自主・自立」の三豊市を創ります。

2. まちの将来像

“豊かさ”をみんなで育む 市民力都市・三豊

本市は、燧灘・備讃瀬戸をのぞむ美しい海岸線、財田川や高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園空間が広がる三豊平野、みどり輝く讃岐山脈など、海から山までの多彩で特色ある自然環境・景観を誇るまちです。

また、高松自動車道やJR予讃線・土讃線が走り、四国の交通の要衝に近接する恵まれた交通立地条件、国際貿易港である詫間港やマリインレジャーの盛んな仁尾港などの地方港湾、水稻をはじめ野菜、フルーツ、花きなどの特色ある農産物を生み出す農業や10の漁港を有する漁業、三豊総合病院や市立病院をはじめとする充実した医療・保健・福祉環境、幼稚園から高等専門学校、短期大学までの教育施設や文化施設が充実した教育・文化環境など、都市としての、また農漁業のまちとしての多様な特性・資源を持っています。

さらに「人」に焦点をあてると、素朴でねばり強く、人情味や郷土愛あふれる人が住むとともに、こうした住民性等を背景に様々な分野で市民主体の活動が展開されています。

本市の新たなまちづくりにおいては、「自主・自立」を基本に、市民・市民組織・民間企業・行政が、人と物を大切にする心によって生み出される市民力を高め生かすことにより、本市ならではの特性や資源を磨き上げ、一層際立たせるとともに、融合・一体化させ、産業や生活環境・基盤から健康福祉、教育・文化に至るまで、様々な分野における新しい三豊のスタイル、すなわち三豊市型の“豊かさ”を自らの手で生み出し、全国・世界に向けて発信し、香川の西の顔となるまちを創り上げていくことが重要と考えます。

こうしたことから、本市がめざす将来像を、新市建設計画の将来像を踏まえ、さらに発展させ、「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」と定め、市民との協働体制の確立と地域内分権を進めながら、本市ならではの新たな“豊かさ”を常に創造・発信するまちづくりに挑戦します。



3. 将来像実現のための基本目標

1 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

私たちが安心して安定した生活を送るためには、地域を支える産業の振興を促進することで地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の改善による安定した魅力ある就業基盤づくりが重要です。そのためには、企業誘致を積極的に進め雇用の場を創出するとともに、本市が持つ多様な特性・資源・可能性を最大限に生かして、農業・漁業・商業・工業を振興すると同時に、それぞれが連携し合うことで産業全体の振興につなげていく三豊市型産業の確立を図る必要があります。また、産学官連携による新たな産業の創出をめざします。さらに、観光の分野において観光素材の創出や私たち自らが三豊の魅力を発信できる観光の振興を推進し、産業振興の領域を広げ、「自主・自立」の基本理念のもと、市民自らの手で立ち上がり、活気にあふれ、産業が躍動するまちづくりをめざします。

2 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

三豊の持つ美しい自然を守り、次世代へと引き継いでいくことは私たちが共有する責務です。本市の恵まれた自然と調和のとれた快適で住みよい生活環境の構築と有効な土地利用を図るとともに、一人ひとりが三豊の豊かな自然を守るという意識を高め、自然と共生し、環境にやさしいまちづくりをめざします。

3 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

私たちの日々の生活は、生命や財産などの安全が守られることを前提として成り立っています。そのためには災害に備えた体制づくりや、交通事故、犯罪などの身近な危険から安全に暮らせるような地域づくりが必要です。自助・共助・公助の理念に立った地域防災・防犯体制を確立し、地域ぐるみで人々が助け合う、安全・安心なまちづくりをめざします。

4 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・保健・福祉）

市民が長く健康でいられるよう、予防を重視した健康づくりの促進や、地域医

療体制の確立を図るとともに、高齢者や障がい者の介護・自立支援の環境づくりや市民との協働による地域福祉体制づくりを進め、総合的な健康・福祉施策を推進します。

また、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の環境づくりを進め、人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

5 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

子どもたちの豊かな人間性やたくましく生きる力を育むことは、三豊の未来を育てることにつながります。このためには家庭、学校、地域が一体となった教育環境を整えなければなりません。本市では子どもたちの生きる力を育むという視点に立った総合的な教育環境づくりを進めます。

また、私たちが生涯を通して生きがいを見つけることができるような文化芸術の振興やスポーツ活動の普及に努めます。さらに、郷土の歴史や文化を重んじ、私たちを育ててくれている三豊の文化に誇りを持ち、市民みんなが豊かな心を育み、文化を発信するまちづくりをめざします。

6 とともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

すべての人が個性や人格を認め合い、生きることができるよう、あらゆる分野での差別や偏見をなくし、平等で暮らしやすい人権尊重社会や、男女共同参画社会の構築をめざします。

また、多様化・個別化する市民ニーズに対して、これまでのように公平性・平等性の原則のもとに行政がそれに対応することはもはや限界が来ています。

今後は、誰がやるべきかという考え方ではなく、市民・市民組織・民間企業・行政が情報を共有し、それぞれの立場からできることを行い、それを積み重ねて地域課題に対処する自治のあり方が必要です。

そこで、本市は「地域内分権」により、現在、行政が行っている仕事のうち、“市民ができることは市民に”、“民間ができることは民間に” 分担をお願いすることによって、今まで以上にその仕事が効率的で効果的に行える環境を整え、どんな時代が来ようとも、あらゆる地域課題に対応できる、とともに考え行動する、自らが創るまちをめざします。

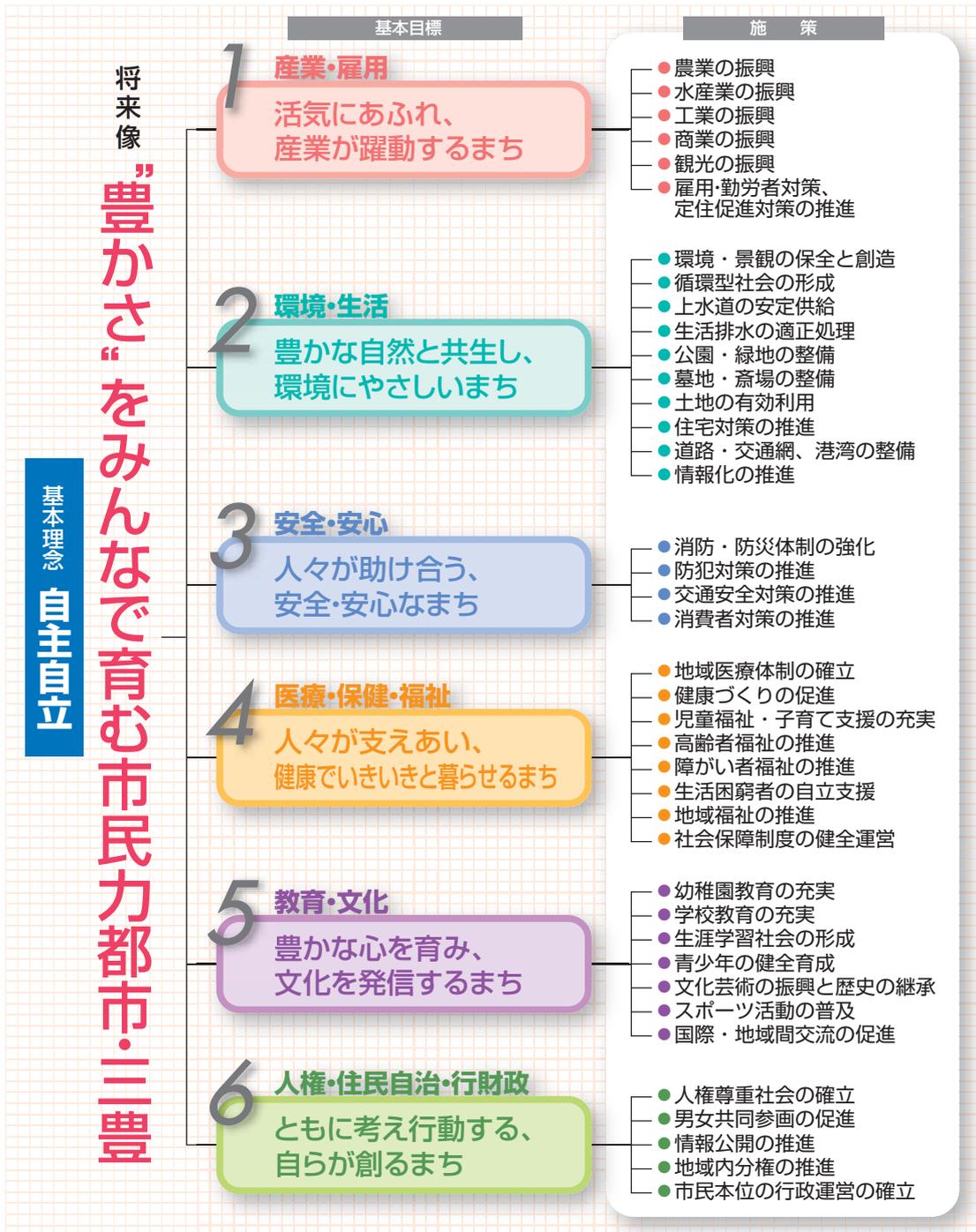
第2章

施策の大綱

第2章

本計画の体系を以下のとおり構成し、総合的、計画的な施策展開を図ります。

計画の体系



1. 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

（1）農業の振興

水稲をはじめ野菜、果樹、花きなど、多彩で特色ある農産物を生産する、本市の基幹産業である農業については、意欲と能力のある担い手の育成・確保、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化を図り、農産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進するとともに、農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤の一層の充実や遊休農地・耕作放棄地対策を進めます。

また、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の促進、体験・観光農業の取り組み等による都市との交流の促進、農産物直売体制の充実や学校給食との連携等による地産地消の促進など、多様な取り組みを一体的に進めます。

（2）水産業の振興

10の漁港を有する本市の水産業については、後継者の育成・確保に努めるとともに、地産地消の促進や漁業生産の基盤となる漁港の整備や漁場環境の整備・保全を進め、稚魚の放流事業や養殖業の一層の充実促進等による生産の拡大・安定化を図ります。

また、フナやアユの放流事業を支援し、内水面漁業の振興に努めます。

（3）工業の振興

伝統的な地場産業と臨海部・内陸部の工業団地への誘致企業を中心とした本市の工業については、さらなる地域活力の向上と雇用の場の確保をめざし、商工会との連携のもと、既存企業の経営革新や経営の安定化、地場産品の育成に向けた支援に努めるとともに、新たな産業の創出や起業化を促進します。

また、恵まれた交通立地条件を生かし、優良用地の整備や企業活動に欠かすことのできない工業用水の確保に努め、企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致を進めます。

（4）商業の振興

大型商業施設と地元商店が共存共栄するにぎわいのあるまちづくりに向け、商業振興の中核的役割を担う商工会の活動支援に努めるとともに、これと連携しながら、経営革新や後継者の育成・地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、他の産業との連携による新たな商業の創出など、近代的・魅力的な商業活



動の促進に向けた取り組みを推進します。

(5) 観光の振興

温泉や道の駅、海水浴場、四国八十八ヶ所をはじめ多彩な観光資源を有する本市の観光については、近年の健康志向の高まりや、いやし、食を求めるニーズの増大も踏まえながら、既存の観光資源の整備充実及びネットワーク化に努めるとともに、新たな資源の掘り起こしを進めます。

また、広域的な観光体制の充実、特色ある祭りやイベントの開催、観光PR活動の強化など、多面的な取り組みを推進します。

(6) 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

企業誘致等を通じて雇用の場の確保をめざすほか、ハローワーク^{※9}、地元企業等との連携のもと、若者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、高齢者や女性、障がい者の雇用促進に努めます。

また、勤労者が健康で快適に働くことができるよう、資金融資をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実に努めます。

さらに、住宅対策等と連動し、若者や後継者の定住促進のための効果的な支援施策を推進します。



※9 ハローワーク…公共職業安定所

2.豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち(環境・生活)

(1) 環境・景観の保全と創造

燧灘から三豊平野、讃岐山脈まで、水と緑にあふれた特色ある自然環境・景観を有するまちとして、環境基本計画や地域新エネルギービジョン等に基づき、森林や河川環境の保全をはじめ、水質汚濁など地域における環境問題から地球温暖化等の地球環境問題に至る様々な環境問題への対応、新エネルギーの導入など、環境・景観施策を総合的に推進します。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、平成20年度に策定した一般廃棄物処理基本計画のもと、物を大切に、自然を大切にする心によって支えられた本市にふさわしいごみ処理や収集・リサイクル体制の充実を図り、市民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や3R^{※10}運動の促進、不法投棄の防止等に努めるとともに、市内にあるバイオマス^{※11}資源の有効な利用・活用によるバイオマス・タウンの構築を推進します。

また、広域的なし尿や浄化槽汚泥処理体制についても充実を図ります。

(3) 上水道の安定供給

快適な市民生活に欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給を図るため、安定的な水源の確保に努めながら、送水管の老朽化や災害時への対応、水質の保全等を見据え、浄水・配水施設をはじめとする各種上水道施設の整備を計画的に推進します。

(4) 生活排水の適正処理

河川・海域等の公共用水域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の普及を促進していくとともに、農業・漁業集落排水施設の適正管理、利用促進を図り、生活排水処理の適正化に努めます。

(5) 公園・緑地の整備

市民のふれあい・いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備及び市民主体の管理体制の充実にも努めるとともに、緑化活動を推進します。

※10 3R…リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)

※11 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー資源



(6) 墓地・斎場の整備

市営墓地の有効活用、適正管理に努めるとともに、斎場については、老朽化の状況等を含め総合的に勘案し、新たな施設の整備を計画的に進めます。

(7) 土地の有効利用

活力ある産業環境と豊かな自然環境・景観、便利で安全な生活環境が調和した良好な地域環境の形成を図り、市の一体的かつバランスのとれた発展を図るため、土地利用計画策定のもと、土地利用の明確化と適正な誘導に努め、計画的な土地利用を推進します。

(8) 住宅対策の推進

定住の促進と快適・安全・安心な住まいづくりに向け、民間開発の適正な誘導等により、新たな住宅地の形成を進めるほか、市営住宅については、市営住宅ストック総合活用計画に基づき、福祉面や防災面も考慮しながら、老朽化した住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

(9) 道路・交通網、港湾の整備

高松自動車道インターチェンジへのアクセスの向上や、安全性・利便性の向上、さらには市全体の均衡ある発展に向け、国道11号をはじめとする国・県道の整備を関係機関に働きかけていくとともに、幹線市道や身近な生活道路の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進します。

また、公共交通網の充実に向け、コミュニティバスの充実、離島航路の維持に努めます。

さらに、詫間港の物流機能の充実や仁尾港のマリンレジャー機能の強化など、港湾の整備を促進します。

(10) 情報化の推進

市民生活の質的向上と活性化に向け、各通信事業者やCATVによるサービスエリア拡大等による高速・大容量の情報通信環境の整備を促進し、誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりを推進します。

3.人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

（1）消防・防災体制の強化

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、各種災害対応能力の向上を図り、消防力の強化に取り組むとともに、防災体制の整備・充実などにより、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防体制や危機管理体制の整備を図るとともに、国民保護計画に基づく施策を推進します。

また、市民および警察等関係団体との連携を強化する中で、防犯対策や交通安全対策等の充実を図ります。

（2）防犯対策の推進

全国的に子どもや高齢者が被害者となる犯罪が多発し、犯罪に対する安全性の確保が特に重視される中、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動の推進や自主防犯組織の育成に努め、市民の自主的な地域安全活動、防犯パトロール活動を促進するとともに、防犯灯の整備充実を図り、地域ぐるみで防犯体制の強化に努めます。

（3）交通安全対策の推進

交通事故のない安全・安心なまちづくりをめざし、警察や関係団体等との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、事故多発箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

（4）消費者対策の推進

インターネット有料サイトの架空請求や、マルチ商法などによる被害が増加し、大きな社会問題となっている中、トラブルの未然防止に向け、県等関係機関との連携のもと、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。

4. 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち (医療・保健・福祉)

(1) 地域医療体制の確立

市民が安心して医療サービスを受けられるよう、永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所及び三豊総合病院の充実を図り、相互の機能分担や連携方策など今後のあり方を検討し、本市の公的な医療体制の確立を図ります。

(2) 健康づくりの促進

市民一人ひとりが長く健康で生活できるよう、健康増進計画や特定健康診査等実施計画などの指針に基づき、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりの促進、地域の現状を踏まえた健康診査・指導等の推進、安心して子どもを生み育てられる母子保健体制の充実など、体系的な保健サービスを推進します。

また、市内のスポーツ施設等を活用した市民の健康づくりを促進します。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

少子化が急速に進行し、全市的な対応が急務となっている中、次世代育成支援行動計画に基づき、利用者ニーズに即した多様な保育サービスの充実、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業の推進、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実をはじめ、子育て家庭を社会全体で支援する多面的な取り組みを総合的に推進します。

(4) 高齢者福祉の推進

超高齢社会の到来を見据えた総合的な対応が求められる中、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等に基づき、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域支援事業をはじめとする介護予防に向けた施策を推進するとともに、高齢者福祉の総合的・中核的機関である地域包括支援センターの充実に努めます。

(5) 障がい者福祉の推進

障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障害者計画・障害福祉計画に基づき、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進など、自立支援システムの定着を進めながら、啓発・広報の充実や情報提供・相談の充実、保健・医療サービスの充実、生活支援の充実、教育・療育の充実、雇用・

就労支援の充実など、総合的な取り組みを進めます。

(6) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の経済的自立と生活意欲の向上を促進するため、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談体制の充実、生活保護制度の適切な運用を図ります。

(7) 地域福祉の推進

子どもから高齢者まで、すべての市民が助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会等との連携のもと、ボランティアの育成など福祉を担う人づくりをはじめ、福祉コミュニティの形成や福祉サービスの充実など互いに支え合う場づくり、情報提供・相談支援体制の充実など安心できる仕組みづくりを進めます。

(8) 社会保障制度の健全運営

国民健康保険事業の健全化に向け、生活習慣病予防の推進をはじめ、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上に努めるほか、広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、増加する介護給付費の適正化や、充実した介護サービスの提供に努め、介護保険制度の健全な運営を図ります。

また、国民年金制度のPRや相談の充実を図り、制度の周知に努めます。



5. 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

（1）幼稚園教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実に努めるとともに、園児数の減少や施設の老朽化、耐震性等を勘案し、幼稚園の施設の整備を進めるとともに、規模の適正化の検討を推進します。

（2）学校教育の充実

子どもたちが明日の本市を担う人材として成長していくことができるよう、地域の教育力を生かした特色ある教育の推進による確かな学力の育成をはじめ、道徳教育や人権教育、福祉教育の推進、心の問題への対応充実等による豊かな人間性の育成、健康教育の充実や給食体制の充実、食育の推進等による健康・体力の育成など、生きる力の育成を重視した教育活動を推進します。

また、児童・生徒数の減少や施設の老朽化、耐震性等を勘案し、学校の施設の整備を進めるとともに、規模の適正化の検討を推進します。

また、大学などの教育機関との連携により、あらゆる学習機会を設け、将来の三豊を担う子どもの育成を図ります。

（3）生涯学習社会の形成

すべての市民が生涯にわたって学び、充実した人生を送り、その成果が本市のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、公民館、図書館などの生涯学習関連施設の整備充実及び相互の連携強化を進めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保、学習情報提供体制の整備、社会変化や市民ニーズに即した特色ある講座・教室の企画・開催、各種団体の自主活動の支援等に努めます。

（4）青少年の健全育成

少子化や核家族化の進行による社会変化とともに、青少年を取り巻く環境が変化中、明日の本市を担う青少年の健全育成に向けて、少年育成センターを中心に、関係機関・団体が一体となった体制を確立し、補導活動や不審者対策、相談活動、環境浄化活動等を展開するとともに、家庭や地域の教育力の向上促進、放課後の居場所づくり、青少年の体験・交流活動や社会活動などへの参画促進等に努めます。

(5) 文化芸術の振興と歴史の継承

地域文化の継承と新たな三豊文化の創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会や成果を発表する機会の充実、指導者の育成・確保に努め、市民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進します。

また、市内に数多く存在する有形・無形の貴重な文化財の保護・保存を進めます。

(6) スポーツ活動の普及

市民一人ひとりが生涯にわたり日常生活の中でスポーツに親しみ、充実した生活を送るとともに、健康の保持・増進と体力づくりが行えるよう、スポーツ施設の充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

(7) 国際・地域間交流の促進

地球交流の時代に対応した人づくり、まちづくりを進めるため、国際交流協会等との連携のもと、韓国慶尚南道陝川郡、米国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との国際交流の充実を進めるとともに、北海道虻田郡洞爺湖町、徳島県海部郡美波町との地域間交流の充実を進めます。



6. ともに考え行動する、自らが創るまち (人権・住民自治・行財政)

(1) 人権尊重社会の確立

同和問題をはじめ、あらゆる人権に対する市民一人ひとりの理解と認識を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きる人権尊重社会の確立を図るため、人権教育・啓発に関する基本計画等に基づき、これまでの取り組みを十分に踏まえ、様々な場を通じて人権教育や啓発活動を推進するとともに、活動拠点施設の整備充実を図ります。

(2) 男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革の推進をはじめ、様々な分野における男女共同参画の推進、あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備等を推進します。

(3) 情報公開の推進

広報紙やホームページなどによる広報・広聴活動の一層の充実や、積極的な情報の公開・提供を行うことで、市民に対するアカウンタビリティ(説明責任)を果たすとともに情報・意識の共有化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、多様な分野における市民・市民組織・民間企業・行政の新たな関係を構築します。

(4) 地域内分権の推進

市民・市民組織・民間企業・行政の協働による市民力を発揮した「三豊市型のまちづくり」を進めるため、これまで行政が担ってきたサービスのうち、「市民ができることは市民が」、「民間ができることは民間が」を理念とする「地域内分権」を推進します。

この地域内分権の推進にあたり、それぞれが担う役割や分権方法について検討を行うとともに、その受け皿となる地域自治組織の支援をはじめ、新たなコミュニティ組織やそのリーダーとなる人材の育成に努めます。

(5) 市民本位の行政運営の確立

本格的な地方分権時代に即した自主・自立の自治体を創造・経営していくため、行政改革大綱や行財政改革推進プランを着実に実行することで、財政運営の健全化をはじめ、総人件費の削減、職員の意識改革、市民と行政との協働システム（地域内分権）の構築などに取り組むとともに、新たに行政評価制度の導入を行うことで、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営を確立します。



第3章

将来人口目標と土地利用方針

1. 将来人口目標

平成17年の国勢調査結果によると、本市の人口は71,180人となっていますが、平成12年と平成17年の直近2回の国勢調査人口に基づき、コーホートセンサス変化率法^{※12}により人口予測を行った結果、本計画の目標年度である平成30年には、62,241人となることが予測されています。

■人口予測結果

(単位：人、%)

区分	年	平成17年	平成25年	平成30年
総人口		71,180	66,110	62,241
年少人口 (14歳以下)		8,920 (12.5)	7,779 (11.8)	6,868 (11.0)
生産年齢人口 (15~64歳)		42,254 (59.4)	36,809 (55.7)	33,156 (53.3)
老年人口 (65歳以上)		20,006 (28.1)	21,522 (32.6)	22,217 (35.7)

注：平成17年国勢調査

この結果から、今後は年間に平均660人の人口減少が推測されます。

そこで、本市の豊かな自然環境や恵まれた交通条件のもと、快適な居住空間として定住を促進するとともに、本計画に基づき取り組む産業の振興や雇用の場の創出をはじめ、子育て支援の充実等の施策効果を見込み、転入者と転出者による社会増減と出生数と死亡数による自然増減数を、現状程度の毎年425人程度の減少で維持することとするとし、平成30年度の人口目標を

平成30年度 人口目標
65,000人

と設定します。

※12 コーホートセンサス変化率法…同時出生集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して予測する人口予測手法

2.土地利用方針

土地は、市民の生活や産業活動等のあらゆる活動の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

平成19年における市域の土地利用の状況は、宅地の10.4%に対し、農地（田、畑）が46.8%、山林が36.9%と、緑や自然が多く残された環境が80%以上を占めています。

市街地については大規模なものは存在せず、市役所や支所庁舎周辺に中心的な生活交流のエリアが広がっています。

最も大きな面積を占める農地については、平野部に水田地帯、里山地域に桃、ぶどう、みかん、柿などの果樹地帯が広がり、山林部分については、標高の低い部分には落葉広葉樹が多く分布し、標高が上がるにつれて松、杉、桧などの針葉樹が混在する樹相となっています。

海岸部や島しょ部についてもほぼ同様の状態となっていますが、近年、松枯れ現象やかつて主要農産物であったタケノコ生産の衰退に伴う放置竹林の増加による環境変化が大きな課題となっています。

■土地利用の状況

区分	総計	農地		山林	宅地	牧場	原野	池沼	雑種地	
		田	畑							
面積(ha)	16,204.7	7,578.2	3,704.8	3,873.4	5,982.7	1,690.5	3.2	21.3	1.2	927.5
比率(%)	100.0	46.8	22.9	23.9	36.9	10.4	0.0	0.1	0.0	5.7

注：課税対象外土地を除く

資料：市税務課（平成19年1月1日現在）

このような状況を踏まえ、本市の土地利用は、地域発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、産業・経済の振興、観光振興、豊かな自然環境の維持など、総合的見地からバランスの取れた魅力ある地域形成を図ることを基本的な考え方とします。

土地利用については、まちづくりの最も基本的な要素であり、本市の発展に直結する極めて重要な課題であることから、この基本的考え方に基づいて、慎重に検討を重ね、今後策定する土地利用計画の中で示します。

第4章

計画の実現に取り組むために

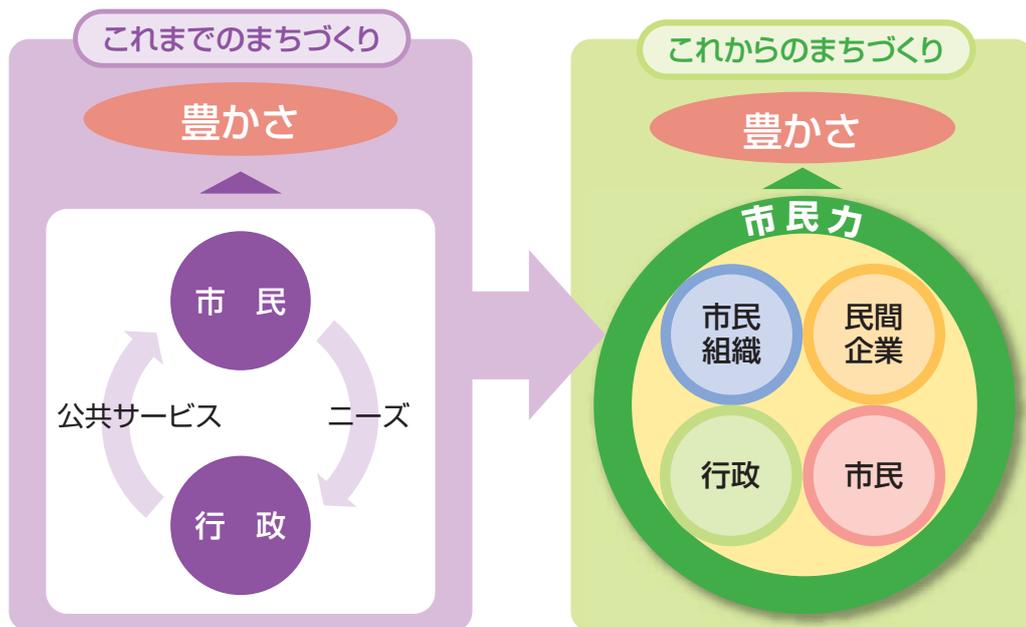
1. 「地域内分権」で「市民力」を発揮する 「三豊市型まちづくり」の推進

(1) 三豊市型まちづくりとは

これまでのまちづくりは、行政が公共サービスを提供し、市民はそのサービスを受けて“豊かさ”を得るといった構図のもとに展開してきました。しかし、多様化・複雑化する市民ニーズに対して、厳しい財政状況の下、将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには、行政だけでは対応が困難な時代を迎えています。

一方、近年、市民公益活動団体^{※13}や民間企業などによる社会貢献活動への参加意欲が高まりをみせるほか、市民の間にも自助・共助の精神のもと、地域の様々な課題を解決していこうという意識が広がっています。

そこで、これまで行政が担ってきた公共サービスのうち、「市民ができることは市民が」「民間企業ができることは民間企業が」という本市が提唱する「地域内分権」の基本的な考え方のもと、それぞれの立場から知恵や行動力など、三豊を愛する気持ちに満ちあふれた「市民力」という無限の力を発揮し、本計画の各分野に掲げた成果指標の達成に向け、常に評価・改善に取り組む「三豊市型まちづくり」を進め、本市の将来像「豊かさ」をみんなで育む市民力都市・三豊を実現します。



※13 市民公益活動団体…市民が自主的に参加し、自発的で主体的に活動を行う営利を目的としない社会利益の増進に寄与する団体。NPO法人、ボランティア団体、コミュニティ組織など

(2) まちづくりの主役（市民・市民組織・民間企業・行政）の役割

まちづくりの主役である市民・市民組織・民間企業・行政が、これまでの役割を見直し、互いの特性をふまえた上で、地域内分権によってこれから担うべき新しい役割について共通の認識を持つ必要があります。

●市民の担う役割

①市民一人ひとりの役割

まちづくりにおいて、市民は2つの役割を持っています。公的なサービスの「受け手」であり、市政に発言する権利を持つ、居住地域の諸活動の「担い手」でもあります。

これからの市民には、行政の「受け手」にとどまらず、市政に参画し、諸活動の「担い手」として自らできることを考え、自ら行動することが求められています。自らの生活する地域をよりよいものにするために、自治活動や市民公益活動に対する理解を深め、参画・行動していくことが必要です。

②地域の自治組織が担う役割

自治会をはじめとする地域の自治組織は、生活に密着した様々な課題に市民一体となって取り組み、住民自治、相互扶助などにおいて大きな役割を果たしています。

しかし、近年、地域を取り巻く環境が変化する中で、自治組織もまた変化への対応を迫られています。

これからの自治組織には、より多くの市民が手を取り合って主体的に運営するとともに、市民公益活動団体等と連携して活動するなど、時代のニーズに対応した、新しい活動が求められています。

●市民組織（市民公益活動団体）の担う役割

新たな社会貢献活動の担い手として期待される市民公益活動団体の役割は、主に行政や民間企業にはできない市民自身の視点によるきめの細かい公益サービスを提供することです。また、その活動を通じて、多様な知識や経験を持つ市民の活躍と雇用の場を生み出していくことが期待されています。

活動にあたっては、公益事業の提供主体として、市民に対する様々な責任を負い、活動の成果を常に問われることを自覚する必要があります。



●民間企業の担う役割

経済活動に専念してきた民間企業も、社会環境の変化に伴い、地域社会への貢献活動や、環境に配慮した経営活動を実践する企業が増えてきました。

民間企業は、今後も地域課題の解決をめざした事業展開を行うほか、市民公益活動団体などとパートナーを組むことで、各団体が実践する地域課題への取り組みを支援することが期待されています。

●行政の担う役割

①地域内分権の確立

市民・市民組織・民間企業・行政の協働による「市民力」が、ともに知恵や行動力を最大限に発揮し“豊かさ”生み出す「三豊市型のまちづくり」に取り組むにあたり、その基盤となる地域内分権について、市民・市民組織・民間企業・行政のそれぞれの役割や分権の具体的方法について検討を行い、その確立を図ります。

②地域内分権確立のための組織・人材の育成

地域内分権による「三豊市型まちづくり」をリードできる地域組織や人材の育成に努めます。

また、様々な市民ニーズに対応し、市民とともに地域内分権を担い活躍できる職員の育成を図ります。

③計画に即した行政経営の実践

本計画の施策や事業の「選択と集中」を徹底するとともに、基本目標や施策を着実に達成できる組織体制の確立を図り、本市の将来像「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」を実現します。

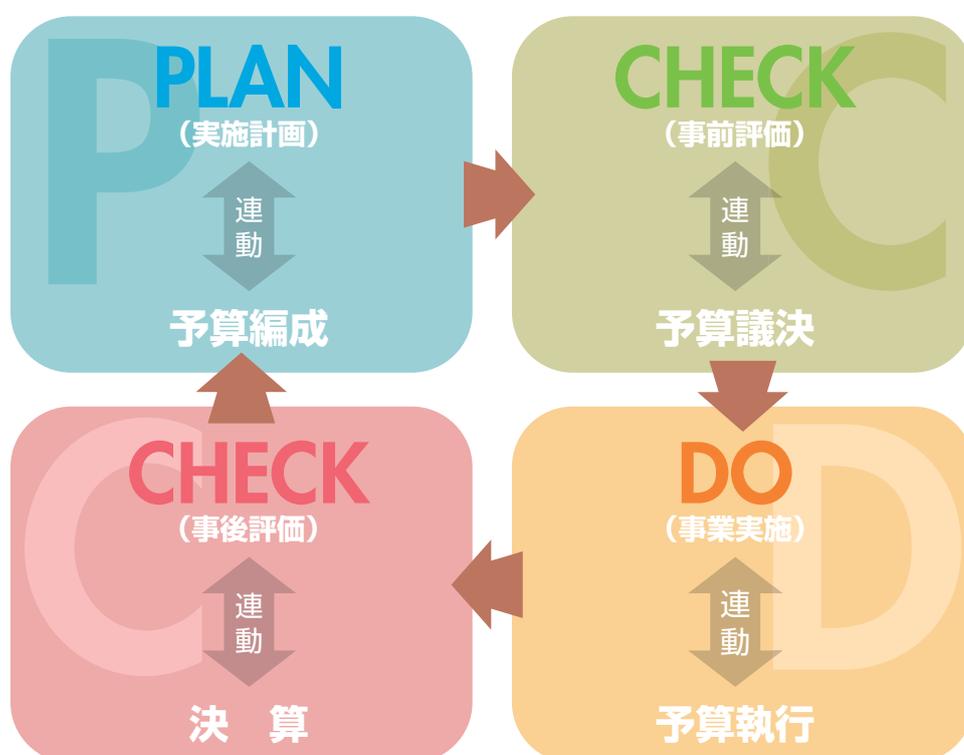
2. 新たな施策評価システムの確立

本市では、将来像の実現に向け、最小の経費で最大の効果を生み出すために三豊市型施策評価システム「PCDCサイクル」を導入し、その確立を図ります。

この「PCDCサイクル」とは、これまで「PDCAサイクル」という、計画（P）→実施（D）→評価（C）→再実行（A）の流れの中において、計画した施策や事業がそのまま実施されてきたものを見直し、計画を実施に移す前に、さらに「評価」を加えることで、計画された施策や事業が「真に市民のニーズをとらえられているのか」、「その市民ニーズは市民力発揮の原動力となるようなものであるか」などのチェックを行い、より高い施策や事業の効果を得ようとするものです。

「市民力」という“情熱”と、この新たな「三豊市型施策評価（PCDC）システム」の持つ“冷静さ”、この2つの側面でまちづくりに取り組み、将来像「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」を実現します。

三豊市型施策評価システム「PCDCサイクル」





第3編

基本計画

- 序章 三豊が一番をめざして
- 第1章 活気にあふれ、
産業が躍動するまち
(産業・雇用)
- 第2章 豊かな自然と共生し、
環境にやさしいまち
(環境・生活)
- 第3章 人々が助け合う、
安全・安心なまち
(安全・安心)
- 第4章 人々が支えあい、健康で
いきいきと暮らせるまち
(医療・健康・福祉)
- 第5章 豊かな心を育み、
文化を発信するまち
(教育・文化)
- 第6章 とともに考え行動する、
自らが創るまち
(人権・住民自治・行財政)

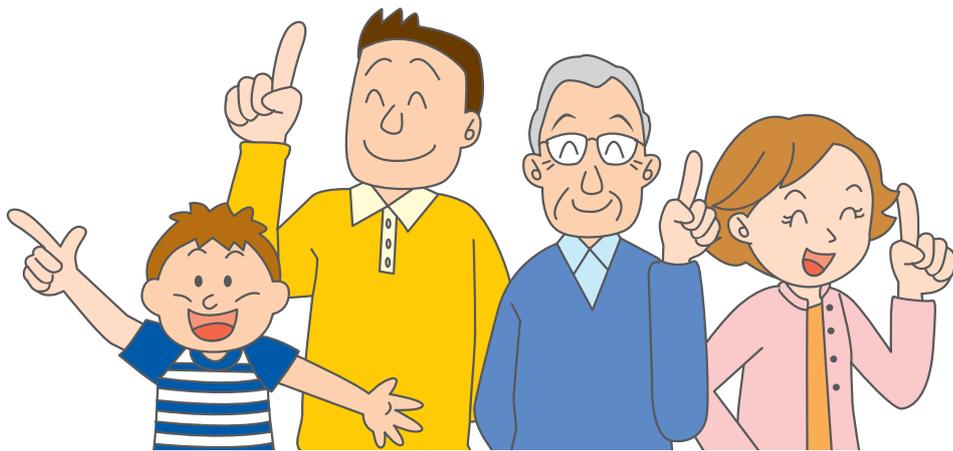
序章

三豊が一番をめざして

この前期基本計画では、基本構想において定めた「自主・自立」という基本理念に基づき、本市の将来像である「豊かさ」をみんなで育む市民力都市・三豊を実現するため、6つの分野に区分して施策の大綱を示し、それぞれ取り組むべき主要事業を体系的に整理しています。

しかし、緊急かつ重大な課題である「財政の健全化」への手を緩めることはできず、“財源は限られたもの”という認識を風化させることなく、その実施にあたっては、真に効果の見込める事業を選択し、客観的な行政評価システムを取り入れて検証することが求められています。

特に、基本計画の前期5年は、その動きをより鮮明に、より確実にするために極めて重要な期間であり、「選択と集中」という考え方の下、重要性と先導性を持ち、なおかつ分野横断的に取り組むべき重点施策を選択し、市民力を結集する手段として、それぞれの施策ごとに数値目標を明らかにし、「一番」を目指そうとするエネルギーを呼び覚まして取り組むものです。





第 1 章

活気にあふれ、産業が躍動するまち(産業・雇用)

第 1 章

1. 農業の振興

現状と課題

本市では、全国一の産地規模を誇るマーガレットをはじめ、米麦、野菜、果樹、花き及び工芸作物の生産、畜産に至る多彩な農業が営まれており、地域ごとに産地化が進んでいます。

平成18年の農業産出額は180億8千万円で県全体の22.7%を占め、県下第1位となっており、また生産農業所得も37億2千万円で県全体の18.7%を占め、県下第2位となっています。しかし、耕地利用率は88.3%と低く、県平均(91.2%)を下回り、農業の収益性を示す生産農業所得率も県内で低い順位となっています。

本市の販売農家は、他市町に比べ、第2種兼業農家の比率が高く、稲一作中心の農業経営が大半を占めていることなどが所得率の低さの要因であり、「収益性の高い農業経営」、すなわち作物の品質の向上・ブランド化と合わせて、生産コストの低減が見込まれる農業生産構造への転換と、耕地を高度に利用する営農を奨励することが急務となっています。

農家1戸あたりの耕地面積が77aと経営規模が零細な本市の農業にとって、個別経営だけでは望ましい農業経営の実現は困難であり、個別の農業経営だけでカバーできない部分を共同で補う集落営農組織・法人等を育成することにより、失われつつある集落機能を再生させ、農業振興、地域振興を進めていく必要があります。

また、農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤の整備・保全是もとより、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、農業・農村体験の展開等による都市との交流の促進、さらには農産物直売体制の充実や学校給食との連携等による地産地消の促進など、環境変化に即した多様な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

■販売農家数の推移

(単位：戸)

区分	販売農家総数	専業	第1種兼業	第2種兼業
平成7年	5,722	752	700	4,270
平成12年	5,184	775	519	3,890
平成17年	4,471	888	499	3,084

資料：農林業センサス

■ 自営農業に従事した年齢別世帯員数（農業従事者） （単位：人、％）

区分	総数	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
人数	12,280	741	844	1,721	2,682	1,157	5,135
比率	100.0	6.0	6.9	14.0	21.8	9.4	41.8

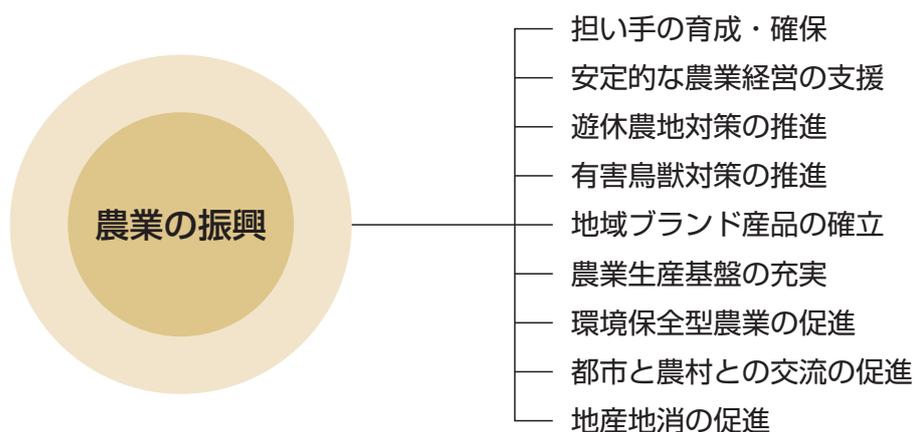
資料：農林業センサス

■ 経営耕地面積の状況 （単位：ha）

区分	平成8年	平成13年	平成18年
農用地 計	6,064	5,278	5,059
田 計	3,779	3,577	3,525
畑 計	2,285	1,701	1,534
普通畑	469	390	443
樹園地	1,815	1,310	1,090
牧草地	1	1	1

資料：香川県農林水産統計年報

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 担い手の育成・確保

三豊市担い手育成総合支援協議会を中心に、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

- 農業経営基盤強化促進事業
- 担い手育成・確保対策事業

(2) 安定的な農業経営の支援

経営基盤の強化や農業機械・施設の導入に対する支援を行うほか、優良農地を確保し、農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 公庫資金等償還助成事業
- 認定農業者支援事業
- 農業振興地域整備促進事業

(3) 遊休農地対策の推進

自然的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域等の耕作放棄地の増加を防ぐため、農業委員会と連携した調査・指導に努めるとともに、集落による共同の生産活動への支援を行います。

- 中山間地域等直接支払事業
- 耕作放棄地対策事業
- 担い手育成・確保対策事業

(4) 有害鳥獣対策の推進

イノシシ等の有害鳥獣による農産物被害の軽減のため、捕獲や罠・檻等の購入に対する支援を行います。

- 有害鳥獣駆除対策事業
- 市単独農業振興事業

(5) 地域ブランド製品の確立

PR活動の強化や販路拡大への支援、生産性の向上・高品質化の促進等により、市内産農産物及び農産物加工品の一層のブランド化を進めるとともに、新たな特産品の開発を促進します。

- フルーツ王国みとよ推進事業

(6) 農業生産基盤の充実

農業生産コストの低減や農用地の利用集積を図ることを目的として、土地改良事業の推進や農道、用排水施設の整備促進等に努めるとともに、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域での効率の高い共同作業の支援を行い、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

- 農地・水・環境保全向上対策事業
- 県営広域営農団地農道整備事業
- 県営一般農道整備事業
- 県営ため池等整備事業
- 県営中山間地域総合整備事業
- 県営地域水田農業支援排水対策特別事業
- 県営中山間地域総合農地防災事業
- 団体営土地改良施設維持管理適正化事業
- 国営造成施設管理体制整備促進事業
- 単独県費補助土地改良事業
- 県営畑総事業借入金利子補給補助事業
- 市単独補助土地改良事業
- 竹林対策事業
- 農産品流通事業

(7) 環境保全型農業の促進

食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、減農薬・減化学肥料栽培や農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境保全型農業を促進します。

- 農地・水・環境保全向上対策事業
- 中山間地域等直接支払事業

(8) 都市と農村との交流の促進

都市住民や消費者との交流、農地の有効活用の視点に立ち、農業・農村体験や観光農園の取り組みを促進します。

- 都市農村交流促進事業

● 中山間地域等直接支払事業

(9) 地産地消の促進

農産物直売体制の充実や学校給食・一般給食との連携、食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

- 担い手育成・確保対策事業
- 学校給食センター給食事業
- 一般給食運営事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
認定農業者数	人	287	315
農業生産法人数	法人	10	18
集落営農組織数	組織	10	16



2.水産業の振興

現状と課題

本市では、北西部に広がる瀬戸内海を生かし、詫間地区及び仁尾地区で水産業が営まれています。現在、10の漁港を有し、底引き網を主体とした漁船漁業を中心に、養殖漁業も行われており、平成18年の漁業経営体数は141となっています。

本市ではこれまで、漁港・漁場の整備や経営体の育成をはじめ、水産業の振興に向けた各種の取り組みを進めてきましたが、水産資源の激減による漁獲量の減少や漁業環境の悪化、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化、担い手の減少に伴い経営状況は厳しさを増しています。

今後は、こうした水産業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、漁港の整備や水産資源の確保、経営体制の強化などに積極的に取り組む必要があります。

また、内水面漁業についても、水産資源の確保や魚場環境の保全に取り組む必要があります。

■漁業経営体数の推移

(単位：経営体、隻)

区分	経営体数	漁船総隻数	船外機付船隻数	動力船トン数規模					
				計	1t未満	1～3	3～5	5～10	10t以上
平成7年	222	212	39	173	6	74	89	4	0
平成12年	188	195	38	157	4	63	77	7	6
平成18年	141	353	96	95	8	31	38	14	4

資料：香川農林水産統計年報

注：平成18年の数値については、年間海上作業従事日数30日未満の個人経営体数を含む。また、地びき網、定置網及び海面養殖に使用した専用船隻数を含む。

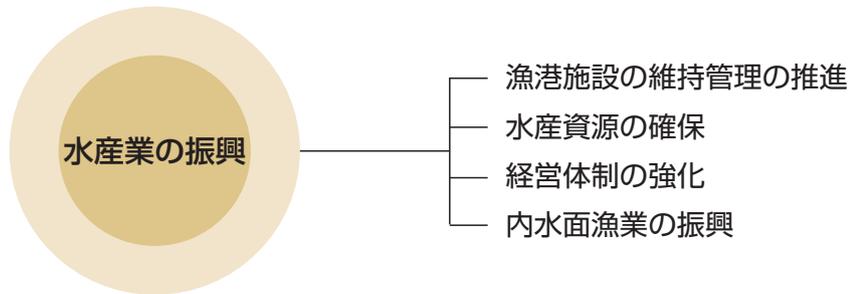
■魚類別漁獲量

(単位：t)

区分	総数	魚類	えび類	かに類	貝類	いか類	たこ類	なまこ類	その他水産動物
平成12年	1,560	1,341	42	16	28	45	81	4	3
平成18年	1,429	1,112	126	24	27	53	36	6	45

資料：香川農林水産統計年報

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 漁港施設の維持管理の推進

各漁港施設の維持や老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

- 漁港単独県費補助事業
- 漁港維持改良事業

(2) 水産資源の確保

水産資源の維持・拡大に向け、漁場の整備や海域環境の保全に努めるとともに、稚魚の放流事業の充実を促進します。

- 水産振興総合対策事業
- 漁業振興基金補助事業

(3) 経営体制の強化

水産業振興の中心となる漁業協同組合との連携のもと、指導・支援体制の充実を図り、後継者の育成・確保に努めます。

- 漁業担い手対策事業

(4) 内水面漁業の振興

フナやアユの放流事業の支援や周辺環境の保全を図り、内水面漁業の振興に努めます。

- 内水面漁業振興事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
漁港整備率	%	46.3	52.6



3.工業の振興

現状と課題

工業は、地域経済の発展をはじめ、雇用の場の拡充、研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

本市の工業の状況は、平成18年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は235事業所、従業者数は7,709人、製造品出荷額等は約2,172億円となっています。

本市ではこれまで、臨海部の経面、水出、松下工業団地、内陸部の陣山、丸谷、神田中央、原下工業団地などを中心に、雇用の創出と地域経済の発展のため企業誘致に取り組み、企業立地状況は、臨海部に鋼板、鋼管、炭素加工、合板加工などの業種、内陸部に紙加工、乳製品製造、機械製造、食品加工、物流などの業種が立地しています。

また、平成18年3月には高松自動車道の三豊鳥坂ーフインターチェンジが開設され、さらに国道11号の4車線化、国道32号の新猪ノ鼻トンネルも事業化されるなど、交通の利便性は高まろうとしています。

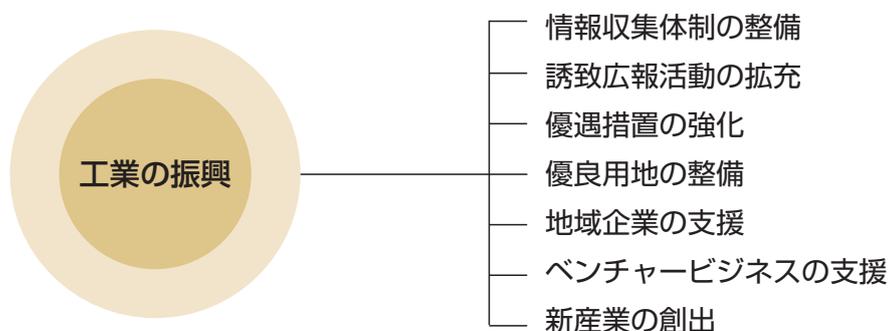
今後は、こうした状況を踏まえ、地域企業の支援、起業化や新産業の創出等に向けた取り組み、優良企業の誘致を一層積極的に進めていく必要があります。

■市内工業団地等への企業誘致状況 (単位：社)

区分	誘致企業数
誘致企業数 計	110
西の側工業団地	1
原下工業団地	3
神田中央工業団地	4
鳥坂企業用地	1
陣山工業団地	9
経面工業団地	23
水出工業団地	33
松下工業団地	25
丸谷工業団地	9
滝の下工業団地	2

資料：市企画課(平成19年3月現在)

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 情報収集体制の整備

潜在する企業立地情報を速やかに収集し、企業誘致を効果的に進めるため、金融関係者、民間企業の定年退職者などによる情報収集網を整備します。

- 情報収集体制整備事業

(2) 誘致広報活動の拡充

立地企業サイドからみて知りたい情報を網羅した企業誘致ガイドを作成し、効果的に企業誘致を進めます。

- 企業誘致推進マップ作成事業

(3) 優遇措置の強化

現行の企業誘致優遇措置の充実強化を図り、企業誘致競争力を向上させます。

- 企業誘致優遇措置事業

(4) 優良用地の整備

立地企業の経営戦略に即し、オーダーメイド方式などの方法を駆使して優良用地を整備するとともに、工業用水の確保に努め、企業の誘致を図ります。

- 優良用地造成事業

(5) 地域企業の支援

市内に立地する事業所間の交流や情報交換の機会を設け、事業所間の連携による相互発展や新たな企業活動の創造を図ることにより、地域企業の支援を行います。

- 企業間交流促進事業

(6) ベンチャービジネスの支援

起業をめざす人に対し、関係機関との連携を図りながら各種制度の周知を行うとともに、相談・指導体制の確立に努めます。

- 起業家支援事業

(7) 新産業の創出

平成20年度に策定した「三豊市産業振興プラン」に基づき、市内資源の活用や異業種交流等による新産業の創出を図ります。

- 新産業創出事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
企業誘致数 (平成21年度より累計)	社	0	5
企業誘致協力員数	人	0	15

4. 商業の振興

現状と課題

ライフスタイルの変化やそれに伴う消費者ニーズの多様化、高度化、流通構造の変化など、商業を取り巻く環境は大きく変化し、様々な形で既存商業の形態に影響を与えています。また、郊外型大型店舗やコンビニエンスストアなど進出も顕著になっています。

主要商店街を持たない本市の商業においても、消費者ニーズの多様化や高度化への対応の立ち遅れから、近隣に立地した大型ショッピングセンターなどに消費の動向が移り、小売吸引力^{※14}0.59という数値にもあらわれているように、購買力の市外への流出が顕著となっています。

しかし、市内への大型商業施設の進出による新たな商業ゾーンの形成が予測され、今後は購買力の地元定着や流入が期待されています。

そこで、商工会と連携を図りながら、地域に密着し消費者ニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供など、地元小売店が大型店とは異なった機能で商業活動できる環境整備を支援し、大型店と地元小売店が共存共栄するバランスのとれた商業の振興を図る必要があります。

■ 商業の状況

区分	平成14年	平成16年	第2種兼業
事業所（事業所）	1,083	1,012	913
従業者数（人）	4,529	4,257	4,191
商品販売額（万円）	7,543,055	6,616,463	8,221,472
売場面積（㎡）	87,730	71,938	74,896

資料：商業統計調査

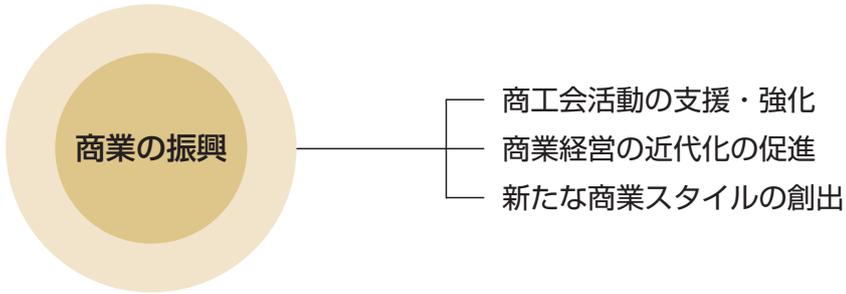
■ 三豊市の小売吸引力

区分	平成19年 小売販売額 （万円）	人口（人） （平成19年6月 1日）	人口1人あたり 小売販売額 （万円/人）	小売吸引力
三豊市	4,546,440	70,321	64.7	0.59
香川県	110,825,809	1,006,931	110.1	1.00

資料：平成19年香川の商業（速報）

※14 小売吸引力…各市町の人口1人あたりの小売販売額÷県の人口1人あたりの小売販売額。小売吸引力数値は1.0が県平均、1.0を超えると他市町から買い物客の流入が流出を上回り、逆に1.0を下回ると他市町への流出超過を示している

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 商工会活動の支援・強化

商業振興の中核的役割を担う商工会の活動を支援し、指導力や情報提供機能の強化を促進します。

- 商工振興事業

(2) 商業経営の近代化の促進

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、空き店舗対策、地域に密着したサービスの展開、イベントなど各種販売促進事業の展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

- 商工振興事業

(3) 新たな商業スタイルの創出

平成20年度に策定した「三豊市産業振興プラン」に基づき、農業、観光、工業との連携による新たな商業スタイルの創出を図ります。

- 新産業創出事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
小売吸引力	小売吸引力 数値	0.59	0.70
融資制度利用件数	件	0	3

5. 観光の振興

現状と課題

近年、いやしや健康づくり、グルメ、自然体験を求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化、高度化し、みる観光から体験型・産業型の観光へと変化しています。このようなことから、観光は地域の活性化につながる重要な産業となっています。

本市には、瀬戸内随一の眺めを誇るともいわれる紫雲出山や、美しい海岸線、島々などの自然資源が豊富に存在するほか、四国霊場、史跡等の歴史資源、道の駅、温泉などの交流施設、さらにはゴルフ場、イベントや祭りなど多様な観光・交流資源があり、平成19年度の観光客入込者数は約206万人にのぼります。

しかし、これらの資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分活用されているとはいえません。

今後は、こうした状況を踏まえ、既存の観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、ル・ポール栗島などを中心とした滞在型のいやしの拠点づくりなど、リピーター^{※15}の増加に向けた多面的な取り組みを進めていく必要があります。

■市内観光客入込者数

(単位：千人)

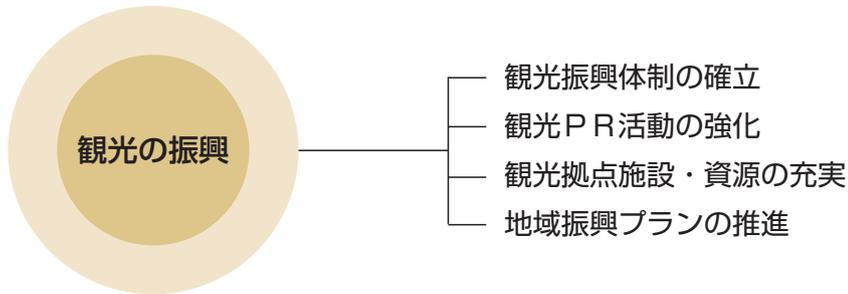
市内観光客入込者数		2,065	
観光地 入込者数	1,819	イベント 集客者数	246
朝日山森林公園	55	高瀬空射矢まつり	台風のため中止
たかせ天然温泉	273	やまもと爽郷まつり	10
ふれあいパークみの	132	みのおもっ笑まつり	5
不動の滝カントリーパーク	71	大坊市	20
楠浜海水浴場	33	豊中どぶろくまつり	1
荘内半島	30	たくま港まつり	70
父母ヶ浜海水浴場	16	仁尾竜まつり	15
サンビーチ	31	八朔人形まつり	17
たからだの里「物産館」	324	財田謙之丞まつり	20
たからだの里「環の湯」	169	津嶋神社夏季大祭	60
香川用水記念館	74	その他イベント	29
その他観光地	611		

資料：市商工観光課（平成19年度）

※参考：平成18年度高瀬空射矢まつり集客者数：15千人

※15 リピーター…繰り返し訪れる人

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 観光振興体制の確立

観光振興団体の活動を支援し、観光振興体制の確立を図ります。

- 観光振興事業

(2) 観光PR活動の強化

観光振興団体等との連携のもと、あらゆる機会をとらえた本市の観光PR活動の強化に努めます。

- 観光振興事業
- 駅からウォーク関連事業

(3) 観光拠点施設・資源の充実

市内にある観光拠点施設や資源の充実及びネットワーク化に努め、交流拠点・観光地としての一層の機能強化を図ります。

- 弥谷山ふれあいの森公園管理事業
- たかせ天然温泉管理事業
- たからだの里管理事業
- 仁尾マリーナ管理事業
- 仁尾港係留施設整備事業
- 観光資源管理事業

(4) 地域振興プランの推進

平成20年度に策定した「三豊市地域振興プラン」に基づき、栗島、仁尾、たからだの里を中心とした地域振興を行い、交流人口の増加を図ります。

● 地域振興事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
観光客入込者数	千人	2,065	2,120



6.雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進むとともに、産業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、地方における雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。

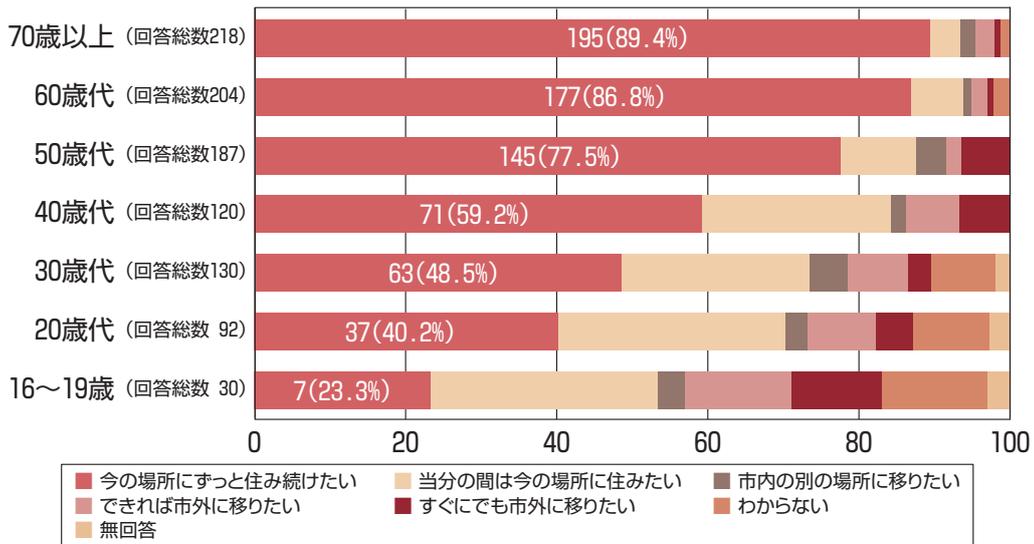
本市においても、産業全体が停滞傾向にある中で、雇用機会の不足が大きな問題となっており、若者の流出に拍車をかけています。また、市民アンケートや子どもアンケートにおいても、年齢が若くなるほど本市での定住意向が低下していることが明らかになりました。

このため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の拡充をめざすほか、若者の地元就職の促進、高齢者や女性・障がい者の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

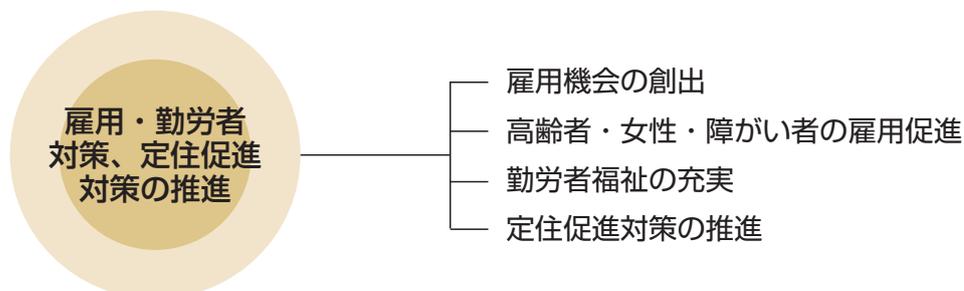
さらに、若者や後継者の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、これら雇用・勤労者対策や住宅施策等と連動しながら、効果的な定住促進対策に取り組んでいく必要があります。

■市民の年齢階層別の定住意向



資料：市民アンケート・子どもアンケート

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 雇用機会の創出

企業誘致や事業活動の支援により雇用機会を創出するほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業あっ旋等を進め、若者の地元就職及びU・J・Iターンを促進します。

- 企業誘致優遇措置事業
- 優良用地造成事業
- ふるさと融資事業
- 雇用情報提供事業

(2) 高齢者・女性・障がい者の雇用促進

シルバー人材センター運営の支援、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発等に努め、高齢者や女性・障がい者の雇用を促進します。

- シルバー人材センター運営補助事業
- 男女共同参画啓発・研修事業
- 障害者自立支援事業

(3) 勤労者福祉の充実

金融機関への資金預託により、勤労者の生活資金融資や住宅資金融資などを行うとともに、勤労者福祉関連施設の有効活用を図り、勤労者の生活向上と福祉の充実に努めます。

- 勤労者生活資金融資事業
- 勤労者住宅建設資金融資事業
- 勤労者福祉施設管理運営事業

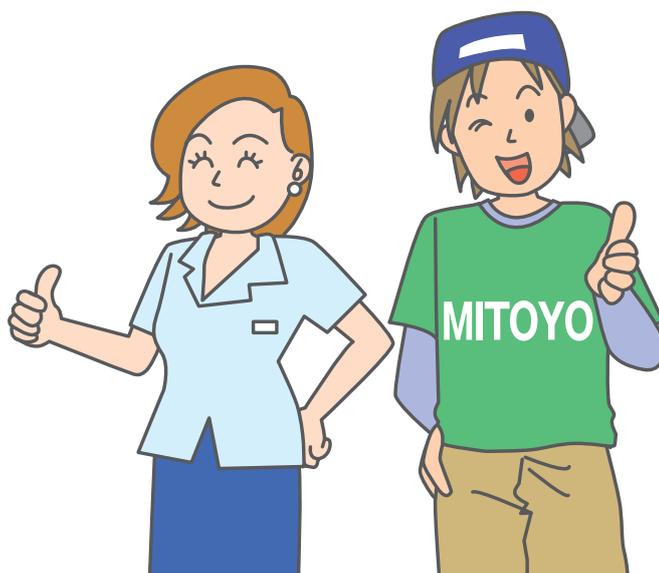
(4) 定住促進対策の推進

若者や後継者、U・J・Iターン者等の定住促進のための効果的な支援施策について検討し、その推進を図ります。

- 定住促進対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
雇用の場の確保に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	25.3	50.0



1. 環境・景観の保全と創造

現状と課題

地球環境問題の深刻化を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれています。自治体としても、自然環境の保全に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、北西部は瀬戸内海に面し、北東部は象頭山(琴平山)、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接する南北に広がるまちで、美しい海岸線や豊かな田園空間、緑映える森林に代表される、多彩で特色ある自然が息づいています。これらの優れた自然環境・景観は、本市の最大の財産であり、未来へと引き継いでいくことが求められています。

このような中、本市では、新たなエネルギーの導入に向け、平成19年2月に「三豊市地域新エネルギービジョン」を策定したほか、地球環境保全をも視野に入れた環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「三豊市環境基本計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、今まで以上に自然環境・景観の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を市民・事業所・行政の三者の協働のもとに総合的に推進し、内外に誇りうる環境にやさしいまちの形成を進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）調査・監視体制の強化

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭などはもとより、アスベスト^{※16}などの環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう、関係機関との連携のもとに調査・監視体制の強化を図ります。

- 環境保護事業

（2）森林の保全

地球温暖化の防止や水源のかん養をはじめとする森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道の維持・管理や計画的な森林整備、市民主体の森林保全活動の推進を図ります。

- 林道維持管理事業

（3）市民主体の環境保全活動の促進

広報・啓発活動を充実し、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、自然保護運動や省エネルギー運動、水質浄化運動など、市民や事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

- 河川を美しくする運動実践事業

（4）新エネルギー導入への取り組み

太陽光発電や廃棄物のエネルギー利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めます。

- 三豊市地域新エネルギービジョン事業
- 三豊市ごみ処理技術検討委員会事業

（5）美しい河川環境の保全

市内を流れる2級河川（6水系35河川）の整備を県に働きかけていくとともに、市が管理する準用河川（66河川）と普通河川の維持管理を計画的に行い、美しい河川環境の保全を図ります。

- 河川改修事業
- 市管理河川維持事業

※16 アスベスト…石綿。肺の中に入ると肺がん、悪性中皮種等を引き起こす恐れがある

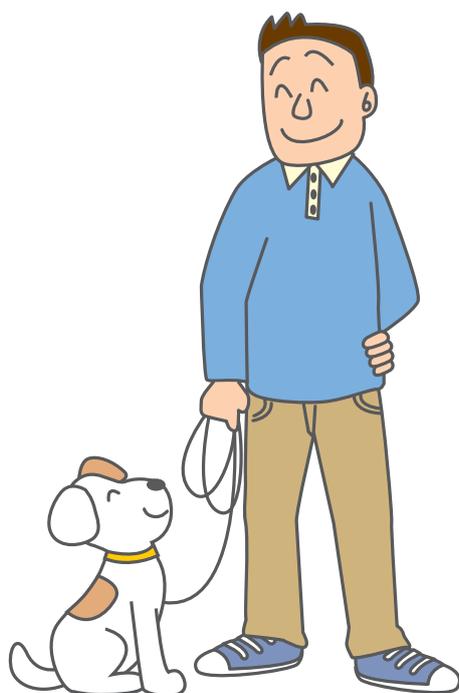
(6) 野犬等による事故防止

ペットの適正な飼育に関する啓発活動を行うと同時に、野犬等による事故防止を図ります。特に犬を飼育する場合には、狂犬病の発生及びまん延を未然に防止し、撲滅するため、狂犬病の危険性を十分に周知し、飼い犬の登録と年1回の予防注射の徹底を図ります。

● 狂犬病予防事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
自然環境保全対策に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	48.3	60.0
公害などの環境対策に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	44.2	60.0
狂犬病予防注射率	%	76.3	78.0



2. 循環型社会の形成

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球環境問題をはじめ、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量の逼迫、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

本市の一般廃棄物処理施設として、三観広域行政組合クリーンセンターがあり、昭和61年4月より圏域住民から排出される一般廃棄物を処理しています。

焼却処理量は、平成17年度までは増加傾向でしたが、平成18年度は減少に転じました。埋め立て処理量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。また、平成18年度のリサイクル率は、23.1%で県平均とほぼ同程度となっています。

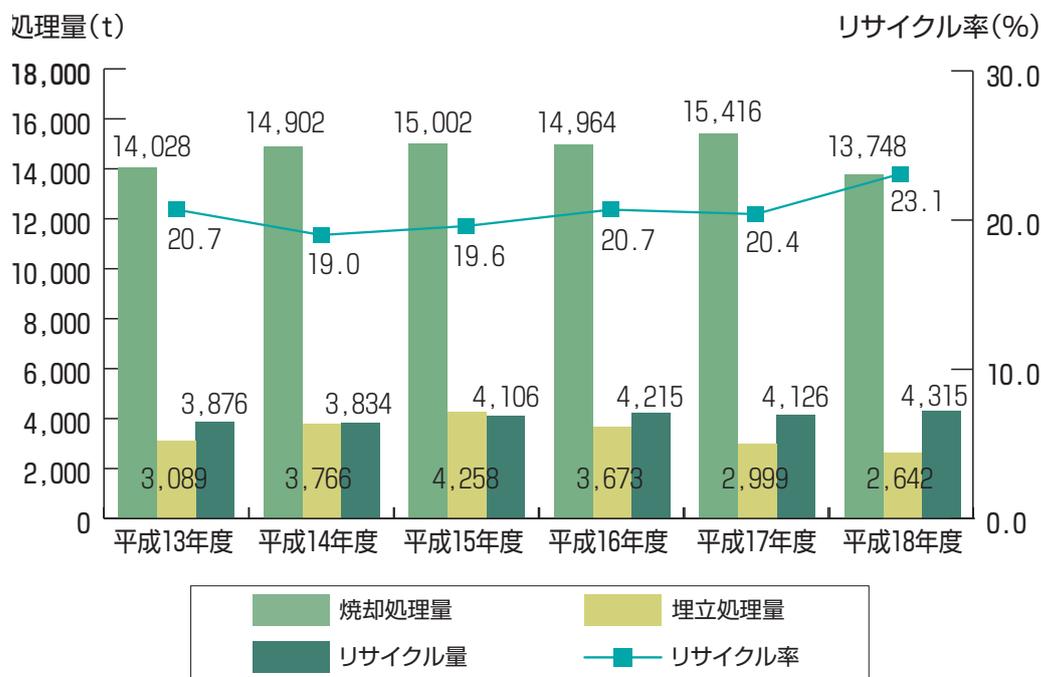
今後は循環型社会の形成に向け、総合的な一般廃棄物処理方法の検討が必要です。また、市内のごみ収集については、合併時点での分別品目や収集体制が旧町ごとに維持されてきましたが、平成20年10月から「新分別収集」を全市で実施し、さらなるごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市内にあるバイオマス[※]資源を有効活用したバイオマス・タウンの構想についても推進していく必要があります。

また本市では、三豊クリアプラザで高瀬・三野・豊中・詫間・仁尾地区の、三観衛生組合で山本・財田地区のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行なっています。そこで発生する脱水汚泥のコンポスト（肥料）化処理は、隣接する中讃広域事務組合のかがわコンポスト事業所に委託し、コンポスト（肥料）として、市内の農家に販売し農地に還元・リサイクルをしています。

今後も適正な収集・処理を行うため、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へし尿及び浄化槽汚泥の処理委託をすることにより、経費の削減と効率的な処理の実施を図る必要があります。

※17 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー資源

■ごみ処理・リサイクルの状況



資料：一般廃棄物処理実態調査

(注1) 焼却処理量＝直接焼却量＋焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量

(注2) リサイクル量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

(注3) リサイクル率＝リサイクル量／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

(注4) 平成18年度は市集計値

施策の体系



- 新たなごみ処理の検討
- 新エネルギーセンター（仮称）の建設
- 3R運動の促進
- バイオマス・タウン構想の推進
- ごみの不法投棄対策の推進
- し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

施策の内容と主要事業

（1）新たなごみ処理の検討

地球温暖化の防止、水と緑を大切に作る共生のまちづくりに向け、ごみ処理技術検討委員会を設置し、本市の新たなごみ処理について検討します。

- 三豊市ごみ処理技術検討委員会事業

（2）新エネルギーセンター（仮称）の建設

ごみ処理技術検討委員会において、本市にふさわしいごみ処理技術について検討した後、ごみ処理施設建設についても検討していきます。

- 新エネルギーセンター（仮称）建設事業

（3）3R運動の促進

広報・啓発活動を充実し、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、市一体となった3R^{※18}運動を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

- 廃棄物抑制事業
- 地区衛生組織連合会振興事業
- リサイクル活動推進事業
- リサイクル活動補助事業

（4）バイオマス・タウン構想の推進

市内の荒廃竹林や生ごみなどのバイオマス資源を有効活用することによって循環型社会の形成をめざすバイオマス・タウン構想を推進します。

- バイオマス・タウン構想推進事業

（5）ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の充実や市民との協働による監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努めます。

- ごみ不法投棄パトロール事業

※18 3R…リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）

(6) し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

経費の削減と効率的な処理の実施に向け、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へのし尿及び浄化槽汚泥の処理委託を行います。

- 瀬戸グリーンセンター・かがわコンポスト事業所更新工事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
ごみ焼却処理量	t	13,748 (平成18年度)	8,700
リサイクル率	%	23.1 (平成18年度)	30.0



3. 上水道の安定供給

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。

平成18年度における本市の水道普及率は98.8%で、県の平均普及率と同じであり、これは国の平均を1.5%上回っています。

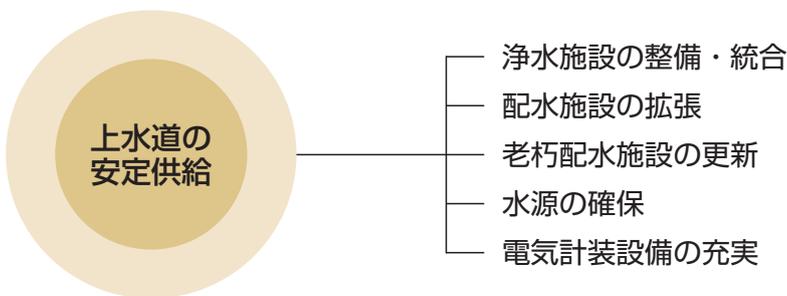
しかし、給水人口は、過去10年の間におよそ4,000人減少しており、今後10年間もほぼ同様の傾向が予想されています。人口減少に伴う給水量の減少をはじめ、県営水道料金の改定、老朽施設の更新など水道事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が予想されています。

一方、本市では配水量のおよそ3分の2を県営水道に依存していることから、早明浦ダムの貯水率に大きく影響されています。渇水時における対策としては、平成21年度から香川用水調整池の本格的な運用が開始されることになっていますが、より安定した水の供給や緊急時の生活水を確保するために自己水源の確保が求められています。

また、本市はおよそ160箇所の水道施設を有しており、今後、配水管の布設替・増強、地域をつなぐ相互連絡管の布設、浄水施設の整備・統合等も大きな課題となっています。

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフライン^{※19}であることから、効率的な管理・運営体制の整備や災害に強い施設の整備・更新など、市民に信頼され安心して利用してもらえる給水体制の確立が求められています。

施策の体系



※19 ライフライン…電気、ガス、水道、道路・交通網などの生活に不可欠な設備や供給路

豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

施策の内容と主要事業

(1) 浄水施設の整備・統合

安全・安心な水道水を供給するため、浄水施設における耐塩素性病原微生物対策を実施するとともに、浄水場の整備・統合について検討します。

- 浄水施設整備事業

(2) 配水施設の拡張

安定した水道水の供給を図るため、配水施設の拡張を行い、併せて震災時の安全対策として緊急遮断弁を設置します。

- 配水施設拡張事業

(3) 老朽配水施設の更新

老朽配水施設の更新を行い、漏水等による損失を軽減し、水道水の安定供給を図ります。

- 老朽配水施設更新事業

(4) 水源の確保

県営水道からの円滑な受水に努めるとともに、自己水源の確保に努めます。

- 水源開発事業

(5) 電気計装設備の充実

電気計装設備の新設更新及び中央監視システムの構築を行い、事故等に即座に対応できる体制を確立し、水道水の安定供給を図ります。

- 電気計装設備新設更新事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
全市的な断水・給水停止の回数	回	0	0
浄水場改良箇所数(全9箇所)	箇所	4	6
配水施設拡張率	%	12.0	68.7
老朽施設の更新率	%	5.0	36.2
電気計装設備新設更新率	%	3.3	35.1



4.生活排水の適正処理

現状と課題

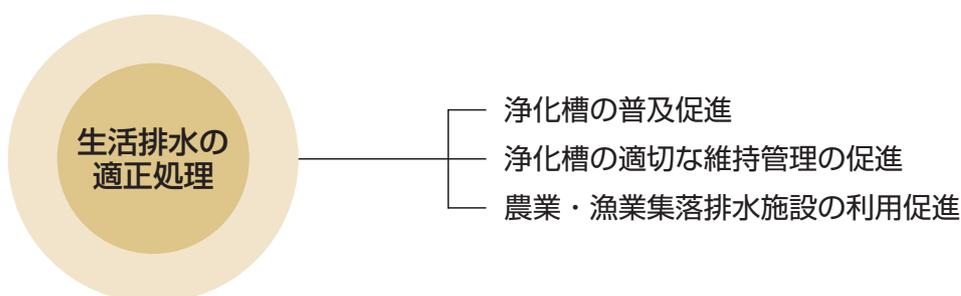
河川・海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道等の整備が大きな課題となっています。

しかし、本市では上高瀬第一地区・大見地区・潟満地区・大浜地区・北草木地区に農業集落排水施設、上新田地区に漁業集落排水施設が整備されていますが、その他の地域において下水道は整備されていません。今後も厳しい財政事情のもと、下水道事業に着手できる見通しが立たないことから、浄化槽及び既設の農業・漁業集落排水施設により生活排水の処理を実施することとなります。

今日、浄化槽が公共下水道と同程度の処理機能を持つとされており、短期間に、また比較的安価に施工できる特徴があることから、市街地区域が少なく、家屋が散在する本市にとって、浄化槽による処理方法が最適としてとらえています。

今後は浄化槽の普及率の向上と併せて農業・漁業集落排水施設区域内の接続率の向上を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、工事費の一部を補助し、浄化槽の普及を促進します。

- 浄化槽設置整備事業（浄化槽設置補助金）

(2) 浄化槽の適切な維持管理の促進

浄化槽設置後、適正な維持管理を促進し、浄化槽の機能を十分に発揮させ、周辺環境の汚染の防止に努めます。

- 浄化槽設置整備事業（維持管理費補助金）

(3) 農業・漁業集落排水施設の利用促進

農業・漁業集落排水施設が設置されている地域において、施設の適正管理に努めるとともに、未接続者の施設への接続を促進し、施設の有効利用を図り、生活環境の整備を推進します。

- 農業・漁業集落排水施設管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
浄化槽整備人口普及率	%	30.4	39.2
農業・漁業集落排水施設接続率	%	72.0	90.0

5.公園・緑地の整備

現状と課題

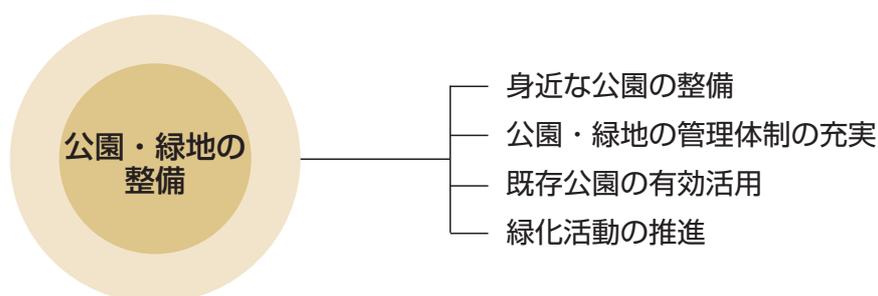
公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場であるとともに、災害時の避難・救助活動の場となる重要な施設です。

本市は、北西部は瀬戸内海に面しており、南東部は讃岐山脈をはじめとする山々に囲まれ、緑映える森林と輝く水辺空間に包まれた豊かな自然を誇るまちです。これらの豊かな自然をもとに粟島海洋記念公園や朝日山森林公園など、自然活用型の公園を有しています。このほか、日常生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としての公園も有しています。

また、市内の都市公園は11箇所あり、その面積は約16.74haとなっており、市民1人あたりの公園面積は5.5㎡となっています。都市公園法施行令で定める住民1人あたりの標準敷地面積10㎡以上は満たしていない状況にあります。

今後は、これらの公園が市民のうるおいの場となるよう、市民参加による有効活用や計画的な整備を進めていくことが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）身近な公園の整備

市民のスポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間でもある身近な公園の整備を図るとともに、老朽化した既存施設・設備の改修を図ります。

- 公園施設整備事業

（2）公園・緑地の管理体制の充実

市民との協働による公園・緑地などの維持・管理体制の充実を図ります。

- 公園施設等維持管理事業

（3）既存公園の有効活用

自然環境を活用した既存の公園・緑地等が市内外の人々にとって観光・交流・レクリエーションの場となるよう、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。

- 公園施設等利用促進事業

（4）緑化活動の推進

公共施設をはじめ、市内全域において緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、緑化活動を推進します。

- 緑化活動推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
公園や広場の整備に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	49.4	65.0

6. 墓地・斎場の整備

現状と課題

斎場は、社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

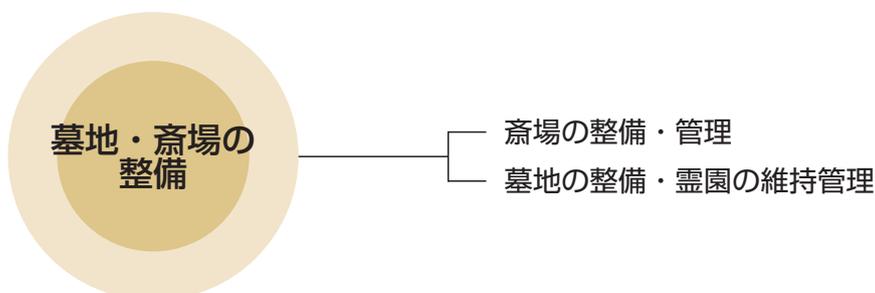
本市の火葬場は、市域の住民が利用する火葬施設として、4施設が稼動しています。これらの施設は、昭和52年度に建設した火葬場が2施設（豊中斎場・山本財田斎場）、昭和57年度に建設した火葬場が1施設（七宝斎苑）、平成12年度に改築した火葬場が1施設（高瀬火葬場）で、建築後25年から30年近い期間が経過している施設があります。

こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉に関する維持管理の問題、さらには将来見込まれる火葬需要への対応不足といった多くの問題を抱えている状況です。

これらの課題を解決するために、新たな施設を整備する必要があります。今後、新たな斎場の整備に関する基本方針や必要とされる施設の規模・能力・建設場所などについて、具体的に検討していく必要があります。

また、本市の市営墓地は託間中央霊園と久保谷霊園の2施設があり、墓地の確保が困難な市民に対して納骨できる墓所用地を提供しています。今後、これらの霊園をさらに有効活用し、適正な維持管理をしていくことが必要です。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 斎場の整備・管理

施設の規模・能力・建設場所などについて、十分な検討を行った上で新たな斎場の整備を進めるとともに、整備後の適切な管理体制の確立を図ります。

- 斎場建設管理事業

(2) 墓地の整備・霊園の維持管理

市内の墓地の現状や市民ニーズを勘案し、長期的な展望に立って安定した墓地供給に取り組んでいくとともに、霊園の適正な維持管理に努めます。

- 墓地整備・霊園管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市営墓地の墓所用地の提供	%	59.1	70.0

7.土地の有効利用

現状と課題

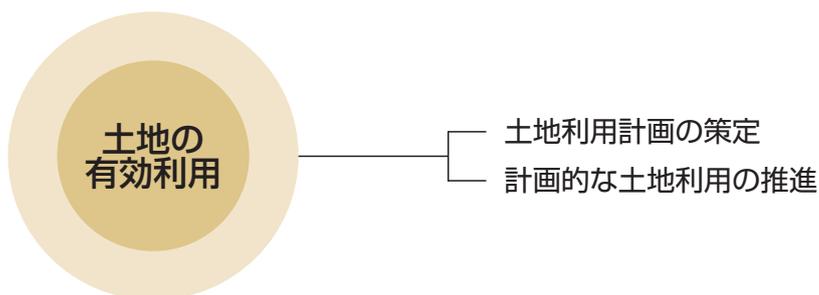
土地は、あらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。したがって、まちの発展ためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

平成19年における市域の土地利用の状況は、宅地の10.4%に対し、農地（田・畑）や山林など、緑や自然が多く残された環境が80%以上を占めています。

地球規模で環境保全の重要性が叫ばれる中、本市が持つ豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが大きな課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や中心拠点の形成、観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

本市の土地利用政策については、地域発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、豊かな自然環境の維持、産業・経済の振興、観光振興、市民ニーズへの対応など、総合的見地からバランスの取れた魅力ある地域形成を図るよう、計画的な取り組みが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 土地利用計画の策定

本市の地理的・社会的特性や将来の発展方向について長期的な視野に立つとともに、歴史的・地域的特性を考慮し、調和のとれた開発と保全を計画的に進めるため、土地利用計画を策定します。

- 三豊市土地利用計画策定事業

(2) 計画的な土地利用の推進

農業・水産業・工業・商業などの産業が、地域の特性を活用して特徴ある取り組みを行い、お互いに有機的に連携し合って活性化された地域構造を形成しながら、豊かな自然環境の中で充実した市民生活が営めるよう、土地利用計画に基づく適正な誘導を行い、計画的な土地利用を推進します。

- 市民型土地利用促進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
町並みや景観に対する満足度 (まちづくり市民アンケートより)	%	57.4	65.0

8.住宅対策の推進

現状と課題

住宅は人々の生活の基盤であり、快適で安全・安心な住まいを供給することが重要な課題であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

住宅の中でも公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が、低廉な家賃で賃借することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されています。本市には550戸の市営住宅が建設されており、入居者が安全で快適な暮らしができるよう維持・管理・補修を行っています。

しかし、約37%の住宅が耐用年数を超えており、中には建築後50年以上経過した木造住宅もあります。

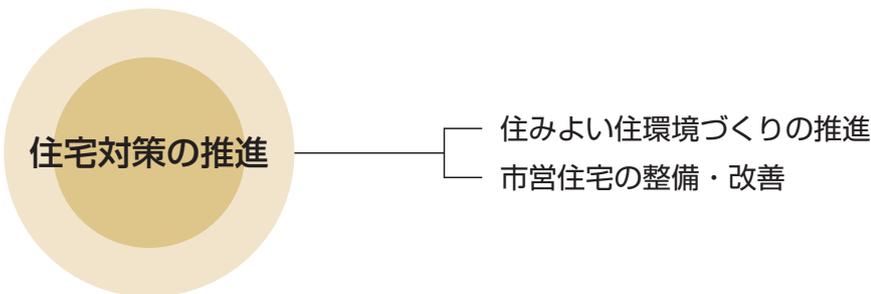
こうしたことから、市営住宅について、平成20年度に策定した「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、中長期的な視点から整備・改善を進めていく必要があります。

■ 建築年度別市営住宅の状況 (単位：戸)

建築年度	市営住宅戸数
昭和30年以前	11
昭和31年～40年	49
昭和41年～50年	197
昭和51年～60年	125
昭和60年～平成10年	136
平成11年以降	32
市営住宅 計	550

資料：みとよの身の丈

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 住みよい住環境づくりの推進

若年層の定住や団塊世代の移住を促進するため、土地利用計画との整合を図りながら、民間住宅地開発の適正な誘導等を進めます。

- 住環境整備推進事業

(2) 市営住宅の整備・改善

「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化の状況や市民ニーズの動向、施設の適正管理・健全運営、財政状況等を総合的に勘案し、中長期的視点に立った市営住宅の整備・改善を推進します。

- 市営住宅管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市営住宅バリアフリー化率	%	15.0	18.0
市営住宅老朽住宅保有率	%	37.0	36.0

9. 道路・交通網、港湾の整備

現状と課題

道路・交通網は、人々の交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号が走り、南東部には、南北に国道32号が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道については、さめき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しており、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

しかし、国道11号においては、豊中～観音寺間において慢性的な渋滞状況にあり、早期の4車線化が望まれてきました。そのような中、平成20年度に実現に向けた調査費が予算化されたことにより、本格的な4車線化が開始されています。

また、国道32号においても、猪ノ鼻峠付近で交通の難所が多く、猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備が望まれてきました。現在この早期供用に向けた事業が進められており、整備が完成すれば、井川池田インターチェンジともスムーズな連絡が図られることとなります。

今後も、関係機関と連携し、これら国道をはじめ、県道、市道に至るまで、市民にとってより一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていくことが必要となっています。

一方、公共交通機関については、JR予讃線・土讃線が走り、6つの駅を有するほか、市においてコミュニティバスを運行しています。

コミュニティバスは、平成19年9月から市内全域運行を開始し、通学や通院などの手段として広く市民に利用されています。今後も、市民ニーズや利用状況に応じて路線やダイヤの変更などの検討を行い、より多くの市民に利用されるコミュニティバスとしての運行を行う必要があります。

また、海洋部では、国際貿易港である詫間港と仁尾港の2つの地方港湾（県管理）の整備を促進していくとともに、粟島、志々島の生活航路として運行されている離島航路を維持し、島民の交通手段を確保する必要があります。

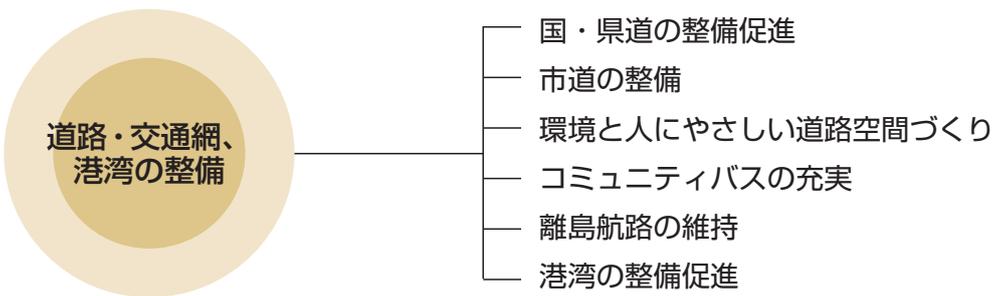
■市内の道路の状況

（単位：路線、m、％）

区分	路線数	総延長	改良済		舗装済		歩道設置 道路 実延長
			延長	改良率	延長	舗装率	
高速自動車国道	1	10,992	10,992	100.0	10,992	100.0	—
国道 (一般国道・指定区間)	2	19,423	19,423	100.0	19,423	100.0	14,200
国道 (一般国道・指定区間外)	1	10,772	10,772	100.0	10,772	100.0	8,356
県道 (主要地方道)	8	91,896	78,922	91.3	86,425	100.0	35,930
県道 (一般県道・専用)	1	11,752	2,967	100.0	2,967	100.0	—
県道 (一般県道・専用外)	20	115,712	91,705	85.8	105,850	100.0	315,534
市道	2,466	1,065,028	499,216	56.0	926,064	92.2	36,114

資料：香川県道路現況表（平成18年4月1日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道11号の4車線化や国道32号猪ノ鼻道路の早期完成をはじめ、国・県道の整備を関係機関に働きかけていきます。

- 県道改築等事業

（2）市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理と維持補修に努めます。

- 市道整備維持管理事業

（3）環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、環境と人にやさしいというおいのある道づくりを進めます。

- 道路空間整備事業

（4）コミュニティバスの充実

コミュニティバスについて、市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、市民ニーズや利用状況や応じた路線やダイヤの変更などの検討を行い、利便性向上に努めます。

- コミュニティバス事業

（5）離島航路の維持

粟島、志々島地域の市民の生活航路である離島航路の維持を図り、島民及び来訪者の交通の利便性向上に努めます。

- 離島航路運行維持事業

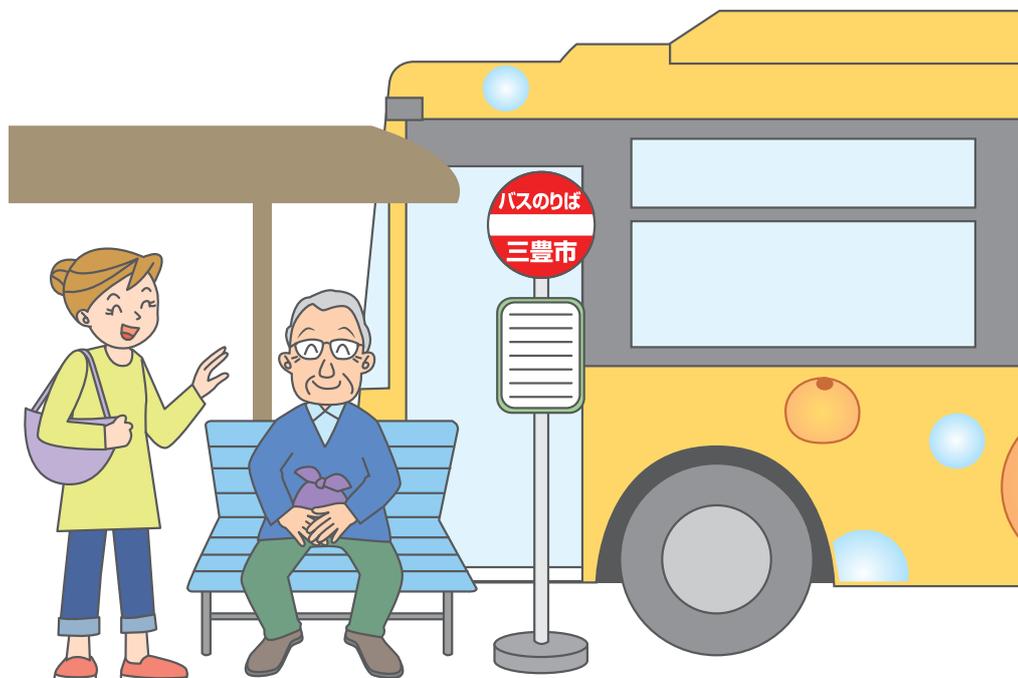
（6）港湾の整備促進

本市の海の玄関口である詫間港の物流機能の充実や、仁尾港のマリンレジャー機能の強化など、港湾の整備を関係機関に働きかけていきます。

- 港湾整備事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市道改良済延長	m	499,216	514,216
市道における歩道設置延長	m	36,114	38,314
コミュニティバス年間乗車人数	人	300,000	360,000
港湾整備率	%	61.9	70.1



豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

10. 情報化の推進

現状と課題

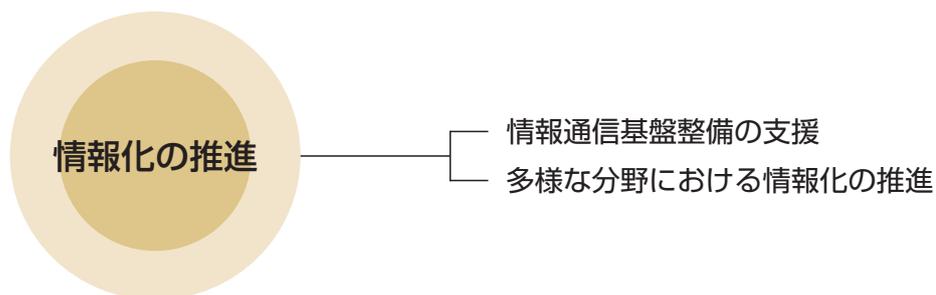
近年、情報通信環境が飛躍的に進展する一方で、各地域間の情報通信格差が問題となっています。

本市では、電子自治体化の推進や庁舎内ネットワークの環境整備などに努めてきましたが、情報通信格差の是正に取り組んでいくことが求められています。

本市の平成18年度のブロードバンド^{※20}世帯カバー率は91.8%であり、島しょ部や山間地域など、一部の地域においては高速回線の整備が遅れています。

これからの高度情報化社会に対応していくためにも、三豊ケーブルテレビをはじめとする各通信事業者による情報通信基盤の整備を支援し、ブロードバンドの普及に努めるとともに、これらの情報通信基盤を利活用し、多様な分野における情報サービスを提供し、市民生活の質的向上と市全体の活性化を進めていく必要があります。

施策の体系



※20 ブロードバンド…高速・大容量のインターネット接続環境

施策の内容と主要事業

（1）情報通信基盤整備の支援

三豊ケーブルテレビをはじめとする各通信事業者による島しょ部や山間地域も含めた市内全域での情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報通信格差の是正に取り組めます。

- 情報通信基盤整備支援事業

（2）多様な分野における情報化の推進

整備された情報通信基盤を利活用し、防災・防犯や保健・医療・福祉、教育・文化など多様な分野における情報サービスの提供に努めます。

- インターネットメール配信サービス事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
ブロードバンド世帯カバー率	%	91.8(平成18年度)	98.0
メール配信登録件数	件	1,531(平成20年度)	3,590

人々が助け合う、安全・安心なまち(安全・安心)

1. 消防・防災体制の強化

現状と課題

近年の地球温暖化に伴う異常気象により、集中豪雨や高潮災害が増加しています。また、今世紀前半にも発生すると予測されている東南海・南海トラフを震源とする大規模震災の脅威が迫っています。

過去の大震災等の教訓などから、山間地域、半島部、島しょ部を有する地形的条件を持ち、高齢化や過疎化が進む本市において、避難や救助が困難になることが想定されます。したがって、災害発生時には迅速な救助救出活動を行うとともに、要援護者に対する支援のあり方を関係機関との連携を図りながら検討する必要があります。

現在、災害時の非常用備蓄物資は目標量を確保しており、自主防災組織も548組織結成され、自助・共助の精神に基づき、自治会単位で活動し、情報班・避難誘導班・救出救護班等の役割分担を決め、防災訓練等を実施しています。

今後、地域防災力の向上を図るためには、自主防災組織の協力が不可欠であるため、さらなる自主防災の活動を促進することが求められています。

また、災害時の市民への迅速な情報伝達手段である危機管理情報伝達システムを整備する必要があります。

さらに、災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、消防団の育成強化や広域的な常備消防・救急体制の充実など、消防力の一層の強化も求められています。

消防団員の状況

(単位：人)

区分	合計	団長	副団長	方面隊長	副方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
三豊市消防団	1,074	1	2	7	7	44	43	69	170	731
幹部会	17	1	2	7	7	—	—	—	—	—
高瀬方面隊	177	—	—	—	—	6	6	16	17	132
山本方面隊	153	—	—	—	—	5	5	18	18	107
三野方面隊	100	—	—	—	—	3	3	3	15	76
豊中方面隊	160	—	—	—	—	5	5	15	16	119
詫間方面隊	196	—	—	—	—	9	13	—	48	126
仁尾方面隊	103	—	—	—	—	7	7	7	21	61
財田方面隊	168	—	—	—	—	9	4	10	35	110

資料：市総務課（平成20年4月1日現在）

施策の体系



- 消防団の育成強化
- 消防施設の計画的更新
- 常備消防の機能充実と連携強化
- 自主防災組織の育成強化
- 避難体制の確立と強化
- 危機管理情報伝達システムの整備
- 治山・治水対策の促進

施策の内容と主要事業

(1) 消防団の育成強化

非常備の消防機関である消防団の運営や消防団員の活動を支えるための支援や、消防団員の確保に努めるとともに、訓練等の実施による消防団員の資質向上を図り、消防団の育成強化に努めます。

- 消防団運営事業

(2) 消防施設の計画的更新

災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、老朽化や能力不足等の状況に応じて消防施設や車両・移動通信設備・資機材の効率的・計画的な整備・更新を進め、非常備消防・常備消防の強化、消防水利の充実に努めます。

- 消防施設等整備事業
- 消防通信体制整備事業

(3) 常備消防の機能充実と連携強化

市民の安全・安心の確保のために必要不可欠な常備消防について、広域的連携のもと、消防力の強化及び救急業務の充実を進めるとともに、消防団と常備消防との連携強化に努めます。

- 三観広域常備消防負担金

（４）自主防災組織の育成強化

隣近所で助け合う「共助」を基本とした自主防災組織の自治会単位でのさらなる組織化を促すとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成強化を図ります。

- 防災資機材整備費用補助事業

（５）避難体制の確立と強化

防災マップや洪水ハザードマップ^{*21}を作成・配布するとともに、出前講座や広報活動を推進し、自分の身は自分で守る防災意識の高揚に努めます。

また、関係機関との連携のもと、災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めます。

- 洪水ハザードマップ作成事業
- 災害時要援護者登録事業

（６）危機管理情報伝達システムの整備

災害・危機事象の発生に対し、迅速かつ確な対応ができるよう防災情報ネットワークの充実・一元化を図るとともに、的確な避難情報等を提供できる情報伝達システムである防災行政無線放送システムの市内全域での整備を図ります。

- 防災行政無線放送システム整備事業

（７）治山・治水対策の促進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止など、治山・治水対策を促進します。

- 急傾斜地崩壊対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
消防団員数	人	1,074	1,091
自主防災組織率	%	84	90

※21 洪水ハザードマップ…洪水による被害を予測し、その被害範囲や避難所の位置等を地図上に示したもの

2. 防犯対策の推進

現状と課題

近年、犯罪の低年齢化、広域化が進むとともに、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が増加しており、本市においても防犯体制の一層の充実が望まれています。

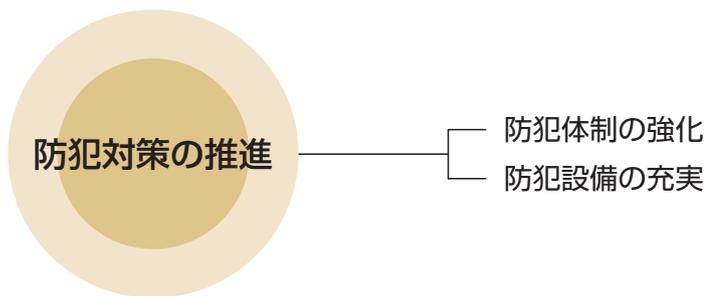
このため、コミュニティ意識の醸成により地域の連帯感を強化するとともに、自治会、学校、企業などによる自主的な防犯活動の促進、防犯灯など防犯設備の充実等を図り、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。

■ 犯罪発生件数の推移 （単位：件）

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
発生件数	1,137	815	819	696	588

資料：市総務課

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 防犯体制の強化

安全安心パトロール隊などの自主防犯組織の育成・強化を図り、地域ぐるみの防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関との連携を強化して犯罪の抑止に努めます。

- 防犯対策事業

(2) 防犯設備の充実

夜間の犯罪を未然に防止するとともに通行の安全確保を図るため、市内危険箇所への防犯灯の設置や既設防犯灯の修繕等環境整備を行い、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進します。

- 防犯灯設置事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
犯罪発生件数	件	588	486



3.交通安全対策の推進

現状と課題

車社会の急速な伸展等に伴い、依然として交通事故の発生には歯止めがかかっていません。特に、子どもや高齢者などの事故が増加しています。

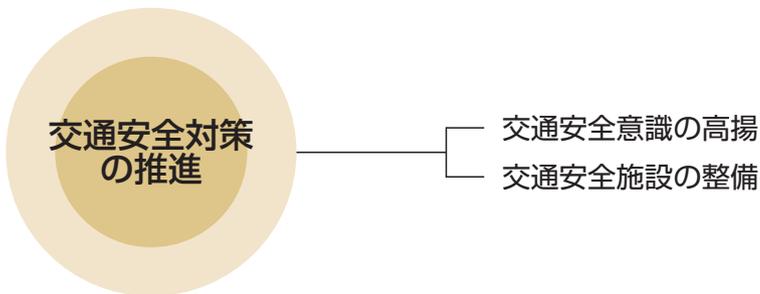
このため、本市では、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通マナーの向上に努めることを基本とし、交通安全施設の整備と安全指導などの対策を実施していますが、今後は、交通安全教室や街頭指導など事故抑制に効果的な方法も加えながら、安全・安心、快適なまちづくりをめざす必要があります。

■交通事故の推移 (単位：件)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
発生件数	792	756	799	713	734
死者数	17	6	12	6	11
負傷者数	992	984	1,049	926	945

資料：三豊警察署・観音寺警察署

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 交通安全意識の高揚

交通安全対策協議会を中心に、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全運転管理者協議会などの関係機関と密接に連携しながら、交通安全運動や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していきます。また、地域の各学校や高齢者を対象とした安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

- 交通安全対策事業

(2) 交通安全施設の整備

市内の事故多発箇所や通学路、地域から要望のあった箇所において、公安委員会及び関係機関と連携して交通安全施設の整備を図ります。

- 交通安全対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
交通事故発生件数	件	734	650

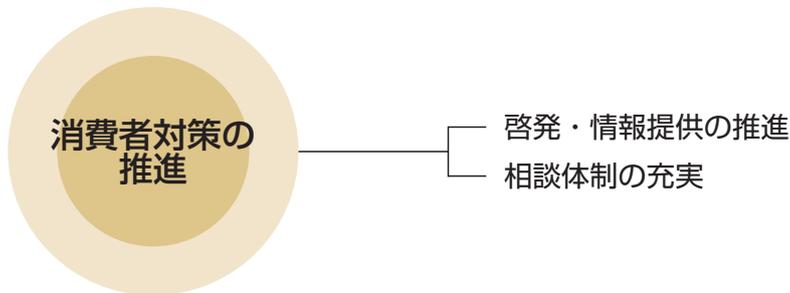
4. 消費者対策の推進

現状と課題

近年、規制緩和や高度情報化の進展、社会・経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが出現し、消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪徳商法による被害が急増し、大きな社会問題となっています。

このため、県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙等を通じた消費者への情報提供や消費生活の相談等により、消費生活の安全・安心の確保に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 啓発・情報提供の推進

県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用を行い、消費者トラブルの防止の啓発と消費生活情報の提供を図るとともに、各消費者団体の活動を促進し、消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

- 消費者行政事業

(2) 相談体制の充実

消費に関するトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者センターなど関係機関との連携を十分に行い、相談体制の充実に努めます。

●消費者行政事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
消費者相談件数	件	20	50



人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち (医療・健康・福祉)

1. 地域医療体制の確立

現状と課題

市内の医療機関数は、平成18年3月現在で72施設ありますが、医師数は84人で、人口10万人あたりに換算すると118.8人と県平均を大きく下回っています。

このうち市立の医療機関として永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所があるほか、本市と観音寺市が運営する三豊総合病院が観音寺市にあり、それぞれ異なる運営形態ながら地域医療の拠点となっています。

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、地域に密着した医療従事者を確保するとともに、各医療機関の連携を一層強化し、地域医療体制を確立する必要があります。

■市内の医療施設の状況 (単位：院、所、床)

病院		一般診療所		歯科診療所	
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
8	763	40	90	24	—

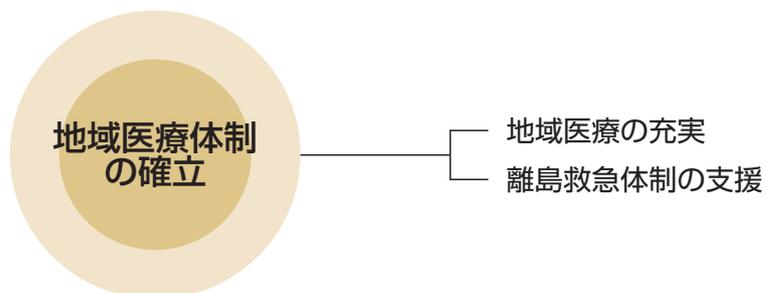
資料：市健康課（平成18年3月31日現在）

■市内の医師等の届出数・人口対比 (単位：人、%)

区分	医師		歯科医師		薬剤師		総人口
	実数	人口10万人対比率	実数	人口10万人対比率	実数	人口10万人対比率	
三豊市	84	118.8	31	43.8	79	111.7	70,700
香川県	2,531	250.8	652	64.6	2,070	205.2	1,009,298

資料：平成18年医師、歯科医師、薬剤師調査（平成18年12月31日現在）
平成19年香川県人口移動調査（平成19年1月1日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 地域医療の充実

永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所及び三豊総合病院の運営体制の強化及び相互の連携強化を進め、地域医療の充実を図ります。

- 病院事業会計負担金・繰出金
- 財田診療所事業
- 志々島診療所事業

(2) 離島救急体制の支援

離島における救急患者搬送に対する支援を行い、離島救急体制の維持・充実を図ります。

- 離島救急患者輸送費補助事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市民10万人あたりの医師数	人(実数)	118.8(84)(平成18年)	136.1(90)

2. 健康づくりの促進

現状と課題

少子高齢化が急速に進み、医療費が増大する中、健康を増進するためには、64歳以下の死亡を予防する（早世予防）、要介護を減らす（介護予防）、医療費を減らす（医療費適正化）ことを柱に、保健・医療の実態を把握し、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

本市では、平成19年度に「三豊市健康増進計画」を策定し「自らの健康は自らが守る」をモットーに、各分野における目標値を設定して計画的に取り組みを行っています。

今後は、合併を機に低下している受診率を、平成20年3月策定の特定健康診査等実施計画に基づく目標値に近づけるとともに、市民が健診結果を理解の上、特定保健指導を受けることで自己の健康管理を促していくことが必要です。

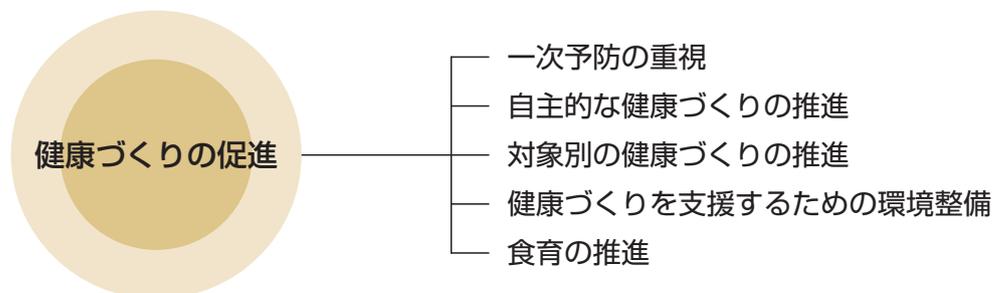
また、市民一人ひとりが生活習慣病等に対する知識を高め、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりが行えるよう、市全体で支援していくことが必要です。

■医療機関受診者数（内臓脂肪症候群の判断基準とされる疾病）（単位：件、％）

区分	高血圧		糖尿病		内分泌、栄養及び代謝の疾患	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
三豊市	19,985	17.3	5,748	5.0	3,869	3.3
香川県	229,832	14.8	72,603	4.7	50,246	3.2

資料：平成17年度香川県国民健康保険病類統計

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）一次予防の重視

これまでの健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の向上、改善を支援し、生活習慣病をはじめとする疾病の一次予防に重点を置いた取り組みを推進します。

- 特定健康診査事業
- 特定保健指導事業
- 健康教育事業
- 健康相談事業

（２）自主的な健康づくりの推進

健康づくりに関する様々な知識の普及や意識の啓発等を通じ、市民一人ひとりが健康課題を明確にし、生活習慣を見直し、改善することができるよう支援します。

- 保健師活動・訪問指導事業

（３）対象別の健康づくりの推進

子ども、成人、障がいのある人、高齢者などの対象別に、それぞれの立場を踏まえた健康づくりを支援します。

- 健康づくり推進事業
- 食生活改善推進事業

(4) 健康づくりを支援するための環境整備

社会全体での取り組みの重要性を踏まえ、家庭や地域、行政等が協力し、それぞれの役割において市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

また、市民の健康増進を図るための健康づくり施設について、指定管理者制度の活用による管理運営体制の充実のもと、民間手法による健康・体力づくりプログラムを提供します。

- 健康づくり施設管理事業

(5) 食育の推進

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に向け、単なる食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深め、伝統のある優れた食文化を継承するとともに、農産物の生産される過程や生産者の思いやこだわりを伝える地域特性を生かした食生活に配慮し、食を通じて健康にいたる食育を推進します。

- 食生活改善推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
国民健康保険加入者 特定健康診査受診率	%	—	65.0
結核検診受診者数	人	8,000	9,000
肺がん検診受診者数	人	13,350	15,000
胃がん検診受診者数	人	5,278	6,500
大腸がん検診受診者数	人	6,924	8,000
子宮がん検診受診者数	人	2,775	3,500
乳がん検診受診者数	人	2,684	3,500
食生活改善推進委員数	人	650	800
たくまシーマックス 年間延利用者数	人	266,473	270,000

3. 児童福祉・子育て支援の充実

現状と課題

本市における年少人口は、平成19年現在で8,733人と平成12年からの7年間で1,264人減少しており、今後もさらに減少することが予測されています。このような少子化傾向に歯止めをかけ、まちの活力を維持するため、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められています。

現在本市には、市立の保育所10施設があり、通常保育のほかに一時保育を実施しています。また、市内3地域で地域子育て支援センター事業を実施しています。

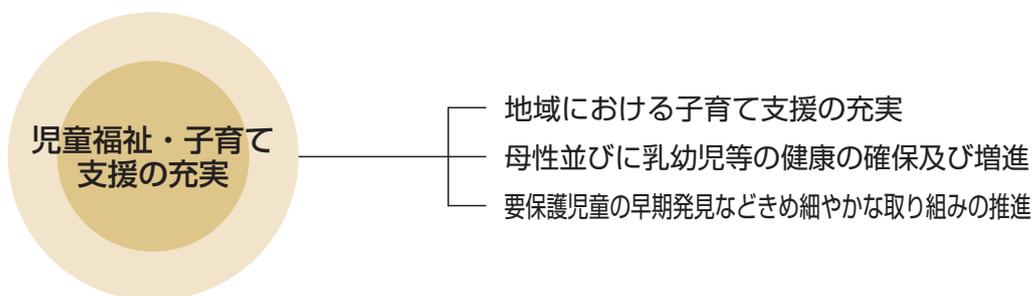
今後は、家庭、学校、地域、行政が一体となり、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりが求められています。また、子育て世代のニーズにあった放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業^{※22}など、妊娠・出産から子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策を講じることが求められています。

■ 年少人口（14歳以下）の推移 （単位：人）

区分	総数	男	女
平成12年	9,997	5,092	4,905
平成17年	8,920	4,525	4,395
平成19年	8,733	4,351	4,382

資料：平成12・17年国勢調査、平成19年香川県人口移動調査

施策の体系



※22 ファミリー・サポート・センター事業…子育てを援助してほしい人と援助したい人を会員として、子育てを支え合う事業

施策の内容と主要事業

（1）地域における子育て支援の充実

保育サービスをはじめとする地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもを育てながら親が育つ環境を整備して、「次代の親づくり」という子育ての本質に沿った支援体制を構築します。

- 通常保育・一時保育事業
- 地域子育て支援センター事業
- 放課後児童クラブ運営事業
- 児童館管理運営事業
- ファミリー・サポート・センター事業

（2）母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母子保健事業をはじめ、「食育」の推進、思春期保健対策の充実等、子育て家庭の健康の確保及び増進に努めます。

- 妊婦・乳幼児健康診査及び妊産婦、乳幼児相談事業
- 予防接種事業
- 不妊治療助成事業
- 乳幼児医療費助成事業

（3）要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進

母子家庭等のひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援、児童虐待の防止及び早期発見など、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。

- 母子家庭等医療費支給事業
- 児童虐待防止対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
放課後児童クラブ開設箇所	箇所	16	20
ファミリー・サポート・センター 会員登録者数	人	100	300

4. 高齢者福祉の推進

現状と課題

本市における65歳以上の人口は、平成19年現在20,353人で、総人口に対する比率が29.0%と本格的な高齢社会を迎えようとしています。特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。

このような状況の中で、長い高齢期を健康に過ごせるよう介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になった時にも、住み慣れた地域や家庭で安定して暮らせるよう在宅福祉サービス・介護サービスの充実や高齢者福祉施設・介護施設の充実を図る必要があります。また、核家族化の進行などにより、高齢者だけの世帯、ひとり暮らし世帯も増加している中、こうした世帯等を見守る体制を確立するとともに、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業に取り組む必要があります。

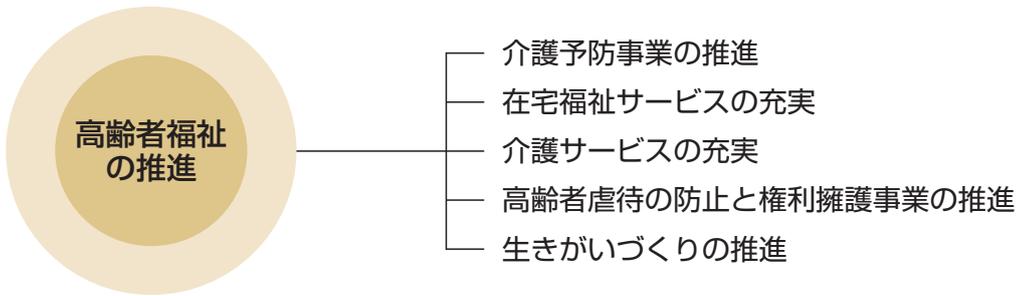
また、豊かで活力ある高齢社会を築くためには、高齢者自身が社会的な役割を担うことが重要になってきます。就労、ボランティア活動や生涯学習活動などを通して、長い間培ってきた豊富な経験や知識を生かせる場を提供しつつ、地域社会に貢献できるような体制を整備していくことが求められています。

■ 老年人口（65歳以上）の推移 （単位：人）

区分	総数	男	女
平成12年	18,970	7,928	11,042
平成17年	20,006	8,323	11,683
平成19年	20,353	8,454	11,899

資料：平成12・17年国勢調査、平成19年香川県人口移動調査

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）介護予防事業の推進

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった時にも悪化の防止と改善を図り、できる限り地域において自立した生活が営めるよう介護予防事業を推進します。

- 地域支援事業

（2）在宅福祉サービスの充実

高齢者を地域ぐるみで支え、住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある安定した生活が営めるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。

- 緊急通報装置設置事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 敬老祝い金支給事業

（3）介護サービスの充実

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、自立した生活が営めるよう居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めます。

- 介護（予防）サービス事業
- 離島ヘルパー養成事業

(4) 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、虐待を早期に発見し、迅速な対応、適切な指導・助言等により防止に努めるとともに、成年後見制度の利用等、権利擁護事業の推進を図ります。

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 成年後見制度利用支援事業

(5) 生きがいづくりの推進

老人クラブ活動の支援や就業機会の確保など社会参加を促進し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

- シルバー人材センター運営費補助事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
地域支援事業参加者数 (特定高齢者施策)	人	162	500
シルバー人材センター会員数	人	762	950

5. 障がい者福祉の推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに一人の人間として尊重され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会を実現することは、市民すべての願いです。

本市の障がい者数は、平成18年度末現在で、身体障害者手帳所持者3,385人、療育手帳所持者409人、精神障害者保健福祉手帳所持者102人となっており、身体・知的・精神障がい者それぞれが、年々増加傾向にあり、障がいの程度も重度化してきています。

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、障がいの種類にかかわらず福祉サービスが共通の制度により提供されるようになり、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みになるなど、障がい者の福祉制度は大幅な改正がなされました。

こうした状況を踏まえ、本市では、時代の変化や障がい者の多様なニーズに対応し、障がい者の施策の総合的、計画的な推進を図るため、「三豊市障害者計画・障害福祉計画」を策定して取り組んでいます。

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らすためには、施設整備だけでなく、障がいのある人も地域社会の一員として受け入れられる風土を醸成することや、在宅サービスの充実が必要となってきます。

また、就労・雇用機会の拡大を図るとともに、まちづくりへの参加を促進するなど、障がい者の社会参加を進めることが求められています。

■身体障害者手帳所持者の状況（年齢階層別） （単位：人）

0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	総数
7	46	8	40	73	115	360	246	354	2,136	3,385

資料：市福祉課（平成19年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者の状況（等級別） （単位：人）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
959	481	649	779	246	271	3,385

資料：市福祉課（平成19年3月31日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）啓発・広報、交流活動の充実

広報やホームページなどを活用し、市民の障がい者に対する正しい理解を促進します。また、障がい者や障がい者団体などと連携し、様々な機会を通じて障がい者に対する市民意識の高揚を図ります。

さらに、障がい者の学習活動を促進するため、各種講座等の実施にあたっては内容を工夫するなど、社会福祉協議会やNPO法人^{※23}などと連携し、障がい者に配慮した事業の実施を図ります。

また、障がい者が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、交流や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。

●障害者福祉団体等補助金交付事業

（2）障がい者福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各種の在宅福祉サービスと入所施設や通所施設等を利用したサービスを提供し、障がい者

※23 NPO法人…特定非営利活動法人

の福祉の増進を図ります。

- 障害者自立支援事業
- 自立支援医療費給付及び補装具交付事業
- 重度身体障害者住宅改造事業

(3) 地域生活支援事業の充実

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制を充実させ、地域の特性や利用者の状況に対応したサービスの提供や各種事業を実施します。

また、福祉年金支給事業、心身障害者医療費支給事業及び精神障害者医療費支給事業などの医療費助成制度の周知に努め、障がい者及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

- 地域生活支援事業
- 市単独福祉年金支給事業
- 重度心身障害者等医療費支給事業

(4) 雇用・就労支援の充実

ハローワーク等と連携し、民間企業や事業主に対し雇用を働きかけます。また、国、県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度について、広報などを活用して周知を図ります。そして就労を希望する障がいのある人が、それぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援を行います。

- 障害者福祉団体等補助金交付事業

(5) 福祉のまちづくりの充実

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視聴障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレの設置など、障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

また、公共施設等の整備においては、バリアフリー化を推進し、障がい者が利用しやすい環境づくりを進めます。

- 道路空間整備事業
- 交通安全対策事業
- バリアフリー化推進事業

(6) 安全・安心の確保

障がい者や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。また、民生・児童委員と連携し、地域における要援護者台帳の整備を支援します。

また、判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業について、社会福祉協議会と連携して普及、啓発します。

●災害時要援護者登録事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
障害者自立支援事業の受給者数	人	2,870	2,950



6.生活困窮者の自立支援

現状と課題

本市における生活保護の状況は、平成20年4月現在で201世帯、被保護人数が288人となっており、被保護世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯が34.3%、傷病世帯・障がい者世帯が45.8%、その他世帯が19.9%となっています。保護率は、4.1‰（パーミル^{※24}）で全国平均の約3分の1、県平均の約2分の1と低い率で推移しています。

しかし、近年、傷病世帯・障がい者世帯や高齢者世帯の増加により生活困窮者が増加傾向にあります。また、地方における景気回復の遅れなどを背景に、依然として雇用環境が厳しい状況にあります。

このような状況下における生活保護制度の運用にあたっては、最低生活を保障するのみならず、福祉事務所や社会福祉協議会、民生・児童委員等を通じて、低所得者層の生活状況を的確に把握し、他施策の積極的な活用や関係機関との連携を図り、困窮の程度に応じた適切な援護を行う必要があります。

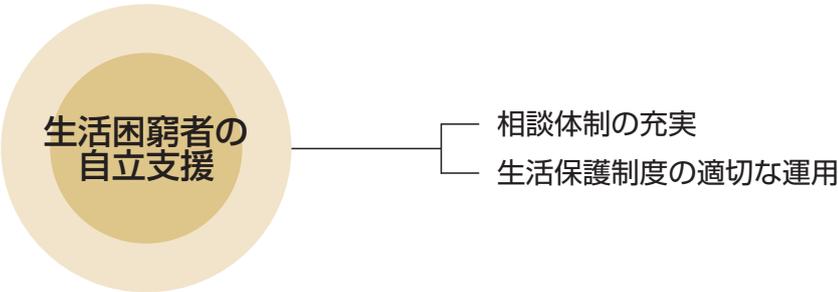
また、悩み事の相談や生活指導を行い、就労指導等による自立を支援する取り組みを充実させることが必要です。

■生活保護世帯数 (単位：世帯)

高齢者世帯	傷病世帯・障がい者世帯	その他の世帯	合計
69	92	40	201

資料：市福祉課（平成20年4月1日現在）

施策の体系



※24 パーミル…1,000分の1

施策の内容と主要事業

（1）相談体制の充実

低所得者等を対象に、民生・児童委員による「くらしの相談」を開催し、適切な生活指導、相談事業を行います。

- くらしの相談事業

（2）生活保護制度の適切な運用

生活保護制度を適切に運用するため、保護の実態と動向を的確に把握していくとともに、被保護世帯の生活の安定を図るため、適正な生活保護制度の運用による援護施策の実施に努めます。

また、医療機関や保健機関との連携を充実させるとともに、自立支援プログラム^{※25}を推進し、被保護者の自立促進を図ります。

- 生活保護扶助事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
就労により保護から自立した世帯数	世帯	3	6

※25 自立支援プログラム…被保護者の実態に応じ、自立支援の具体的内容や実施手順等を定めたもの

7. 地域福祉の推進

現状と課題

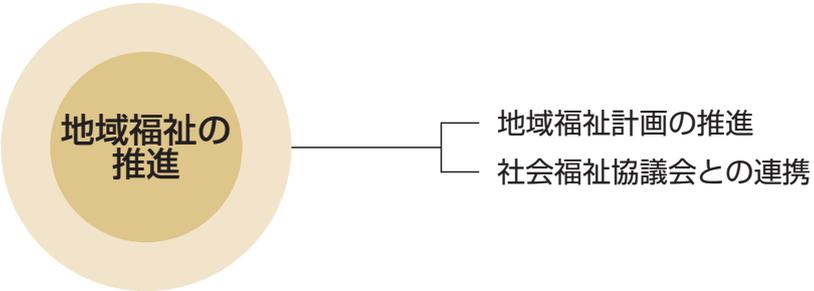
少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化により、地域社会における連帯感や市民相互の助け合いの意識が薄れています。これからの地域福祉には、障がいの有無や年齢にかかわらず、個人が人としての尊厳を持ち、家庭や地域の中で生活を送れるよう、市民との協働のもとに自立を支援していくことが強く求められています。

この視点から本市の状況をみると、地域を自分たちでよくしていこうという意識が芽生えつつあり、このような意識をさらに育てていくことが重要になっています。

市民が地域で活発な交流を持ち、相互に助け合い、支え合う社会を形成するためには、今後、地域住民の地域福祉への理解と協力の促進を図る必要があります。さらに、三豊市社会福祉社協議会活動やボランティア活動を通して福祉を担う人材を育成することが重要です。

地域における市民生活の課題を明らかにするとともに、社会情勢の変化に対応しながら、支援を必要とする人や家族だけでなく、すべての市民がともに支え合う地域福祉を推進していくことが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）地域福祉計画の推進

地域福祉計画の推進にあたっては、地域住民、NPO法人、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会、行政等が互いに協働して役割分担していくとともに、豊かな地域資源の有効活用や地域のよさを見直し、様々な工夫を行いながら効果的かつ継続的な計画の推進に努めます。

●社会福祉協議会支援事業

（２）社会福祉協議会との連携

地域住民の積極的な参加による子育て支援や障がい者に対する支援、ひとり暮らし高齢者に対する支援などの活動を推進します。

また、社会福祉協議会の活動紹介を通して、地域福祉活動に対する市民の理解を深めるとともに市民参加を促します。

ボランティア活動に関する体験や研修の機会を提供し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりなど気軽に参加できる環境づくりに努めるとともに、福祉ボランティアの育成や活動支援を行います。

児童・生徒のボランティアに関する意識啓発や活動体験など、学校教育における福祉教育の充実を図ります。また、子育て支援や学童保育などを通して、子どもから高齢者までの世代間交流を充実します。

●社会福祉協議会支援事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
ボランティア団体等登録者数	人	5,353	5,500

8. 社会保障制度の健全運営

現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

本市の平成20年4月の加入状況を見ると、世帯数が10,446世帯、被保険者数が19,002人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が急激に増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあります。今後は、後期高齢者医療制度など、国の医療制度改革も踏まえながら、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

平成20年4月からはじまった後期高齢者医療制度については、高齢者医療を進めるために、75歳以上の人々の医療を国民みんなが支える仕組みとして導入され、平成20年4月の被保険者数は11,892人となっており、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みや、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など高齢者の生活を支える医療をめざして運営されています。

また、本市の介護保険事業の状況は、平成20年3月月報で第1号被保険者数が20,404人、要介護等認定者数が3,233人、サービス受給者数が2,716人となっており、介護保険制度創設当初の平成12年度と比較すると、第1号被保険者数は5.4%、要介護等認定者数は54.2%、サービス受給者数は96.2%とそれぞれ増加しています。団塊の世代が高齢期を迎える今後は、さらに増加を続けるものと予想され、併せて介護給付費も増加するものと思われます。

こうした介護給付費の動向は、介護保険財政に重大な影響を及ぼすものであり、最近の介護給付費は人口の高齢化、介護保険制度の普及も相まって年間5%～6%程度増加しており、介護給付費の適正化を徹底的に推進していく必要があります。

一方、国民年金制度は、すべての国民を対象に、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度であり、人々の生活に必要な不可欠なものです。

平成18年度末現在の第1号被保険者数は10,279人となっていますが、年々減少傾向にあります。全国的に少子高齢化に伴う年金支給の確保に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代に

とって老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

■ 国民健康保険税の収納状況

(単位：千円、%)

区分	平成17年度			平成18年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
国民健康保険税	2,341,868	2,041,949	87.2	2,555,433	2,234,744	87.5
医療	2,213,764	1,935,058	87.4	2,393,230	2,097,247	87.6
現年課税分	1,968,927	1,886,673	95.8	2,128,234	2,042,270	96.0
滞納繰越分	244,837	48,385	19.8	264,996	54,977	20.8
介護	128,104	106,891	83.4	162,203	137,497	84.8
現年課税分	110,186	103,652	94.1	141,839	133,473	94.1
滞納繰越分	17,918	3,239	18.1	20,364	4,024	19.8

資料：市税務課

■ 介護給付・予防給付費

(単位：千円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
給付費 計	3,736,729	4,056,603	4,326,588	4,347,288	4,264,377
居宅介護（支援）サービス	1,228,270	1,413,218	1,581,348	1,623,092	1,476,221
訪問通所サービス	907,594	1,005,184	1,083,931	1,114,895	973,531
短期入所サービス	142,775	151,974	187,702	184,927	163,336
その他の単品サービス	147,192	224,543	281,095	298,476	312,161
福祉用具購入費	5,901	6,055	5,531	4,650	4,653
住宅改修費	24,808	25,462	23,089	20,144	22,540
地域密着型サービス	—	—	—	—	292,957
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	106,041
認知症対応型 共同生活介護	—	—	—	—	186,916
その他	—	—	—	—	—
施設介護サービス	2,508,459	2,643,386	2,745,241	2,724,196	2,495,199
介護老人福祉施設	1,083,659	1,181,310	1,171,294	1,124,067	1,008,640
介護老人保健施設	746,279	733,201	775,058	820,554	787,597
介護療養型医療施設	678,521	728,875	798,889	779,575	698,962

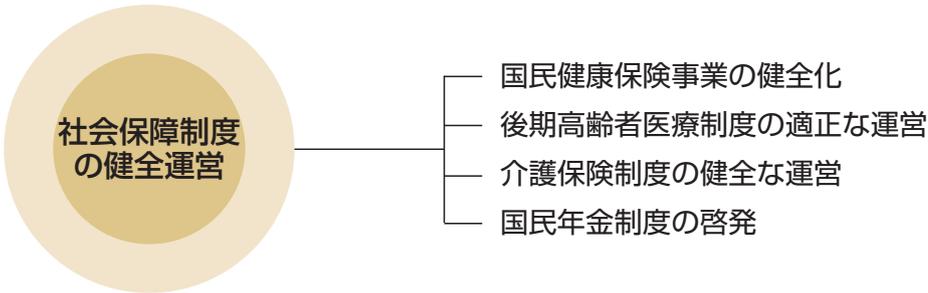
資料：市介護保険課

■ 国民年金の被保険者の状況 （単位：人）

区分	第1号被保険者			第3号被保険者	免除被保険者数		
	強制加入	任意加入	付加		法定免除	申請免除	学生納付特例
平成14年度末	10,890	77	1,220	4,564	596	645	672
平成15年度末	10,793	72	1,107	4,529	595	728	733
平成16年度末	10,689	80	1,069	4,489	595	955	839
平成17年度末	10,572	78	1,008	4,380	607	1,295	834
平成18年度末	10,279	87	895	4,269	598	1,481	812

資料：市市民課（事業年報より）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）国民健康保険事業の健全化

生活習慣病予防の推進や、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト^{※26}点検調査の充実や健康維持に関する広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。

- 国民健康保険事業

（2）後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度について、広域的連携のもと、制度周知を図りながら、適正な運営に努めます。

- 後期高齢者医療制度推進事業

※26 レセプト…診療報酬請求明細書

(3) 介護保険制度の健全な運営

介護保険の関係事業者・団体との連携を強化し、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めるとともに、介護予防及び居宅介護を重視した介護保険制度の健全な経営と円滑な運営を図るため、増加を続ける介護給付費の適正化等を積極的に推進します。

- 介護保険事業特別会計等繰出金
- 介護給付等費用適正化事業
- 低所得者利用負担対策事業

(4) 国民年金制度の啓発

国民年金制度への加入・変更・免除などの各種届出と給付に関する請求書などの受理・審査関連事務を行うと同時に、広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、国民年金制度にかかわる正しい知識と認識を深めていくとともに、社会保険庁との連携のもと、未加入者の加入促進に努めます。

- 国民年金事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
要介護等認定者数(率)	人(%)	3,233(15.8)	3,300(15.3)

豊かな心を育み、文化を発信するまち(教育・文化)

1. 幼稚園教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであり、幼児の健やかな成長のための良好な環境の整備が求められています。

平成19年5月現在、本市には、幼稚園21園（うち1園休園）があり、1,335人の園児が在園しています。園児一人ひとりに応じた教育を進めるために、1学級の幼児数の引き下げ（3歳児20人、4・5歳児30人（文科省省令35人以下））や、支援の必要な幼児には支援のための職員を配置するなど特別支援教育にも取り組んでいます。また、近年の少子化・核家族化及び女性の社会進出の拡大などにより、子育て支援としての預かり保育を全園で実施しています。

しかし、施設面では、園児数が300人に近い大規模園や、10人以下の小規模園があるなど、規模的な格差がみられるほか、老朽化が進んでいる園もみられます。

今後は、すべての園児がよりよい環境の中で教育を受けられるよう適正規模・適正配置と施設整備を併せて検討するとともに、教職員の資質向上や家庭、小学校、地域との連携強化をさらに進め、幼稚園教育の充実を図る必要があります。

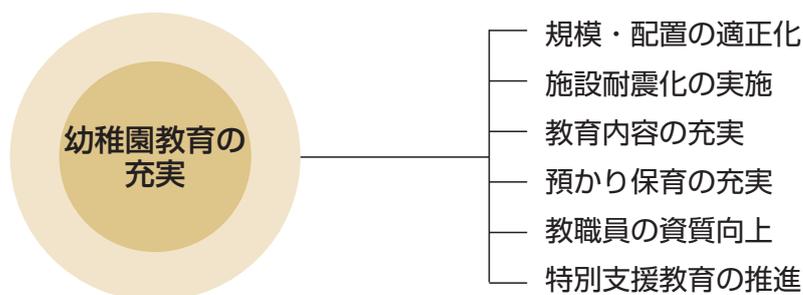
■市立幼稚園の状況

(単位：園、学級、人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
園数	21	21	21	21	21	21
学級数	81	78	78	76	77	77
園児数	1,400	1,425	1,431	1,381	1,370	1,335

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）規模・配置の適正化

市立幼稚園におけるよりよい教育環境を整備し、充実した幼稚園教育等の実現に資するため、三豊市立学校等適正規模・適正配置検討委員会を設置し、この検討委員会の答申をもとに幼稚園規模の適正化を図ります。

- 子ども未来推進事業

（２）施設耐震化の実施

幼児の教育活動の場である幼稚園施設の耐震化を図り、幼児等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。

- 幼稚園施設耐震化推進事業

（３）教育内容の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、家庭、小学校、地域との連携強化のもと、幼稚園における教育内容の充実に努めます。

- 幼稚園運営事業

（４）預かり保育の充実

家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、通常の保育時間終了後預かり保育を行います。

- 幼稚園預かり保育事業

（5）教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

- 幼稚園教職員研修事業

（6）特別支援教育の推進

LD^{※27}、ADHD^{※28}、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する幼児が在籍する幼稚園に特別支援教育支援員を配置し、障がいのある園児に適切な指導及び必要な支援を行います。

- 特別支援教育事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
幼稚園園舎耐震化率	%	72.7	90.9



※27 LD…学習障がい
 ※28 ADHD…注意欠陥・多動性障がい

2. 学校教育の充実

現状と課題

子どもたちが、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけることが求められています。さらに自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身につけ、未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

本市では、小・中学校を通じて教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した英語教育をはじめとする教育内容の一層の充実、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっています。このような問題への対応には、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの教育が求められています。

また、支援の必要な生徒には支援職員を配置するなど特別支援教育の推進が必要になっています。

学校施設については、平成19年5月現在、小学校26校（うち1校休校）、市立中学校7校（うち1校休校）、組合立中学校1校、県立中学校1校があり、小学校児童数は3,676人、中学校生徒数は2,262人となっています。

快適で安全な教育環境づくりのため、学校規模・配置の適正化の検討とともに、老朽化した校舎・体育館の改修整備や耐震補強工事等が必要になっています。

学校給食センターは6箇所、単独調理校が8校あります。食育や地産地消が推進される中、安全・安心な給食づくりのため、学校給食体制の充実を図る必要があります。

■ 小学校の状況

(単位：校、学級、人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学校数	26	26	26	26	26	26
学級数	198	197	198	197	200	199
児童数	3,852	3,801	3,737	3,730	3,720	3,676

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 中学校の状況

(単位：校、学級、人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学校数	9	9	9	9	9	9
学級数	88	87	81	78	80	83
生徒数	2,593	2,507	2,452	2,325	2,273	2,262

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の体系



- 規模・配置の適正化
- 施設耐震化の実施
- 教育内容の充実
- 学校施設管理の充実
- 教職員の資質向上
- 特別支援教育の推進
- 学校給食体制の充実
- 理科学系人材の育成

施策の内容と主要事業

（1）規模・配置の適正化

市立小・中学校におけるよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、三豊市立学校等適正規模・適正配置検討委員会を設置し、この検討委員会の答申をもとに学校規模の適正化を図ります。

- 子ども未来推進事業

（2）施設耐震化の実施

児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設の耐震化を図り、児童・生徒等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。

- 小・中学校施設耐震化推進事業

（3）教育内容の充実

小・中学校間及び家庭、地域との連携強化のもと、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成を重視した教育内容の充実に努めます。

- 小・中学校運営事業
- 小・中学校教育振興事業
- 小・中学校教育扶助事業
- 外国語教育推進事業

（4）学校施設管理の充実

小・中学校において、安全、快適な教育環境の管理を行います。

- 小・中学校施設管理事業
- 学校ネットワーク整備事業

（5）教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

- 小・中学校教職員研修事業

（6）特別支援教育の推進

LD、ADHD、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する児童・生徒が在籍する学校に特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童・生

徒に適切な指導及び必要な支援を行います。

- 特別支援教育事業

(7) 学校給食体制の充実

安全・安心な食材を確保するために、地産地消を目標に、地元農業者との連携を図り、品質がよく、安価な食材の確保に努力します。

また、現在のセンター方式と自校調理場方式で行われている本市学校給食調理体制の見直しを図ります。

- 学校給食センター給食事業
- 学校給食センター運営事業
- 学校給食センター整備事業

(8) 理化学系人材の育成

本市の科学技術の拠点である詫間電波工業高等専門学校との連携による、ロボット教室やロボットコンテスト、また、科学教室などの開催により、子どもたちが理化学に興味を持ち、ものづくりや創意工夫の感動と楽しさを体験できる機会を提供します。

- 大学等と連携した地域づくり助成事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
小学校校舎耐震化率	%	78.6	91.1
小学校体育館耐震化率	%	73.9	95.7
中学校校舎耐震化率	%	79.2	100.0
中学校体育館耐震化率	%	66.7	100.0

3.生涯学習社会の形成

現状と課題

価値観やライフスタイルの多様化が一層進む中で、いつでも、誰でも、どこでも学びたいことを学ぶことができる生涯学習社会の形成が求められています。

この生涯学習とは、単に用意されたものを受け取るものではなく、自らの可能性を、自らの力によって開拓するものであり、「学ぶ内容と方法を、学ぶ者自身が創り出し」それを「学ぶ者自身が運営する」という「創る権利」を基本としています。

本市においても、徐々に各地域・各団体において相互協力並びに自主運営意識が芽生えており、生涯学習の理念に即した環境に近づいてきています。

今後は、学習の権利を機会の享受という「与えられる権利」から一歩進んだ「創造する権利」としての生涯学習を啓発するとともに、市民と行政が協働した総合的な生涯学習推進計画を策定し、市民のニーズに即した多彩で特色のある学習プログラムの整備と提供等を行う必要があります。

■公民館等利用の推移（社会教育団体利用含む）

（単位：回、人）

区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	回数	延人数								
市公民館計	7,014	128,379	6,990	139,993	6,814	125,874	9,658	121,825	8,946	131,066
公民館利用計	3,802	75,370	3,494	80,109	3,269	77,554	2,753	53,855	3,474	61,611
公民館分館利用計	3,212	53,009	3,496	59,884	3,545	48,320	6,705	67,970	5,472	69,455

資料：市生涯学習課

施策の体系



- 生涯学習推進計画の策定
- 生涯学習団体の支援
- 公民館活動の充実
- 生涯学習関連施設の整備充実
- 家庭教育の啓発と推進
- 地域交流活動の推進

施策の内容と主要事業

(1) 生涯学習推進計画の策定

市民の一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図るため、家庭教育の充実や、本市の豊かな自然や伝統文化、産業、先人など豊富で優れた学習素材を活用し、学校や家庭、地域など社会全体が一体となった生涯学習を推進するため、生涯学習推進計画を策定します。

- 生涯学習推進計画事業

(2) 生涯学習団体の支援

子ども会・青年団等の各種生涯学習団体の支援を行います。

- 社会教育一般事業

(3) 公民館活動の充実

公民館は生涯学習の拠点として、地域住民と行政を結ぶ役割を担っており、地域住民の生きがいの場所をつくるだけでなく、学校教育の支援や家庭教育の強化といった目的に向かって、地域の特色を生かした公民館活動を推進します。

また、安全、快適な生涯学習の場として提供するため施設の整備・充実を図ります。

- 公民館管理運営事業
- 公民館施設等整備事業

（4）生涯学習関連施設の整備充実

市民の主体的な学習等の活動を推進するため、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の整備と適正な管理運営を行い、安全で快適な学習空間の提供と利便性の向上に努めます。

- 生涯学習関連施設整備事業
- 生涯学習関連施設管理運営事業

（5）家庭教育の啓発と推進

幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を実施し、保護者等への家庭教育の必要性の啓発、家庭における教育力の向上を図ります。

- 地域教育推進事業

（6）地域交流活動の推進

安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動など地域住民との交流活動を行います。

- 放課後子ども教室推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
家庭教育学級実施校	校	25	37

4. 青少年の健全育成

現状と課題

近年、少子化や核家族化、地域の人たちとの交流の機会の減少などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもへの接し方が分からない、しつけ方が分からないなど、育児に不安を持つ保護者が増える一方、教育に無関心、過保護な保護者も増えてきています。

本市では、少年育成センターが中心となり、家庭・学校・地域社会・警察及び関係団体等と連携し、悩み事相談や補導など総合的な青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

近年、補導件数は横這いですが、今後は、社会環境の急速な変化に伴い、青少年の非行件数が増加していくことも考えられます。

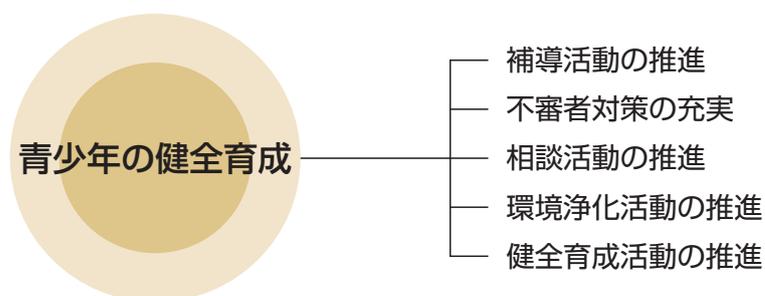
今後とも、青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、全市的な体制整備のもと、安全・安心のまちづくりをめざして、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

■ 青少年の補導・相談状況 (単位：件)

区分	平成18年度	平成19年度
補導 計	4,162	4,061
喫煙・飲酒	41	12
道路交通法違反	187	155
怠学・怠業	8	—
不良交友	—	1
帰宅促し	8	17
声かけ	3,706	3,778
暴走行為	9	1
その他（校則違反・たむろ等）	203	97
相談 計	99	111
少年相談	99	111

資料：市少年育成センター

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）補導活動の推進

街頭補導を強化し、非行や不良行為の早期発見と防止に努めます。また、万引きなどの問題行動対策、非行等の広域化対策として、地域・学校・警察や関係機関・団体で構成する「三豊市子ども安全安心ボランティアサミット」において連携強化を図り、情報交換を密にすることにより、早期の対策を講じます。

●補導活動事業

（2）不審者対策の充実

警察・学校・市民等から寄せられた不審者情報について、学校や不審者情報配信サービス登録会員に向けて注意喚起のメール配信を行います。

また、不審者の現れにくい環境づくりに向けて、市民ボランティアによる「安全安心パトロール隊」や「子ども見守り隊」の活動を支援するとともに、「子どもSOSの家」を継続します。

●不審者情報システム事業

●見守り活動事業

（3）相談活動の推進

不登校や引きこもりの児童・生徒、その保護者等に対して、学校、家庭、子ども相談センター、関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。

また、広報活動等を通じ、悩みを抱えている潜在的相談者の掘り起こしに努めます。

- 相談活動事業

(4) 環境浄化活動の推進

青少年のたまり場、空き家、有害図書、自動販売機等、少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収、重点パトロールなどにより環境の浄化に努めます。

- 環境浄化活動事業

(5) 健全育成活動の推進

すべての青少年が非行に走ることなく、素直で明るい希望にあふれる青少年に育つことをめざして、学校・警察・関係機関・「少年を守る会」等関係団体と連携し、補導体験活動や街頭での広報・啓発活動を行います。

また、「三豊市青少年健全育成市民会議」を通じて、校区会議や地区会議等が行う健全育成活動を支援します。

- 健全育成活動事業
- 青少年健全育成市民会議

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
相談件数	件	111	130
安全安心パトロール隊員数	人	369	470

5.文化芸術の振興と歴史の継承

現状と課題

本市では、文化協会をはじめとする各種文化団体を中心となった様々な文化芸術活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の文化芸術活動を支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、文化芸術の振興に努めています。また、マリンウェーブを中心として質の高い文化芸術イベントが開催され、市民が優れた文化芸術を鑑賞できる機会となっています。

また、本市には、国宝に指定されている本山寺本堂をはじめ、国指定史跡宗吉瓦窯跡など、国・県・市指定の文化財が177件存在しています。

文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化・風土を内外に発信する上で重要な役割を担っています。

そのため、文化財の適正な保存を行うとともに、講演会の開催、文化財マップの作成等による文化財の公開に努め、多くの人々が本市の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努める必要があります。また、地域に眠る未指定の文化財についても調査を進め、現状を把握するとともにその保存に努める必要があります。

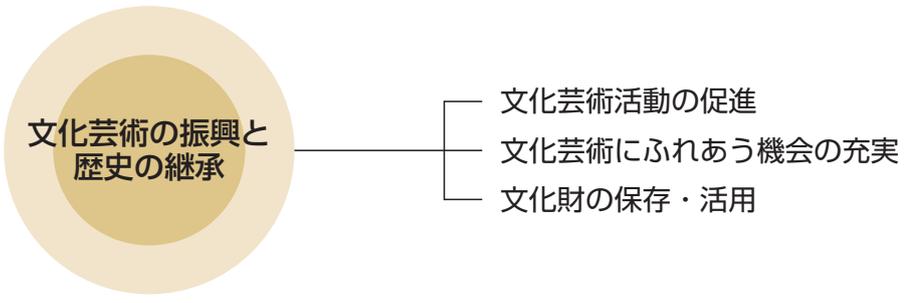
■市内文化財の状況

(単位：件)

区分	合計	国指定	県指定	市指定
文化財 計	177	17	38	122
国 宝	1	1	—	—
重要文化財	6	6	—	—
有形文化財	74	—	21	53
無形文化財	1	—	—	1
有形民俗文化財	9	—	3	6
無形民俗文化財	15	—	6	9
記念物	65	4	8	53
登録有形文化財	6	6	—	—

資料：市生涯学習課

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 文化芸術活動の促進

文化芸術振興の中心となる文化協会活動を促進するとともに、市内各地で恒例となっている文化祭を、地域住民の参加・協力のもと、地域の特色を盛り込んで開催します。

- 文化芸術活動事業

(2) 文化芸術にふれあう機会の充実

優れた文化芸術を鑑賞することができるよう、国内外の一流芸術家による公演や展示会等を開催し、鑑賞機会の拡充に努めます。

- 健康生きがい中核施設マリンウェーブ事業

(3) 文化財の保存・活用

文化財の調査及び保存・活用について、文化財保護審議会等の有識者による助言や、文化財保護協会会員等の協力を求めながら適切な実施に努めます。また、賀茂神社長床神事や宇賀神社どぶろく祭り等の無形民俗文化財については、保存団体や後継者の育成を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

- 文化財等調査・活用推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
マリンウェーブマーガレットホールでの文化芸術イベント開催回数	回	100	177

6. スポーツ活動の普及

現状と課題

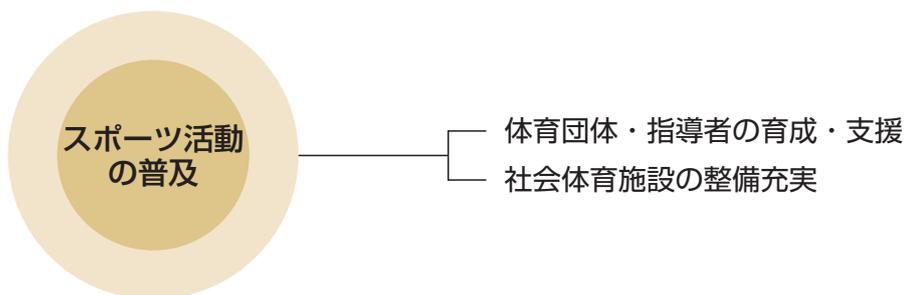
スポーツ活動は、心身の鍛練や健康増進に役立つだけでなく、住民相互の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、大きな役割を担っています。

現在、本市のスポーツ活動は、市長杯スポーツ大会など市内体育団体の自主運営による大会開催のほか、様々なスポーツ活動が活発に展開されています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、市内のスポーツ施設の整備充実や管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主運営に向けた支援や指導者の確保、スポーツ大会・教室の充実など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）体育団体・指導者の育成・支援

体育団体の自主活動がより活発に行える環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な市民ニーズに対応するための体育指導委員の育成や資質の向上を図ります。

- 保健体育一般事業
- 体育指導員事業
- 体育指導委員スポーツ事業
- 体育祭事業

（2）社会体育施設の整備充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている各種社会体育施設について、利用ニーズに即した施設の整備充実を進めるとともに、管理運営体制の充実を図ります。

- 社会体育施設整備事業
- 社会体育施設管理運営事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市スポーツ施設延利用者数	人	376,805	421,000

注：市スポーツ施設は、三豊市高瀬町緑ヶ丘総合運動公園、三豊市高瀬町体育館、三豊市高瀬町武道館、三豊市高瀬B&G海洋センター、三豊市山本ふれあい公園、山本町河川敷運動公園、三豊市三野町体育センター、三豊市豊中サン・スポーツランド、三豊市豊中町トレーニングセンター、豊中町体育館、三豊市詫間町市民運動場、三豊市詫間町水出運動公園、三豊市詫間町体育センター、三豊市詫間町武道館、三豊市詫間町弓道場、三豊市仁尾町体育センター、三豊市財田町総合運動公園、三豊市財田B&G海洋センターをさす。

7. 国際・地域間交流の促進

現状と課題

情報通信網の発達等を背景に、人、モノ、情報の交流が世界的な規模で行われ、国を越えた相互理解や協力ができる社会の形成が求められています。

本市では（財）三豊市国際交流協会を中心とした交流事業を展開しており、友好交流都市である韓国慶尚南道陝川郡やアメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民による相互訪問や双方の中学生によるホームステイ事業などの交流活動を通して、相互理解の進展に努めるとともに、国際交流員による外国語講座や外国料理体験講座等を開催し、国際感覚あふれる人材の育成を積極的に進めています。

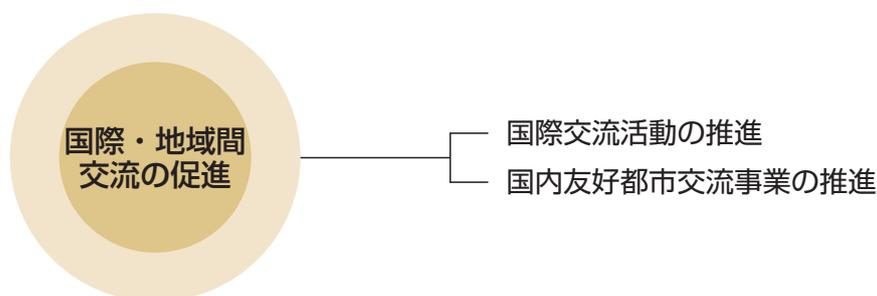
しかし、こうした国際交流活動への市民の関心はまだまだ低いため、市民が積極的に国際交流活動に参加しようという意識の醸成を図る必要があります。

また、「国際化社会」とは外国の人、物、文化と日本の人、物、文化が対等に共存する社会であるという認識に立ち、相互に認め合い理解し合える社会づくりに努めることが、これからの国際化に対応した本市のまちづくりに必要とされています。

一方、国内における地域間交流活動についても、北海道虻田郡洞爺湖町、徳島県海部郡美波町と友好都市提携の盟約を締結しており、小学生訪問や各種イベントへの参加など、市としての交流を深めています。

今後、相互交流による双方の地域活性化や人材育成を図るために、市民主導による交流活動の促進が求められており、活動の担い手となる市民交流団体の支援に取り組む必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）国際交流活動の推進

友好都市交流協定を締結している韓国慶尚南道陝川郡、アメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民レベルや中学生同士の交流を促進し、国際交流活動への市民の関心を高めるとともに、市民主導の多様な交流活動を支援します。

- 国際交流事業

（2）国内友好都市交流事業の推進

友好都市提携の盟約を締結している北海道虻田郡洞爺湖町と徳島県海部郡美波町との交流をさらに推進するとともに、市民交流団体の支援等に取り組み、市民主導による交流活動を促進します。

- 友好都市交流事業
- 友好都市少年交流事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
国際交流活動への参加者延人数	人	831	1,200
地域間交流活動への参加者延人数	人	78	120

ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

1. 人権尊重社会の確立

現状と課題

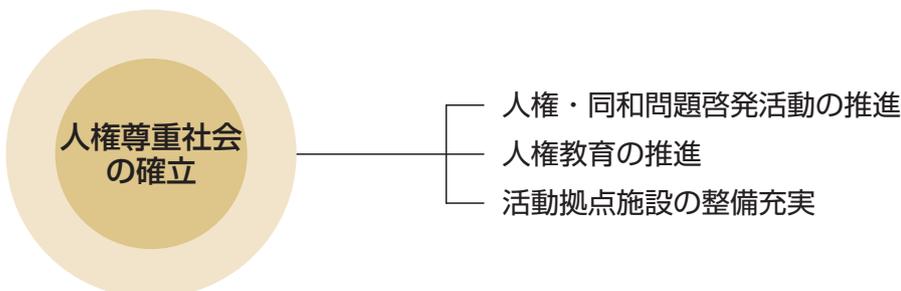
人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であって、誰もが生まれながらに持っている誰からも侵されることのない権利であり、日本国憲法でも、国民の基本的な人権が保障されています。

本市は、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざしていくため、人権尊重都市宣言を行い、人権・同和問題の解決に向けて関係機関・団体と連携をとりながら、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権・同和問題を正しく理解し、身近な問題としてとらえられるような教育・啓発活動を推進しています。

しかし、今なおなくなるしない同和問題、子どものいじめ・虐待、女性や高齢者への暴力、障がい者、外国人等への差別・偏見など様々な人権問題（侵害）が存在しています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネット等による新たな人権侵害事象も発生しています。

これらの問題の解決のためには、市民の理解と協力が必要であり、市民意識を十分に把握し、今までの講演会、研修会、広報などの啓発活動を見直し、市民一人ひとりが、あらゆる差別に対して敏感となり、差別をしない、させない、許さない行動を実践してもらえるような施策の推進、さらに人権啓発の交流活動及び地域福祉の向上のための拠点施設の整備充実をめざした施策を推進することが重要です。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 人権・同和問題啓発活動の推進

同和問題などのあらゆる人権問題の解決に向けて各種の啓発事業を実施し、市民の人権意識の高揚を図り、差別・偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

- 人権・同和問題啓発活動事業
- 企業同和推進事業

(2) 人権教育の推進

すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身につけていくための人権教育を推進します。

- 人権教育一般事業
- 集会所管理運営事業
- 人権教育推進事業

(3) 活動拠点施設の整備充実

人権・同和問題の正しい理解と認識を目的とした人権啓発や地域福祉向上のため、開かれた市民交流の拠点施設をめざし、各種事業の充実を図ります。

- 隣保館管理運営事業
- 児童館管理運営事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
人権・同和問題に自分も努力すべきと回答した市民の割合（人権・同和問題に関する意識調査より）	%	22.8	30.0
人権講演会・研修会などへの参加人数	人	6,183	7,000

2. 男女共同参画の促進

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、景気の低迷などに伴い、職場や家庭において個人の尊厳や男女の尊重に対する取り組みが抑制され、真の意味での生活の豊かさが充足されにくい環境の広がりが懸念されています。

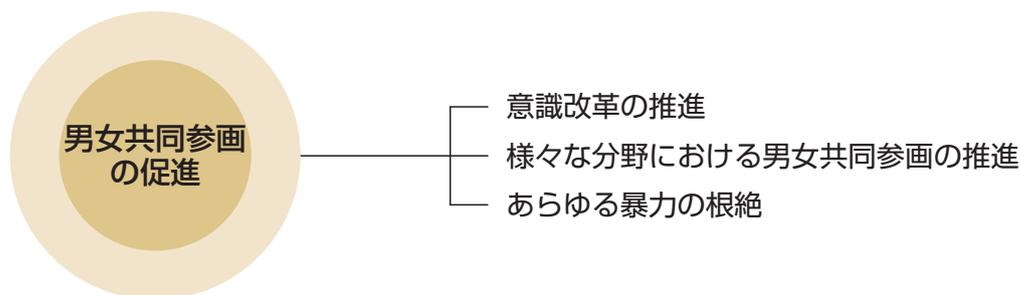
このため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮して充実した生活を享受できる社会の構築が強く求められています。

このためには、男女共同参画に対する理解と関心を深め、性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく社会制度・慣行などを改めることにより、男女がお互いに認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画し、充実した生活を実現するとともに、その活動によってエネルギーあふれる、明るく開かれた地域社会を築くことが必要です。

本市では、このような地域社会の形成に向け、平成20年3月に「一人ひとりが輝くために」を基本理念とした「三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、このプランに基づいた男女共同参画の視点に立った意識の改革や様々な分野への男女共同参画の推進が必要となっています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 意識改革の推進

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革の推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

- 男女共同参画啓発・研修事業

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

審議会等への女性の積極的な登用等による政策・方針決定過程への女性参画の拡大をはじめ、家庭・地域生活と仕事の両立支援や雇用分野における男女の均等な機会・待遇の確保に関する施策の推進など、様々な分野における男女共同参画を推進します。

- 男女共同参画推進事業

(3) あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス^{※29}やセクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めます。

- 暴力根絶推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない市民の割合（男女共同参画に関する調査より）	%	16.8	10.0
法令等に基づく審議会等の女性委員の割合	%	23.0	30.0
男女共同参画に関するセミナーの開催	回	0	1

※29 ドメスティック・バイオレンス…親しい関係にある男女間における暴力や虐待

3. 情報公開の推進

現状と課題

地方分権の進展に伴い、自主自立した三豊市型まちづくりに取り組むためには、市民に対して積極的な行政情報の提供や公開を行い、市民へのアカウンタビリティ^{※30}を果たしながら、情報を共有することが必要不可欠です。

本市では、広報紙やホームページを通じて、市政運営に関する様々な情報や市民に身近な情報の提供・発信をおこなっています。また、「三豊市意見公募に関する要綱」を定め、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、市制への参画を促進しています。

さらに、情報公開についても「三豊市情報公開条例」と「三豊市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底したうえで、積極的に行政情報を公開しています。

今後も、広報紙やホームページのさらなる充実を図り、情報化時代に対応した迅速な情報発信に取り組むとともに、積極的な行政情報公開を行う必要があります。

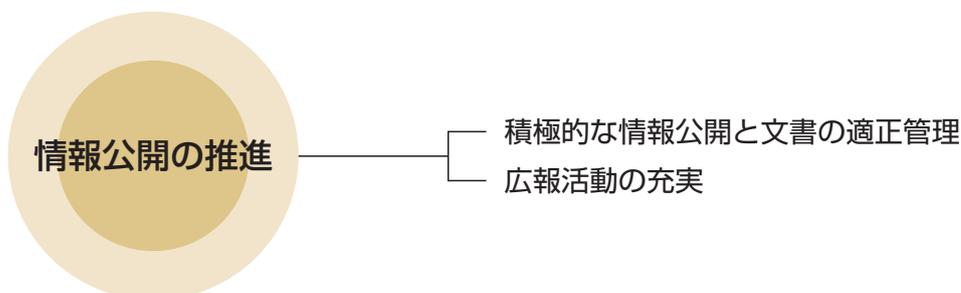
■ ホームページの年間アクセス数の状況 (単位：件)

	平成18年度	平成19年度
市ホームページ1日当たり平均アクセス件数	2,332	3,389

資料：市情報政策課

注：平成18年度の件数は、平成19年1月から3月までの3ヶ月間の平均数値

施策の体系



※30 アカウンタビリティ…自治体が住民に対して負う説明責任

施策の内容と主要事業

(1) 積極的な情報公開と文書の適正管理

市政が、市民に分かりやすく身近に感じられるよう積極的な情報公開を推進し、公正で透明な行政運営に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深めます。また、三豊市情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用に資するため、三豊市文書管理規程に基づき、文書を適正に管理します。

- 情報公開事業
- 個人情報保護事業
- 文書管理事業
- 文書館管理事業

(2) 広報活動の充実

広報紙やホームページのさらなる内容充実を図るとともに、インターネットを利用した行政情報のメール配信サービスの拡充など、広報活動による積極的な行政情報の発信に努めます。

- インターネットメール配信サービス事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市ホームページ1日当たり 平均アクセス件数	件	3,389	10,000
メール配信登録件数	件	1,531(平成20年度)	3,590

4.地域内分権の推進

現状と課題

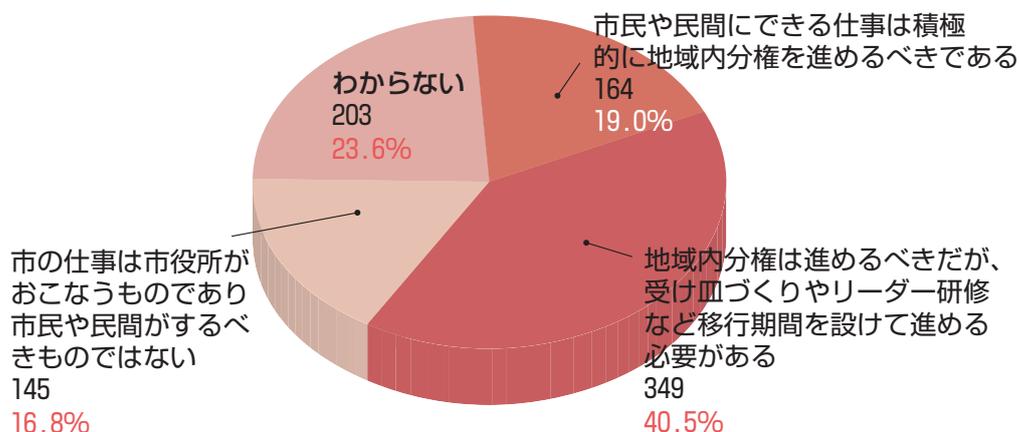
社会・経済情勢の変化に伴いますます多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、これまで以上の市民参画や市民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。

そこで、本市では「地域内分権」という手法を用いて、市民の参画や協働を得ながら新しい時代のまちづくりを行おうと考えています。

この「地域内分権」とは、今までのように公平性・平等性の原則のもと、行政があらゆる市民ニーズに対応するのではなく、市民一人ひとりが自分たちでできることから行動をはじめ、これらの行動を積み重ねていくことで地域の課題を効率的で効果的に克服するという、お互いが支え合っていくまちの仕組みを創るという考え方です。

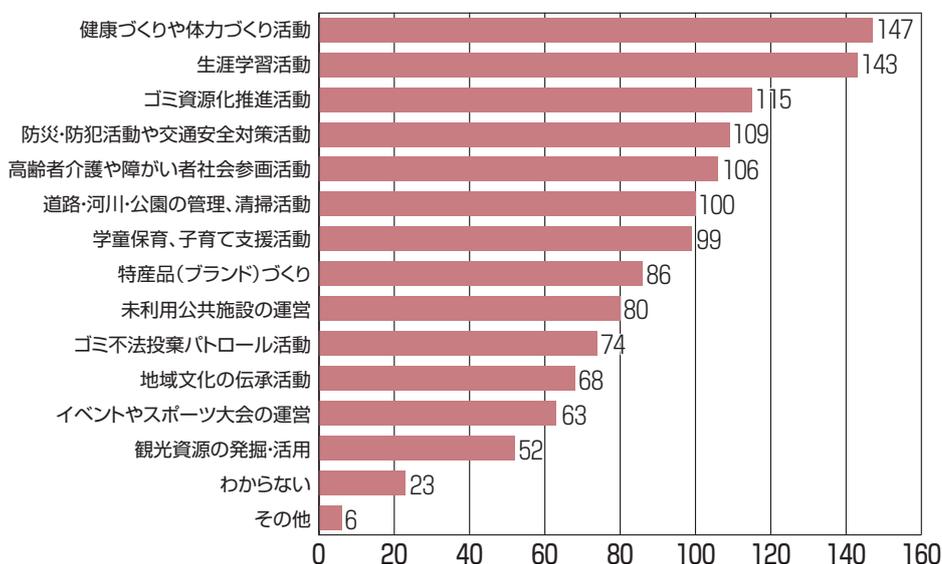
今後は、この「地域内分権」を進めるため、これまで以上に市民に積極的に情報を提供し、参画を促すとともに、そのシステムの確立に向けた指針づくりや、分権の受け皿となる公民館をはじめとする各種コミュニティ団体や自治会組織などへの支援、新たなコミュニティ組織やそのリーダーとなる人材の育成に積極的に取り組む必要があります。

■地域内分権システムへの市民意向



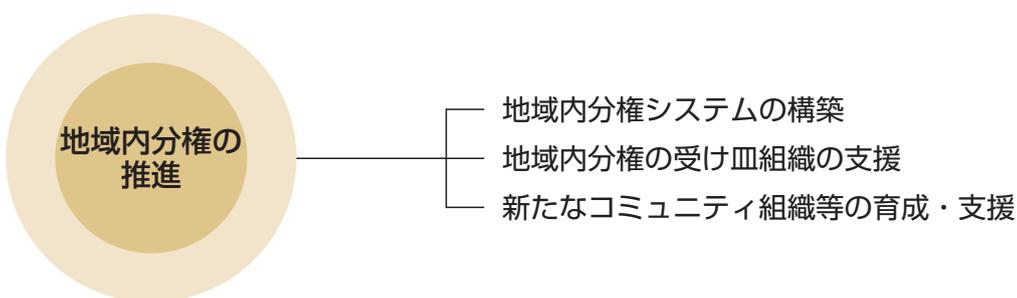
資料：市民アンケート

■市民が地域内分権によって取り組んでみたいと考える活動



資料:市民アンケート

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 地域内分権システムの構築

7 地区に設置された地域審議会において、地域内分権の推進方法等について審議を行い、持続可能なシステムの構築を図ります。

- 地域審議会事業

(2) 地域内分権の受け皿組織の支援

地域内分権の受け皿となる自治会や市民組織などの活動を支援し、組織の充実を図ります。

- 自治会振興事業

(3) 新たなコミュニティ組織等の育成・支援

新たなコミュニティ団体やNPOの組織化を支援するとともに、その中心となるリーダーの育成を行います。

- 地域内分権推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
自治会加入世帯率	%	84.5	85.6
地域内分権リーダー養成講座 開催回数	回	0	3



5. 市民本位の行政運営の確立

現状と課題

国から地方へ、官から民へとといった分権型社会が進展しようとしている今日において、自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。しかし、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化、高度化しており、これまでのような行政運営には限界が来ています。

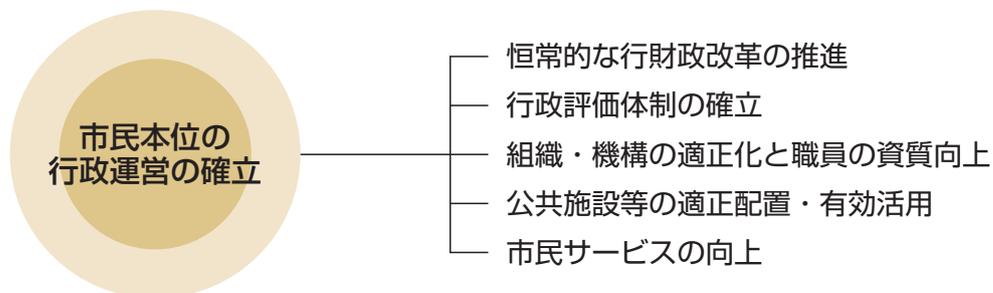
こうした状況を踏まえ、どのように行政運営を進めていくかが本市を含む多くの自治体において課題となっています。

本市ではこうした課題に対し、まず健全な市財政の確立に向けて平成19年3月に策定した「三豊市行政改革大綱」と三つの指針（中期財政計画、補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針、総人件費削減に関する方針）や、改革目標年次や目標数値などを具体化した「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、推進プランの進行管理を行い、行政改革推進委員会から意見や助言をいただきながら問題点の把握に努めています。

今後も、プランの着実な遂行を実施するとともに、新たに行政評価等の導入による事務事業の見直しや、公共施設等の適正配置を検討するとともに有効活用を積極的に進める必要があります。

また、市民本位の行政運営が推進できるよう、市民のニーズを踏まえた組織・機構の適正化を図ると同時に、職員の資質向上をめざして、人事考課制度の充実や高度な専門知識・技術を習得するための研修、業務運営などを実施し、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営の確立を図り、市民サービスの向上に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 恒常的な行財政改革の推進

行政改革推進本部が推進プランの実施項目の進行管理を行い、行政改革推進委員会へ成果・進捗状況を報告し、プランに掲げる目標を達成していくことにより、市民のニーズに応じた質の高い効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。

●行財政改革推進事業

(2) 行政評価体制の確立

新総合計画の実効性を確保し、選択と集中により戦略的・重点的な施策の推進と長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を図るとともに、施策、事務事業について目標達成度等を評価し適切な進行管理を実施するため、行政評価体制の確立を図ります。

●総合計画進行管理事業

(3) 組織・機構の適正化と職員の資質向上

機能的な行政運営をめざした組織・機構と職員の適正配置を検討し、効果的な定員管理に努めます。

また、「三豊市人材育成基本方針」に基づき、人材が育ちやすい職場環境づくりや個々の能力を最大限に発揮させるための人事考課制度の充実、また高度な専門知識・技術を習得するための研修や業務運営などを実施し、プロフェッショナル

ルであり、チャレンジ精神あふれるクリエイティブな職員の育成に努めます。

- 職員研修事業

(4) 公共施設等の適正配置・有効活用

市が保有する既存施設について、その設置目的、類似施設の整備状況、利用状況、運営コスト等を検証し、適正配置を検討するとともに、その有効活用に積極的に取り組みます。

- 公共施設等適正配置検討事業

(5) 市民サービスの向上

サービスの受け手側である市民の立場を意識し、窓口業務や事務プロセス等の効率化・迅速化により、市民の視点に立ったきめ細かで質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、電子申請をはじめとする情報通信手段を利用した行政サービスの提供の充実による事務の適正化、迅速化、高度化を図ります。

- 市民情報システム管理事業
- 電子自治体事業
- 情報セキュリティ対策事業
- 不動産等適正価値評価事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
事業評価制度実施率	%	0	100



付属資料

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 答申書
- ・ 策定経過

三豊市総合計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	団体名等	氏 名	備 考
行政委員会の委員	三豊市農業委員会	かとう とおる 加藤 徹	
公共的団体等を 代表する者	三豊市自治会長連合会	しのまる けんぞう 篠丸 憲三	副会長
	三豊市商工会	あらわき のぼる 荒脇 登 さとう みのもる (佐藤 稔)	(前任)
	(社)三豊市社会福祉協議会	まえだ あきふみ 前田 昭文	
	三豊市PTA連絡協議会	みの ゆきえ 三野 幸枝	
学識経験を 有する者	(財)自治体国際化協会 (前 香川大学)	おがた としのり 緒方 俊則	会 長
	四 国 学 院 大 学	た お かずとし 田尾 和俊	
公募による者	/	あきやま えいこ 秋山 英子	
	/	かわたこうたろう 河田弘太郎	
	/	とみた み え こ 富田美枝子	

諮問書

三政企第249号
平成19年10月30日

三豊市総合計画審議会
会長 緒方俊則 殿

三豊市長 横山 忠 始

「三豊市新総合計画」の策定について（諮問）

三豊市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項

答申書

平成20年 8 月29日

三豊市長 横 山 忠 始 殿

三豊市総合計画審議会
会長 緒 方 俊 則

三豊市新総合計画について（答申）

平成19年10月30日付け三政企第249号で当審議会に諮問のありました三豊市新総合計画基本構想（案）並びに三豊市新総合計画基本計画（案）について、慎重に審議を行った結果、両計画案とも概ね妥当であると認め、次の意見を付して答申いたします。

記

1. 総括意見

（1）地域内分権で市民力を発揮する「三豊市型まちづくり」の推進について

市民、市民組織、民間企業、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに知恵と力を出し合い、地域内分権によって市民力を発揮する「三豊市型まちづくり」を推進するためには、市民への更に積極的な情報提供と公開を進めることが必要です。

また、地域内分権の実現に向け、分権の具体的方法に関する検討を早急に行うとともに、その受け皿となる地域組織の充実・強化やリーダーとなる人材の育成を積極的に進め、分権システムを確立してください。

（2）将来人口目標について

将来人口65,000人を目標として掲げたことについては、将来の人口減少に対する危機感を抱き、定住に対し大きな価値を持ったまちづくりに取り組む姿勢として評価できます。

しかし、これは必ずしも容易に達成できる目標ではないと考えられることから、計画の実施に当たっては、今後の時代の流れや社会情勢の変化を注視して対応を行うとともに、財政状況を見極めながら、施策・事業を選択と集中という考え方のもと実施してください。

(3) 三豊市型政策評価システムの確立について

三豊市型施策評価システムとして示された「PCDCサイクル」は、計画された施策や事業がそのまま実施されるのではなく、実施の前に評価を取り入れる手法ですが、このシステムの運用による効果を上げるためには客観性を失わないことが必須の要件であり、内部評価にとどまることなく、第三者による評価委員会等を設置し、有効かつ公平・公正な実施体制を確立してください。

なお、評価にあたっては、基本計画（案）に示した数値目標に対する達成度を定期的に検証し、評価結果を速やかに、かつ分かりやすいかたちで市民に公表することにより情報の共有化を図ってください。

2. 個別意見

(1) 活気にあふれ、産業が躍動するまちについて

若者が希望を持って住み働けるよう、雇用の場を確保することは、三豊市のまちづくりに欠くことのできない条件であることから、積極的に企業誘致に取り組んでください。

また、既存産業である中小企業振興対策やベンチャー企業の育成、地場産業としての商工振興についても引き続き努力してください。

農業、水産業の将来見通しは不透明感を拭えない状況ではありますが、具体的なビジョンを練り上げ、「産業」として成立する基盤の確立に努めるとともに、特産品の開発、三豊ブランドの確立、食の安全や地産地消の推進にも取り組んでください。

(2) 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちについて

循環型社会を実現するため、ごみの資源化や太陽光発電、バイオガス発電等の新エネルギーの利用・活用に関する検討を進めてください。

また、限りある水資源への対策として、雨水・井戸水などの利用と浄化槽処理水の再利用化を進めると同時に、安定した工業用水の確保にも努めてください。

(3) 人々が助け合う、安全・安心なまちについて

近い将来必ず発生すると言われる大規模地震や台風などの自然災害に備えるため、防災行政無線放送システムの整備と、自助・共助の理念に基づいた自主防災組織の育成・強化を早急に進めてください。

(4) 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちについて

子どもを安心して産み育て暮らせるまちという魅力を創出するためにも、地域社会全体で子育て支援ができる環境づくりに積極的に取り組んでください。

また、誰もが自立した生きがいのある豊かな生活を送れる「健康寿命」を延ばすことを目標とし、市民の健康づくりに対する一層の意識啓発や支援体制の確立に努めるとともに、市内医療機関の連携を強化し、市民の健康を守る体制や救急医療体制の確立に努めてください。

(5) 豊かな心を育み、文化を発信するまちについて

子どもが安全で安心して学ぶことができるよう、学校等の耐震化施設整備を進めることは大変重要と考えますが、併せて学校等の規模や配置の適正化についても早急に検討を行い、子ども達にとってより良い総合的な教育環境の整備に取り組んでください。

また、地域の方々が学校教育に参画し、地域の声を教育に直接反映させる機会を設けるなど、市民の声や力を教育に活かすよう努めてください。

(6) とともに考え行動する、自らが創るまちについて

市民力を発揮したまちづくりに取り組むためにも、市民への更なる情報提供と、公開に積極的に努めてください。

また、今なお無くならない差別や偏見などの人権問題に加え、情報化の進展に伴い新たな人権侵害事象が発生している今日、これら差別や偏見の解消に向けた更なる取り組みの推進に努めてください。

さらに、市が保有する多くの施設については、その維持管理に留まることなく、地域内分権推進事業等への有効活用に積極的に取り組んでください。

(7) 「三豊が一番を目指して」について

「三豊が一番を目指して」は、あえて「一番」という刺激的な表現を用い、私たちの自主・自立への意識を呼び覚まし、それによって市民力が発揮されることを期待するねらいがあり、まちづくりのためのひとつのユニークな手法であると考えます。

この意識を共有し、まちづくりに取り組むためにも、重点施策の実施にあたっては、組織を横断した体制の確立を要望いたします。

3.補足事項

各施策の「まちづくり指標」については、各分野における取り組みの指針となる目標数値を明示する方法を取り入れたことは大変評価できます。

今後は、目標到達度を毎年度確認し、その状況を市民にわかりやすく広く周知するとともに、効果的な指標については積極的に取り入れるよう要望いたします。

三豊市新総合計画 策定経過

開催日時	会議名	主な会議内容
平成19年 5月28日	第1回総合計画策定本部	(1) 新総合計画策定について協議 (2) 新総合計画策定方針(案)について協議 (3) 総合計画審議会の設置について協議
平成19年 6月19日	総合計画策定次長課長説明会	(1) 新総合計画策定方針について協議 (2) 新総合計画策定庁内体制等について協議
平成19年 7月 6日	第1回総合計画策定会議	(1) 新総合計画策定フローについて協議 (2) 将来像キャッチフレーズ募集について協議 (3) 市民・子どもアンケート(素案)について協議
平成19年 7月11日	第2回総合計画策定会議	(1) 子どもアンケート(案)について協議 (2) 市民アンケート(案)について協議 (3) 事務事業調査について協議
平成19年 9月26日	第2回総合計画策定本部	(1) 基本構想(原案)の策定について協議 (2) 審議会委員の選任について協議 (3) アンケート実施結果について報告
平成19年10月30日	第1回総合計画審議会	(1) 委員委嘱(10名) (2) 会長・副会長の選任 (3) 総合計画策定について諮問 (4) 三豊市新総合計画策定について説明 (5) アンケート結果報告について報告
平成19年11月27日	第2回総合計画審議会	(1) 現時点における主要事項の現状と課題について審議 ・三豊市行政改革大綱 ・三豊市行政改革大綱 中期財政計画 ・三豊市各分野の見通し及び状況等について
平成20年 1月28日	第3回総合計画審議会	(1) 三豊市新総合計画体系の概要について審議 (2) 基本構想(素案)について審議
平成20年 2月21日	第4回総合計画審議会	(1) 三豊市新総合計画基本構想(素案)について審議
平成20年 3月12日	第5回総合計画審議会	(1) 三豊市新総合計画基本構想(素案)について審議
平成20年 3月27日	第6回総合計画審議会	(1) 施策の大綱の確認について審議 (2) 基本構想に示すべきまちづくり指標について審議 (3) 今後の策定スケジュールについて審議
平成20年 4月 8日	第3回総合計画策定本部	(1) 三豊市新総合計画施策の大綱について報告 (2) 事務事業台帳の作成について協議
平成20年 6月 4日	第4回総合計画策定本部	(1) 基本構想(素案)について協議 (2) 前期基本計画(素案)について協議 (3) 今後の策定スケジュールについて協議
平成20年 6月11日	第7回総合計画審議会	(1) 基本構想(素案)について審議 (2) 今後の策定スケジュールについて審議
平成20年 7月16日	第5回総合計画策定本部	(1) 基本構想(素案)パブリックコメント結果について報告 (2) 前期基本計画重点施策について協議
平成20年 7月18日	第8回総合計画審議会	(1) 委員委嘱(1名) (2) 基本構想(素案)パブリック・コメント実施結果について報告 (3) 基本構想(素案)について審議 (4) 前期基本計画(素案)について審議
平成20年 8月28日	第6回総合計画策定本部	(1) 基本構想(素案)及び基本計画(素案)の一部修正について協議 (2) 総合計画審議会からの答申(案)について報告 (3) 第1期実施計画の策定について協議
平成20年 8月29日	第9回総合計画審議会	(1) 基本構想(素案)及び基本計画(素案)の一部修正について審議 (2) 総合計画策定に係る答申(案)について審議 (3) 総合計画策定について答申

三豊市新総合計画

—自立への助走路—

平成21年度～平成30年度

編集・発行／ 三豊市 政策部 企画課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地
TEL:0875-73-3010 FAX:0875-73-3022
URL <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>
e-mail kikaku@city.mitoyo.kagawa.jp